

平成20年3月5日（水曜日）

○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 山本 正広

○議事日程（第1号）

平成20年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議会運営委員の選任

日程第4 議案の一括上程

- ・報告第1号
- ・議案第1号～議案第36号
- ・請願第1号、第2号
- ・陳情第1号

提案理由説明

午前10時00分 開会

◎開会・開議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。ここで平岡志朗議員の逝去にあたり、故人を偲んで黙祷を捧げたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷・・・

お直り下さい。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成20年第1回中能登町議会定例会を開会します。

諸般の報告をいたします。

去る12月定例会で可決されました非核日本宣言を求める意見書、道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書2件につきましては、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（若狭明彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、6番 亀野富二夫君、7番 甲部昭夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（若狭明彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの14日間とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○議長（若狭明彦君） 日程第3 議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に、12番 宮本空伸君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮本空伸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（若狭明彦君） 日程第4 議案の一括上程

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）

議案第1号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

議案第2号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第3号 中能登町農村公園条例の制定について

議案第4号 中能登町集会所条例を廃止する条例について

議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町特別職の職員で非常

勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について

議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算

議案第19号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第20号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第21号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第22号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第23号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第24号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第25号 平成19年度中能登町水道事業

会計補正予算

議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算

議案第27号 平成20年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第28号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 平成20年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第30号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第31号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第33号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第34号 平成20年度中能登町水道事業会計予算

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 指定管理者の指定について

請願第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める国への意見書提出の請願書

請願第2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める国への意見書提出の請願書

陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

以上、報告1件、議案36件、請願2件、陳情1件を一括議題といたします。

町長から議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

[町長(杉本栄蔵君)登壇]

○町長(杉本栄蔵君) 皆さん、おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成20年第1回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に

は公私共に何かとご多用中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、中能登町も合併以来、4年目を迎えました。

私は、町長就任以来、町民の皆さんとの「協働の心」を大切にた町政運営を目指している中で、この「まち」を愛する多くの皆さんの「想い」が実感できた3年間でもありました。

21世紀が始まって、まもなく10年を迎えようとしております。

日本は今、大きな潮の変わり目にあり、この流れを的確につかんだ町政の運営が求められております。

今後は、地方力を生かして地域を活性させ、国と地方が力を合わせて、国全体が活力を持つ日本をつくっていく必要があると言われております。

地方分権改革の推進により、地方の自己決定権を確立することが不可決であり、また、一方で地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しさを増すことを覚悟しなければなりません。

これからの町政運営は、まだまだ先の見えない大変厳しいものが予想されますので、町民の皆さんの声に耳を傾け、ともに知恵を出し合い、創意工夫を凝らして、中能登町に磨きをかけ、「住んでよかった」と思っただけのまちづくりを進めていきたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたします議案等について、順次ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては、慎重審議下さいますようお願いを申し上げます。

最初に、報告第1号 平成19年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,827万6,000円とし、1月9日付けをもって専決処分を行いましたので、報告するものであります。

次に、議案第1号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてであります。

この条例は、青年海外協力隊等のボランティアを現職の身分のまま参加できるように条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により中能登町が行う後期高齢者医療の保険料徴収事務について定めるものであります。

次に、議案第3号 中能登町農村公園条例の制定についてであります。

この条例は、農村総合整備事業により、整備する農村公園について設置条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 中能登町集会所条例を廃止する条例についてであります。

現在、集会所条例で設置してある集会所を地区に移管することとしたので、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、育児短時間勤務や部分休業等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、旅費の宿泊区分について見直しを行うものであります。

次に、議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、先の条例と同じく旅費の宿泊区分について見直しを行うものであります。

次に、議案第8号 中能登町職員の旅費に

関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、先の条例と同じく旅費の宿泊区分や日当の支給区分等について見直しを行うものであります。

次に、議案第9号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、定率減税の廃止や、税源移譲に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 中能登町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登町が設置したグループホームを指定管理者が管理運営できるよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例についても、中能登町が設置した老人福祉センター「ゆうゆう」を指定管理者が管理運営できるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例についても、中能登町が設置した高齢者等支援施設を指定管理者が管理運営できるよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部

改正に基づき、義務教育就学前児童医療の一部負担割合を見直す改正であります。

次に、議案第15号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、健康保険法の一部を改正する法律、その他関連法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、従来の税率を改正するものであります。

次に、議案第16号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度においても継続するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、町内において中古住宅を購入し、定住された方について、より幅広く奨励金を交付するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号から議案第25号までの平成19年度補正予算に関する議案についてご説明をいたします。

まず、議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,594万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,233万1,000円とするものであります。

次に、議案第19号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,476万4,000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳

入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,777万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,556万円とするものであります。

次に、議案第21号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,601万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,723万円とするものであります。

次に、議案第22号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,440万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,436万6,000円とするものであります。

次に、議案第23号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,648万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億608万5,000円とするものであります。

次に、議案第24号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業の特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,605万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,996万3,000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成19年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入支出でそれぞれ950万円を減額し、収入支出それぞれ3億6,471万8,000円とし、また、資本的収入では、1億1,400万円を減額し、3億3,652万7,000円、資本的支出では、5,089万4,000円を減額し、5億3,091万2,000円とするものであります。

次に、平成20年度 当初予算の主な施策について説明をいたします。

まず、第1点目に、統合中学校建設費として2,719万7,000円を計上いたしました。

主な内容としましては、統合中学校建設基本設計策定業務委託料、用地測量及び地質調査業務委託料等であります。

中能登町においても少子化が進み、中学校の統合は合併前からの重要課題となっておりますので、早期に教育環境の整備を図っていくものであります。

次に、2点目として重度の要介護認定者及び認知症の方を在宅で介護されている世帯に対して支給している寝たきり等介護慰労金支給事業費を現在の月額1万円から2万円に増額し、1,440万円を計上いたしました。

次に、3点目として、平成20年5月末までに全ての住宅で設置が必要となります火災警報器を、低所得の75歳以上の高齢者世帯や重度障害者のいる世帯に無料で配布・設置する事業費として765万9,000円を計上いたしました。

そのほか、防災対策として、町指定避難場所に案内看板の設置と総合防災訓練の実施や、地場産業の振興として、カラー野菜の普及並びに産地化への取り組みを行うとともに、生活に関連した環境整備として、地区要望への対応や上水道連絡管の整備、並びに3カ所の図書館を結ぶ統合システムの導入等の各種事業に取り組んでいくこととしております。

それでは順次、議案第26号から議案第34号までの新年度予算の議案について、ご説明をいたします。

議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,440万円とするものであります。

次に、議案第27号 平成20年度中能登町老人保健特別会計予算につきましては、来年度より制度として後期高齢者医療特別会計に移行しますが、前年度の支払いの関係上、1カ月分の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億971万円とするものであります。

次に、議案第28号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、新年度より新たに発足いたします後期高齢者医療制度の予算として歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,342万7,000円とするものであります。

次に、議案第29号 平成20年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億363万1,000円とするものであります。

次に、議案第30号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,904万4,000円とするものであります。

次に、議案第31号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,631万3,000円とするものであります。

次に、議案第32号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,189万円とするものであります。

次に、議案第33号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業の特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億610万円とするものであります。

次に、議案第34号 平成20年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を3億1,302万円、収益的支出を3億3,568万3,000円とし、また資本的収入を3億7,606万2,000円、資本的支出を4億6,495万6,000円とするものであります。

以上が、今回提案いたしました予算の主な内容であります。執行にあたりましては十分な検討を行い最大限の効率的な運営に努めることはもとより、今後必要となりました事業につきましては、必要性、緊急性を十分に勘案しながら、今後の補正予算に反映させて参りたいと思っておりますので議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、議案第35号 指定管理者の指定についてであります。

中能登町高齢者等支援施設デイサービスセンター「ひまわり」の指定管理者として社会福祉法人 中能登町社会福祉協議会を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第36号 指定管理者の指定についてであります。高齢者グループホーム「しあわせの里」の指定管理者を有限会社しあわせの里に指定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案等の内容について説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なる審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎散 会

○議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日6日午前10時から本会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時37分 散会

平成20年3月6日（木曜日）

○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 山本 正広

○議事日程（第2号）

平成20年3月6日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

- ・報告第1号
- ・議案第1号～議案第36号

日程第2 常任委員会付託

- ・報告第1号
- ・議案第1号～議案第36号
- ・請願第1号、請願第2号
- ・陳情第1号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案質疑

○議長（若狭明彦君） 日程第1 議案質疑
これより報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）の質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第1号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 中能登町農村公園条例の制定について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 中能登町集会所条例を廃止する条例についての質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 中能登町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 中能登町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第12号についての質疑を終結

いたします。

次に、議案第13号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

○20番（杉本平治君） 議案第15号について質疑を行いたいと思います。私は議案第15号につきましては、54ページの第3条第1項中の改めるといふ、そういうひとつの目的が大きく出されておると、そう考えるわけであり。理由等につきましては、前回の全協の説明の中にも、中能登町の医療費が大幅に現在、支出されておると、そういう中におきまして、国保の会計における財調も少なくなっている。これからの運営を考えた場合、やはり税条例を改正して値上げをせざるを得ないという、そういう理由付けであったと考えております。

全協の席上に資料をもらいました。中能登町の位置付けは、平成18年度におきましては、10市9町の中で上の方にあるわけであり。以前は、旧鹿島町を中心をいたしまして、

医療費は大変安くなっていったわけでありませんが、中能登町になりまして医療費が高くなったということ、市町村の平均は1人あたり25万1,000円、これは一般国保でございます。25万1,000円でございますが、中能登町は26万3,000円という、そういう金額になっておるわけでありまして、県全体におきまして平均は24万9,000円、以前は、平成13年におきましては、旧鹿島町は下の方から数えて本当に金額的に医療費が安くなっている。旧鳥屋町におきましてもそうでございます。残念ながら旧の鹿西町は上の方に位置付けられておりましたが、平均いたしますと、やはり3町とも合計いたしますと、医療費の支出というのは低く抑えられている。合併いたしますと、18年、19年ときているわけでありまして、この医療費の高騰はどういうことになって、このように医療費の支出が多くなったのか、その理由というのをどう担当課の方で把握しているか。やはり医療費が安くなれば、当然、国保会計も値上げをしなくてすむわけでありまして、私は、そういう点におきまして、これからやはりそういう努力というか、医療費を少しでも安くしていく、そういうまちづくりというのは必要ではないかと思うわけでありまして、そういう点に、どう考えておられるか、この点について1点、担当課の方の説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

[保健環境課長（小林玉樹君）登壇]

○保健環境課長（小林玉樹君） ただいまの杉本議員のご質問にお答えいたします。先日の全協での資料のことを言われましたので、それについてですけれども、確かに合併してから中能登町の医療費といいますが、療養費につきましては、上位7、8番に位置しておりまして、大変まずいなというふうには思っております。

それで、医療費高騰の理由ということでございますけれども、これはやはり現在調べてい

る最中ではございますが、前期高齢者にあたる方々がかなり重いといいますが、かなり大きな手術をされたり、またそれに至るまでの大きな病気を抱えていらっしゃるということがレセプトの点検等から見られます。

そうしたことも合わせまして、国も同じことを言っているわけでございますけれども、生活習慣病ですか、そういったものを減らしていかないと、結局医療費というのは下がっていかないとということでございますので、従前、確かに手ぬかりといいますが、若干劣っていた部分もあったのかもしれませんが、それで今後は、今年度の予算にも計上してございますけれども、特定検診、またそれに基づきます保健指導等、その辺に力を入れて医療費の高騰をできるだけ抑えるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） そのほか、質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第17号についての質疑を終結い

たします。

次に、議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算についての質疑を行います。

まず、歳入全般について質疑の方ございませんか。73ページから79ページになります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので歳出に進みます。歳出の第1款議会費から第4款衛生費まで質疑の方ございませんか。80ページから98ページになります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので次に移ります。第6款農林水産業費から第9款消防費まで質疑の方ございませんか。99ページから107ページになります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので次に移ります。第10款教育費から第12款公債費まで質疑の方ございませんか。107ページから117ページになります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認

めます。

以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。地方債補正及び歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 平成19年度中能登町水

道事業会計補正予算について質疑を行います。企業債補正、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算について質疑を行います。

まず、地方債及び歳入全般について質疑の方ございませんか。8ページから27ページになります。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

○10番（武田純一君） それでは2点にわたって質問をいたします。先の全協の時に、聞き漏しましたので、まず、11ページの方の町税の方です。固定資産税、ここで毎年、私聞いているのですけれども、大臣配分の方、これを聞き漏しましたので、説明を求めます。

それともう1点、15ページ、使用料及び手数料の方ですが、法定外公共物使用料21万7,000円、具体的に報告をお願いします。以上です。

○議長（若狭明彦君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

○税務課長（永源 勝君） 武田議員のご質問にお答えいたします。新年度の予算で大臣配分の償却資産が減っている。償却資産につきましては、課税標準額で117億円ということで見積もりをさせていただきました。その内訳といたしまして、町長決定分54億円、大臣配分の分といたしまして63億円の課税標準額を見込んでおります。大臣配分償却資産とは地方税法第389条第1項第1号に総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産というふうになっております。

中能登町におきましては、該当する償却資

産を有する企業は北陸電力株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北越急行株式会社、株式会社USENの計6社が該当する企業でございます。

ちなみに大臣配分の決定通知書は、毎年3月の下旬に送られてきますので、今年度の方につきましては、まだ届いておりません。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 藤井参事兼監理課長

〔参事兼監理課長（藤井博昭君）登壇〕

○参事兼監理課長（藤井博昭君） それでは、法定外公共物についてご説明をいたします。

まず、法定外公共物といいますと、これにつきましては、平成12年の4月1日に施行されました地方分権一括法によりまして、国有地が市町村へ譲与されたものであります。その中身につきましては、里道、水路、俗に言う赤線、青線で、現に機能を有しているものについて、平成17年3月末までに譲与されたものであります。

ここで、予算化をしてあります21万7,000円につきましては、北陸電力、NTT、ダイナム、あと民間3社の分を含めまして予算化をさせていただきました。

単価につきましては、法定外公共物の管理条例に基づきまして、算出をしてあげてあります。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、歳出に移ります。歳出の第1款議会費、第2款総務費について質疑の方ございませんか。29ページから52ページになります。

20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） それでは1点ばかり質問をいたしますので、答弁をお願いしたいと思います。

第1款の34ページ5細目の自治振興事業の

19節にあります地区振興交付金であります。金額的にも大変大きなものでありまして、2,850万円という大きな金額であります。これの支出の目的、内容等について具体的にどのような指導をされておられるのか。

2点目といたしまして、交付を受けた各地区、集落において、これらの金額につきまして明解に会計上に処理をされているのか、そこら辺の把握を行政の方はきちんとされているか。この2点について報告を求めたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

[企画課長（大村義一君）登壇]

○企画課長（大村義一君） 杉本議員の質問にお答えをさせていただきます。

地区振興交付金の目的等についてのご質問でございますが、地区振興交付金につきましては、町区長会へ交付しているものでございまして、地域と行政との円滑な連携を図るとともに、地区事業の支援と地区振興の推進を図ることを目的に交付しているものでございます。交付金の交付方法につきましては、世帯割と定額性により積算しており、地区の指定口座に入金をいたしております。

また、交付金の使用、使途につきましては、交付金の目的であります地区事業の支援と地区支援の推進を図るため交付しているもので、各地区の判断に委ねているところでございます。

先ほど、議員ご指摘のありました集落に対する会計処理につきましては、地区の方に委ねておりますので、町の方では把握いたしておりません。ただ、ご指摘につきまして、もう一度状況等を確認させていただきますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 今の点について再度質問をしていきたいと思っております。

私はなぜにこの問題を取り上げたかということであります。中能登町に旧の鳥屋地区、

鹿島地区、鹿西地区、それから自治会というそういう4つの地域に別れて2,850万円の地区振興交付金というのを町が交付しているわけであります。私はその金が具体的にその地区の振興のために使われているかどうかということにつきましては、やはり税金でありますから、これらにつきまして交付したけれどもあとの処理、また使用については関係はない、お任せであるということではなしに、きちんとその地区が地域全体が振興できる目的に使っているかどうかということについて、やはり把握をする必要があるかと思うわけでありまして。

私のところへ投書がまいりました。町からの交付金は、区長手当という一つの名目もあるということで、具体的にその地区の集落の会計処理上、明確に示されていない、どれだけ町からお金が入っているのかわからないという、そういう地区も私のところへ、是非ともこの問題は町がどのように考えて、振興交付金を交付しているのか明確に問いただしていただきたいという、そういう投書がまいっておりますので、これらにつきましてもやはり個々のその地域の区長さんの判断に町が委ねるということではなく、目的を明解にして会計上きちんとそれが収入としてその地域の中に示されているというそういうシステムを私は構築すべきではないかと考えております。投書では、これらにつきましては、全然金額的に総会でも示されないという、そういう意見が寄せられておりますので、そこら辺につきましては、公金であり、税金であります。町はやはり目的に沿った使用が各地区で行われるように、指導をもう少し強化していく。そういうことを私は要望いたしたいと思っております。この点について、再度答弁を求めたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 今、杉本議員からご指摘のありましたことでもありますけども、

町といたしまして、今後、区長さん等に指導していきたく思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 続きまして、私、総務費の中で、1点ばかり質疑を行いたいと思います。43ページでございます。

今、中能登町は、少子高齢化、またそういう若者の中で、大きな課題となっているのは、せっかく中能登町に生活しておりながら、結婚が出来ない。これは男女ともども一緒でございます。この件につきましては、石川県全体の課題でもあります。県議会でもよくこういう論議はされていると言われていますが、43ページの中で6細目の結婚推進事業、今年は、84万円予算化してあるわけでございます。昨年度も、同額の84万円、しかし、補正で12万円の減額がされております。具体的に結婚推進員の謝礼という名目で予算化してあるわけですが、これらにつきましては、町はどのような対策を現在講じておられるのか、謝礼ということですから、推進員の方がおられるわけでありまして、何人おられて、どうして昨年度はこの12万円が補正で減額されたのか、推進員の方が欠落したのか。どういうことでそのような結果になり、今年度も昨年度と同じ84万円を予算化してあるわけでありまして、当然、町はこの結婚推進員ということで、努力をされるという意味あいでも、昨年度と同じ金額を計上したと思うんですが、これから、より進めていく上におきまして、昨年度の反省を込めて、今年度はどのように進めていかれようとしているのか、担当課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 杉本議員のご質問にお答えをさせていただきます。結婚推進員でございますが、平成19年度、平成20年度と、同額84万円をお願いいたしました。内訳として、推進員でございますが、鹿島地区で

4人、それから鳥屋地区で6人、現在、鹿西地区で2人という状況でございます。そこで、12人で今、活動をお願いしているわけでありまして、今回14人計上してございますが、今、鹿西地区でお2人でございますので、もうお2人何とか、今、推進員の増員を図りたいということで、一生懸命探しているところでございます。

それから、毎月1回、各庁舎ごとにこの結婚推進員の相談をしており、大体、平均でいきますと、年間2、3人程度だというふうに思っております。ただ、在宅の方で、皆さん相談を受けておられるという状況で、19年度におきましても、6組ほどうまく成立しております。今後とも、結婚推進に向けまして頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） ないようですので、次に移ります。第3款民生費、第4款衛生費について質疑の方ございませんか。52ページから76ページになります。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 55ページをお願いいたします。民生費でございます。2細目の20節扶助費でございます。これにつきまして、私、質疑を行いたいと思います。全協の席上にもこの点について簡単にふれたわけでありまして、町長は介護保険の中に、今年度、痴呆の方、寝たきりの方々に対しての介護慰労金というのを1万円から2万円に引き上げました。大変これは、該当者の方々にとりましては、温かいそういう町のシステムについて受け止めていると私はそう思うわけでありまして、その点を考えますと、この扶助費についても、私はそれと同じでなかろうかと考えております。

例えば、福祉タクシーの利用料、予算では

114万3,000円、精神障害者の医療費助成180万円、身体障害者の介護自動車助成費45万円、心身障害者の扶養共済掛金118万8,000円、これらは私は、そういう身体の不自由な方、また、精神的にも阻害されておられる方々に対しての町の助成であります。立場の弱い方は、そういう面について引け目を感じておられますから、そういう方々に対しての温かい援助というか、支援というのは、本当に大切だと考えております。ただ、この中に精神障害者の医療費助成、19年度は240万円でありましたが、今年度は180万円に減額されております。これらにつきましては、今日精神障害者の問題点が国会の中でも問題になっております。能登病院におきましても、第二病院の病棟がいつも満杯であります。今、そういう一つの生活の中に、やはり精神障害を受けておられる方が、益々増えつつあるというのが現実ではなからうかと考えております。19年度からみれば、減額になっておりますが、これらにつきましては、実態を把握されて減額されたのか、そこら辺について1点お伺いしたいと思っております。

それから福祉タクシーの利用料、これにつきましても中能登町が合併前から3町とも、この制度を取り入れて利用券を配付しておったわけでありまして、これらにつきましても、もらっておられる方々は何かしら利用しにくいという、そういう面がよく聞かれるわけでありまして、この点につきましても、利用しておられる方々と1度話し合いをもたれて、利用しやすい利用券の発行を私は是非ともお願いをしたいと考えております。以上で終わります。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

[福祉課長（岡野 昇君）登壇]

○福祉課長（岡野 昇君） ただいまの杉本議員のご質問ですが、まず、精神障害者医療費の助成につきましては、これは登録は70人ほど見込んでおりますが、利用状況は、それ

ぞれ個人のプライバシーにかかわるものが多分にありまして、実際には月に利用される方は30人前後となっております。これは毎月利用される状況ではございませんので、登録は確かに沢山おられますが、利用状況は二月に1回とか三月に1回とか、そういうふうな利用状況になっておりますので、実態に応じて今年度は180万円とさせていただきます。

それから、福祉タクシーでございますが、対象者は、障害者ということで、下肢、足が悪い、動けない。それと身体が大変不自由、そういう方が対象となっております。それでそういう方が1、2級の方のみを対象としている町の単独の助成制度でございますので、1件あたり利用は680円というふうになっておりますが、確かに利用状況は、悪い状況であります。それでその利用をどういうふうにしていかれるか、それを把握して、今後、その対応を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 大変失礼しました。

この福祉タクシーを利用されている方々は、大変感謝しておるんです。だが、なかなかお年寄りには、これらの利用のシステムについて、具体的にその点が理解されていない、そういう面があるかと思っておりますので、この点についてのPRをひとつ行政の方をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、63ページをお願いいたします。保育園の運営費でございます。中能登町の保育所の問題につきましては、合併してからでございます。私が民生の常任委員長をしておりまして、副委員長は岡野さんでありました。民生常任委員会が各保育所を回ったわけでありまして、職員の方々から、どういう問題が保育所の課題としてあるのか聞かせてほしい。そういうことで回りました。そういう中で、出てきたのは常勤の職員と嘱託の職員、非常勤の職員、3つの構成で保育所を運営してい

る、そういう中でいろんな課題が出てきている。何とかこれをひとつ直してもらえないかという、そういう要望が出されておりました。議会で取り上げたところ、町長はこの点につきまして、前進の方向で処理をされたと、私は考えております。

今、保育所、19年度770名の定員であります。今年度の予算の中でも公立保育所の定数は、変わらず770名であります。20年度の予算を見ますと、260万7,000円の減額、19年度からみれば職員給の減額は1,563万6,000円あります。大幅な減額でなかろうかと考えております。そういう中で、保育の児童数が770名、これは町の方の資料ではそうっております。そういう中で臨時職員の金額は、昨年度は1,453万7,000円、20年度は1,400万4,000円、減額の53万3,000円あります。臨時職員の人件費は下がっておりますが、問題なのは嘱託職員の賃金が平成19年度からみれば1,274万円の増額になっているわけであります。このことは、職員の減額がそのまま嘱託職員の増に移されておるのではないかと、そのように考えるわけであります。今の中能登町の財政の中で、こういうシステムをされたと考えておりますが、これによりまして、保育所の運営自体に、また、職員間の中でトラブルも起きないか、また、保育所が満足に運営できうると考えておられるのか、この点について説明を求めたいと思います。

常日ごろ、町長は子供は中能登町の宝である、未来のまちづくりの中で、大切に保育をして守り育てていきたい、そのように発言をいたしております。保育児が町の統計では減少していない中で、保育士の減少が行われ、それが嘱託に任されるということであり、果たして保育児のこれからの保育の運営に、環境に大丈夫なのかどうか、この点についてどう考えておられるのか答弁を求めたいと思います。

それから、67ページ、学童保育であります。

私は旧鹿西町の議員をしている時に、学童保育というものを立ち上げまして、時の谷町長が学童保育事業を創設して、学童保育を旧の鹿西町がやったんです。中能登町も旧3町とも学童保育をしていましたので、継続して中能登町もそれを行っているわけでありまして。鳥屋地区におきましても、学童保育が公民館の横にあります。私、何回かそこへ行ってきているわけでありまして、これらにつきまして、中能登町の方針はどのように考えておられるのか、この点を一つお伺いいたしたいと思っております。予算上は町の支出は1,000万円でございます、19年度。これが20年度は800万円に減額されている。県は逆に233万6,000円の補助であったのが、今年度は365万円の補助を行っております。これは県自体が学童保育に積極的に取り組む姿勢を示している表れなのかどうか、そういう中で中能登町が学童保育に係る予算を200万円も減額したのはどういう理由なのか。これらについての接点というのはどう考えておられるのか。県の姿勢と同時に中能登町の姿勢のあり方等について、これからの中で答弁を求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。保育園の運営の件につきましてですが、20年度は、職員の採用がなかったため、退職の補充につきましては嘱託で対応したいと考えています。それで嘱託の人数が増え、人件費が増えたというふうに捉えていただきたいと思います。正規と嘱託の職員の比率は正規率が高い方がよいと考えられることは当然でございますが、嘱託職員も資格保有者が十分な経験を積んでいる者であります。それで子供の保育の指導につきましては、そんなに遜色はないと考えているものでございます。20年度の予定嘱託をお願いしてもなかなか対応できるものではございませんが、今後は指定管理者等への移行も検討

中でありますので、総合的に捉えて、今年度囑託で対応していきたいと、そういうふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

[教育文化課長（後藤和雄君）登壇]

○教育文化課長（後藤和雄君） 学童保育事業のことに付いてご質問がございました。費用額では64万円の減額となっております。これにつきましては、臨時賃金等を精査いたしますと、この金額でやれるということで減額をしたものでございます。

それから、県支出金につきましても、昨年度途中から障害児の学童がありまして、その部分を加算いたしましたらこの金額になったものでございます。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 答弁はいりません。

意見を述べておきたいと思ひます。私は、この保育所の問題について委員長をしている時に、保育所を回ったんです、全体で。その後、委員長の私と岡野副委員長と2人で、また改めて全部回りました。そういう中に出てきたのは、保育の中で囑託であろうが、臨時であろうが、時間が来たら帰られるわけですね。時間が来たら。そうしますと後は、常勤の職員が保育児を見守らなければいけないという、そういう問題が私たちにその時の保育所の先生方から伝えられたのでございます。できるだけ常勤の職員に保育児をみてもらいたい。そういうことがその時に要望されました。それを聞いて、現在の町長は保育士の採用に何人が踏み切ったと思うんです。この数字を見ますと、また以前の囑託職員が保育児の保育に大幅に関係していく、そういうことに私はなりはしないかということをお慮するわけでありませぬ。保育所の実態等をきちんと調べまして、安心して預けられるという保育所に育てていていただきたいと私は要望しておきたいと思ひます。

また、学童保育につきましても、これから中能登町は若者を呼び込むための施策を常に行っているわけでありませぬ。

例えば宅地造成、また町営住宅、いろんな中で若者を呼び込みたい。その若者の子供が共働きの中で、学校が終わった後、学童保育へと、そういう施設を充実し、それらの方々が見守るといふこと。これは私は本当に大事な仕事ではなからうかと考えております。是非とも若者が、若いお父さん、お母さん方が勤めから帰るまで、学童保育の中に保育をするというシステムをやはり充実していくことが、これからの中能登町のまちづくりの中に、特に宅地造成を考えて、そういう若いお父さん、お母さん方を呼び込む上におきましても、大切な事業でなからうかと考えておりますので、学童保育につきましても具体的にそれらの点につきましても、他の市町村の学童保育のあり方等も比べまして、その点につき、前進することを願ひしておきたいと思ひます。

○議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） ないようですので次に移りますが、ここで休憩いたします。開会は11時25分からといたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。第5款労働費から第9款消防費まで、質疑の方ございませんか。76ページから97ページになります。

9番 古玉栄治君

[9番（古玉栄治君）登壇]

○9番（古玉栄治君） 2点について質問いたします。まず1点目といたしまして、95ページ、耐震診断モデル事業補助金、これの受け入れる診断対象となる世帯数は一体どのくらい中能登町にあるのか。また、そのどのくら

いを、今回目標で診断されるのか。また、その診断される家庭には、自己負担がかかるのか。また、診断をした家庭に対しては、耐震補強工事あるいはリフォームをされる場合、補助金あるいは利子補給等、なんらかの補助を計画されているのかということです。

もう1点、6款1項の農業振興費です。石動山ユリは、19年度、中能登町の町花に制定されました。そういう中で保護普及事業ということですが、今現在、石動山ユリはどのくらいあるのか、どのくらいを目標に普及されるのかをお聞きしたいと思います。

また、今後ですね、石動山ユリ増殖目標として一体どのくらいを目標にもっておいでなのか。中能登町の町花ということで、まだ石動山ユリを知らない方が沢山おいでますので、出来るなら出来るだけ早く、皆さんにお目にかけてらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若狭明彦君） 澤土木建設課長

[土木建設課長（澤賢造君）登壇]

○土木建設課長（澤賢造君） 耐震診断モデル事業の件でございますけれども、平成20年度予算につきましては、昭和56年以前に建築された木造住宅を年代別に10戸公募しまして、耐震診断費用については全額補助、簡易設計については2分の1を限度額として、限度額5万円の補助をするというような計画をいたしております。それによりまして中能登町の木造住宅がどれくらい耐震改修に費用がかかるのか実態をつかみまして、平成21年度の改修補助に向けての調査をするものでございます。

それで現在、中能登町では56年以前に建てられた建物につきましては、3,552戸であります。全体では、5,971戸のうちの3,552戸でありまして、耐震性のあるものについては41パーセントという状況でございます。それで、利子補給とかそういうことについては、今後補助について、改修の費用について、平成20

年度に調査を行った後に検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 表農林課長

[農林課長（表辰祐君）登壇]

○農林課長（表辰祐君） 農業振興費の13節委託料で、石動山ユリのバイオ増殖5万円というのを計上いたしております。石動山ユリにつきましては、何本というようなそういう本数は数えてはおりません。大宮坊の横の法面に旧鹿島町時代に移植したその花が、毎年100本くらいはあるのではないかなと思っております。石動山ユリは、これは品種的には山ユリの部類に入ると思います。前にも一度申し上げたことがあるんですが、東北地方の東北自動車道を福島県、それから宮城県、岩手県あたりずっと北上して行きますと、道路の両端に沢山咲いております。それらは山ユリでございます。サービスエリアに止まってよく観察しますと、私はどう見ても石動山ユリであると思っておりますが、多少小ぶりかなとそのように思います。

そこで、例えば菊の大きいメーカー、そうした所のカタログを見ますと、ユリの中にその花が山ユリとして載っております。1球800円くらいですか、そういう値段がついております。従いまして、その山ユリを町花として増殖するのであれば、その苗を買って普及すれば簡単なんでございますが、ただ一つ、その山ユリを石動山の区長さん方にご意見をお伺いしますと、「これは石動山ユリとは違うんだよ」とおっしゃるんです。これは史的に約400年くらい前に石動法師が諸国を遍歴したそういった事実があります。恐らく東北地方からもってこられた、それが普及したんだろうと、よく町内のそうした方々がおっしゃるわけでございます。ただ、石動山の方が違うとおっしゃる。そして、またもう1人、金沢大学のある教授も「いや、違うよ」とおっしゃるらしいです。そうしますと、違うとい

う、いわゆる偽物になりますので、そういう偽物を公費で沢山買って、これが石動山ユリというわけにはいかないんです。普及するということになりますと、現在、石動山で植生している本当の山ユリからそれを株分け、株分けは限度がありますから、バイオ増殖という手段しかないのかな。

そこで七尾の東雲高校の出村先生、専門家でございますが、その方にご相談をいたしますと、なるほど先生も同じ考えでございます。東北から来たんだらうけれども、石動山の方が違うとおっしゃる以上は、それはやっぱり石動山にあるものをバイオで増殖する方法が一番いいでしょう。そこでもう一つ問題になるのは、石動山で咲いているその花からバイオで増殖するとしても、咲いた以上はすでにもう雑菌で侵されている危険性がある。従って、開いた花から増殖してもそれは本当の石動山ユリとは言えない。では、どうするのかということになると、すぼんでいる間にするんだそうでございます。その確率は、すぼんでおりますからどういう花になるのか分かりませんから、一種の賭けだそうです。すぼんでいる花の中から増殖を試みる、確率としては高いものではありませんけれども、一度成功するとその成果といいますか、そこから出来る花は無数にあるそうでございます。従いまして、そういう無数に出来るということがありますので、私たちは大変、先生の言葉には喜びといいますか、期待をしております、実は今年の予算には、バイオ増殖委託料5万円に、もう一つ、消耗品のほうでポット、それから養土等を含めまして、10万円を計上をいたしました。まず、東雲高校からいただいたそれを町のハウス村の方で、栽培をしてみたい。出村先生は「全てのマニュアルをきちんと書いてあげますよ」と言っていただいておりますので、是非ともそういうふうにしていきたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） そのほかありません

か。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） ないようですので、次に移ります。第10款教育費から第14款予備費まで、質疑の方ございませんか。97ページから124ページになります。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 115ページ、文化財の保護事業費、2細目のこの点について、先般、県庁ではありませんが、県の関係する方々が雨の宮の古墳を見たいということで、案内をいたしました。その先にも行ってきたことがあるのですけれど、今、古墳の上は上がられないという、そういうことになっておるわけでありまして。以前から私は担当課に「雨の宮古墳をどうするのか、あのままにしておくともた草が生えてくる」今でも雑草が生えているわけでありまして。以前、旧の鹿西町の時に、町の町祭として古墳の整備に取り組んだことがあるわけでありまして、今の雨の宮があの状態に現れているわけでありまして。今年の予算の中に、測量と設計業務の委託料が出ております。私がお聞きしたいのは、設計業務の委託料として、全体で445万5,000円でございますが、設計業務の委託料、どういう設計を文化庁の方は考えておるのか、今の雨の宮の現状を、その現したものをこれからも継続して保存していくという考えの設計なのか。また、自然に返っていくのが当たり前だ。草が生えてもいたしかたないというそういう中で、今の1号墳そのまま現状を見守っていく、そういう設計なのか。またそこら辺につきまして町としてどういう要望を文化庁の方へ上げているのか、あわせてお聞きしたいと思っております。

あの史跡は石川県内におきまして、大変有意義な史跡であります。葺き石を現して、現状、4世紀か5世紀のものを現代に現している史跡というのは、全国でもあまりないんです。あの史跡の復活の時に、私たちいろん

な所へ見学に行きました。だが、葺き石をそのまま現している、今の1号墳、そういう状態の古墳というのは全国で数少ないわけでありまして、それらにつきまして、今後設計の中にどういうことを町として要望していくのか、これは取り入れてもらいたいというものが、町としてあるとしたら何なのか、そこら辺について担当課の方のご意見を伺いたいと思います。

私の要望といたしましては、現在の1号墳、1,400～1,500年前にあの雨の宮古墳ができたわけでありまして。その時の葺き石が現在の目の見て、1号墳というのがあるわけでありまして。考えてみますと、大変歴史のある古墳でなからうか、また、葺き石が現存して皆さんに見られるという、そういう古墳というのは全国でも数少ないわけでありましてから、私は、この古墳の保存と、また、これからもうそういう状態で全国的に発信できる、古墳にしていていただきたいということを、これは私の意見であります。要望であります。それらを踏まえまして、この設計委託料の中で、どういうことを町が考えているのか答弁を求めたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

○教育文化課長（後藤和雄君） お答えいたします。今ほどは貴重なご意見ありがとうございます。

雨の宮古墳を今ほどご質問にあった現状どおりとするのか、ということにつきましては、20年度において文化庁と協議をしていくということになっておりまして、現時点ではまだ決定をしていないものでございます。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 再度、要望しておきたいと思います。私は、あの古墳は1,400年～1,500年前の現状を現したそういう古墳なんです。今、10年前につくったとか、20年前につくったという、そういう、現代的な古墳ではないんです。今、担当課は文化庁と協議

してこれからやっていくという、そういうことであります。私は、そういうことではなく、中能登町としてあの古墳の位置付けをどうするのか。内部の中にきちんとそれを協議して、文化庁に対して要望していくべきではないかと思っております。

これは、石動山でも一緒だと思うんです。やはり地域の方々がそれを守るといって、そういう意味あいにおきまして、自分等がどうしていけば良いかということを中心に協議して、その結果を文化庁の方とアクセスする、それが大事ではないかと思うんです。是非とも文化庁にお任せするというだけでなく、地元のこの中能登町がどうしていけば良いかという方針を決められまして、文化庁としてその実現のために強力に働きかけを行っていただくことを強く要望しておきたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号 平成20年度中能登町老人保健特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第28号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第28号についての質疑を終結

いたします。

次に、議案第29号 平成20年度中能登町介護保険特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第29号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第30号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算について質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の

方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号 平成20年度中能登町水道事業会計予算について質疑を行います。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） それでは1点ばかり簡潔に行います。よろしく願いいたします。

まず、初めに261ページ、水道料金の収入でございます。消費税相当額が1,427万7,000円計上されておるわけでありまして。水道を使ったら消費税を払うということで、私も払っているわけでありまして、次に、265ページ、県水の受水費として4,309万9,000円、県水の受水費として県へ支払っているわけでありまして、この県水の受水に関しまして県へ払う消費税というのは、払わなくても良いのかどうか、お聞きしたいと思うんです。中能登町は県水だけではありませんが、県水に対する消費税を払っておらない、そして水をもらっておる、もらっておる中能登町が県水を町民に分けておる、そして町民から水道代金と同時に消費税も取っておる、そこら辺のことはどうなるのか、私この点について具体的に要望いたしますので、これに対する見解を述べていただきたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 松栄上下水道課長

〔上下水道課長（松栄哲夫君）登壇〕

○上下水道課長（松栄哲夫君） 杉本議員の質問にお答えいたします。水道料をいただいている時には、当然、消費税もいただいております。おっしゃる通りであります。県水の支払いについてもこれは当然、消費税は払っております。私、前に119円と申しましたけれども、119円に1日945トン、責任水量とし

ての945トン、それに365日を掛けて、それに消費税ということで支払いをいたしております。以上であります。

○議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 指定管理者の指定について、質疑の方ございませんか。

10番 武田純一君

○10番（武田純一君） それでは、議案第35号について質問をいたします。この中で、3番目の方です。指定の期間ですが、平成20年4月1日から平成23年3月31日までとなっております。指定管理者の指定期間ですが、平成20年4月1日から平成23年3月31日までとなっております。望ましい期間は5年だというふうに言われております。何ゆえに3年になったのか、それから議長にお願いいたします。同じく36号ですが、これも内容は同じです。できましたら、35号、36号まとめて回答をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） お答えいたします。この期間の設定ですが、23年の3月31日までにした件につきましては、今現在、町の条例で高齢者等支援施設条例の中に、「憩」「ほのぼの」、それと「ひまわり」とこの3つの施設が位置付けされております。この中で、今現在、「憩」「ほのぼの」が23年の3月31日までと、そういうふう指定されております。今回のこの「ひまわり」は同じ高齢者等支援施設の条例の中に含まれておりますので、統一して一貫性をもたせたいと、そういう考えのもとで、23年の3月31日までとしたものでございます。それから、もう一つの「しあわせの里」につきましても、福祉施設的なもので、同じこの期間で定めて、今後同じ時に対

応していきたいと、そういうふう考えたものでございます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第36号 指定管理者の指定について、質疑の方ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第36号についての質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

日程第2 常任委員会付託

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第1号1件、議案第1号から第36号までの議案36件及び請願第1号、第2号2件、陳情第1号1件につきましては、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会決定の件

○議長（若狭明彦君） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査などのため3月7日から11日までの5日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって3月7日から11日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（若狭明彦君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時02分 散会

平成20年 3月12日（水曜日）

○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
7番	甲部 昭夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
8番	藤本 一義	議員	17番	小坂 博康	議員
9番	古玉 栄治	議員	18番	田中 治夫	議員
10番	武田 純一	議員	19番	作間 七郎	議員
11番	上見 健一	議員	20番	杉本 平治	議員

○欠席議員（1名）

6番	亀野 富二夫	議員
----	--------	----

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

◎開 議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。
ただいまの出席議員は、18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問
これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ですので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは通告順に質問を許します。

2番 諏訪良一君

[2番（諏訪良一君）登壇]

○2番（諏訪良一君） おはようございます。
それでは4件について質問したいと思えます。

最初に、ブランド野菜でまちおこし。昨年から生産農家、町、JAが一体となって、カラー野菜の試験栽培に取り組んできたことが実を結び、加えて、町料理飲食業界の皆さん方で創作された料理による試食会が、去る1月28日に盛大に開催されたことは、カラー野菜の特産地化を目指す当町においては、大きな弾みになったことと思えます。

昨今、中国産食品からの有害物質が相次いで検出されているとの新聞やテレビ等のニュースで、安ければ良しとの消費者志向が、徐々にではあるが安全性志向に移行しつつあるようです。生産者の顔が見える農産物を地場で消費する、いわゆる地産地消運動に追い風が吹きつつあるということです。とはいえ、生産農家が多様な消費者ニーズに対応するために、県内はもとより、全国各地でいろいろな

野菜の産地化に取り組んでいる中において、当町において、白ネギ、カラー野菜、青カブ、中島菜等、少量多品目に振興費用を計上しており、今後、町としては、何をメインにして取り組んでいこうとしているのか、その指針を早急に示すべきだと思います。産地間競争力は、高品質と所定の出荷量だと言われております。安全性と健康野菜とをセールスポイントにおき、地産地消を促進しながら、市場への販路開拓を図っていくことが、今後の大きな課題であろうと思えます。作ることも、売ることが難しく、また、売れても儲からなければ、産地として生き残っていけないということは申すまでもありません。米の収入減をカバーしてくれるまでの野菜の産地育成を農家は待ちこがれているのです。そこで、今後、何をメインにして取り組んでいかれようとしているのか、地産地消の促進についてどのようにして販路を求めていくのかについてお尋ねいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

[町長（杉本栄蔵君）登壇]

○町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えいたします。米の需要構造が変化する中で、農業所得の維持向上を目指すときには、米と「野菜・園芸」との複合経営あるいは、「野菜・園芸中心」などへの移行を視野に入れた、農業経営の方向づけが必要であろうと思っております。

重点品目の選定ということについては、中能登地域の「野菜・園芸品目」の中から、6品目を「振興作物」として選定をし、生産振興を図っております。この6品目とは、白ネギ、小菊南瓜、加工用カブ、ころ柿、源助大根、中島菜であります。その中でも、特に白ネギは、作付面積が大きく、その甘味も関西市場で大きな評価を得ているところから、「主力品目」として位置づけをしております。

平成20年度予算の中でも、白ネギに対する機械の導入や、新規作付けに対する助成を新

たに設けて、生産者の育成や作付面積の拡大に対応をすることといたしております。

また昨年は、近年の健康志向により「緑黄野菜」への関心が高まりつつある中で、抗酸化作用や抗ガン作用の成分が豊富に含まれているといわれている、いわゆる「カラー野菜」を新たに取り組みをいたしました。農協との連携の中で、これまで推奨してきた白ネギのほか、地域振興作物を決して否定するものではなく、これらは更に生産拡大を目指す一方で、新たな特産品を目指すカラー野菜が、消費者や市場に受け入れてもらえるよう、販売先の開拓に努めてほしいと思っております。

次に、地産地消についてであります。昨今の中国製ギョウザに端を発して、消費者の「食の安全」に対する関心が、国をあげて高まっております。中能登地域においても、安全、安心な農産物の供給体制づくりから、栽培履歴帳の記録など、「顔が見えて話ができる」関係を作る取り組みを推進しなければならないと思っております。また、町民に対しても、地元食材の情報提供や、生産者との交流活動等を積極的に行い、また学校給食などにも利用してもらおうなど、地元の消費を喚起しながら、地産地消を推進していかねばならないと思っております。

次に、販売戦略ということですが、農協にはまず、基本となる市場を介した販売は「ただ市場へ送る」のではなく、消費者を意識した販売体制を築いていってほしいと思っております。産地サイドだけで考えた販売をするのではなく、小売価格や、また買いやすい価格を考慮した消費者ニーズ、販売ニーズにあった売れる商品を提案をしていくことが重要であろうと思っております。

また昨年、白ネギのトップセールスに大阪市場へ行ってきました。それも大切であります。並行して和倉温泉などの消費も含めた、地産地消運動、地元量販店での相対取引など、多様な販売チャンネルの構築に取り組むよう

指導していきたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） ネギの販売額1億数千万、大変立派な実績が示されてきておりますけれども、生産者の方にお聞きすると、まだまだ品質が一定ではないと、そういうことで面積の拡大、生産量の拡大もさることながら、品質をやはり向上させていかなければ、産地として残っていけないのではなかろうかと。試食会のときには、バラ色なお言葉もあったわけですが、あの言葉を実際農家の方が聞かれて、「そんな甘いもんじゃないですよ」という言葉が聞かれましたけれども、ネギの品質向上、まだまだ進めていただきたいと思えます。

次に、学校の現場で地場野菜を食育にどのように生かしておいでなのか教育長にお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

[教育長（池島憲雄君）登壇]

○教育長（池島憲雄君） 今ほど、地場産の食材を学校給食にどのように生かしているのかというお尋ねであったのかなというように思えます。

給食現場の方では、かなりの食材を、地元の食材を現実使っております。白ネギ、じゃがいも、青カブなど一覧表にすれば、かなりの量があがってきております。とにかく、安全で安心で、そして新鮮だということは、そういうそれだけの付加価値がかかっておりますので、多少値段が高くて、給食の現場の方ではそれを使うようにしているということもありますし、食育の観点からいたしましても、できるだけ30%に近づくようにという努力目標も設定されているようです。いろいろとどのような食材がどの時期にどれほど入ってくるのかというような情報なんかもいただきながら、促進に努めていきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 試食会で、町料理飲食業界の方々が、大変苦労されて料理を創作された。大変、地元の食材を使った立派な料理であったんですが、今後、せっかく作っていただいた創作料理、どのように位置付けて進めていこうとしておいでなのかをお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） おかげさまで、議員の言われるように大変試食会は好評でした。また、その後作っていただいた料理人の方々ともお話もさせていただいたんですけれども、またこれからどれだけできるのか、また今後ともこのような研究もしていきたいと、積極的な意見もいただいておりますので、これからも会話を重ねながら、これから町の食品として使っていただきたい。積極的に進めていきたいとそう思っております。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 次に、職員の給与と格差解消とベースアップについて、職員の給与と格差解消については、以前から何人かの議員からも一般質問がなされてきております。それらの議事録を参照すると、いろいろ調査及び協議をしたところ、旧町時代に昇給や昇格時において問題があったことは明白となりましたという答弁が記載されております。合併時におけるこれら諸問題の解消作業は、おそらく完了していることと推察しますが、いかがでしょうか。もしも、作業中であるならば、その進捗状況などを説明していただきたいと思います。

申すまでもなく、職員にあっては、給与は労働に対する対価です。また、命でもあります。また、士気にもかかわるものといっても過言ではないと思います。職員がなんらこだわりがなく、職務に専念できる職場環境を整えることこそ上司の任務だろうと思います。合併時の平成17年4月1日現在の職員の給与

水準を示すラスパイレス指数は、旧鳥屋町80.8、鹿西町81.7、鹿島町87.2で、これらの平均が82.6です。これに対して、県内の町の平均が87.5でワースト3です。また、平成19年4月1日現在のラスパイレス指数は、県内9町平均が87.4に対し、当町は82.8でこれもワースト3です。この数値を執行部はどのように受け止め、また、いかにその対応策を講じようと考えておられるのか。

一方、職員は「低いなあ、そのうち何か対応してくれるだろう」くらいの安易な思考では、ベースアップはなかなか厳しいものと思われれます。景気が低迷している現状下におけるベースアップはギブアンドテイク、訳すると「互いに利益を与え合い、かつ得る」ことです。つまり執行部と職員との協調により、行財政改革に積極的に取り組みながら、ベースアップに要する財源を生み出していこうとする前向きな姿勢が、いま町民から求められているのです。そこで、ラスパイレス指数82.8をどのように評価しておいでなのか、職員の自助努力に何を期待しておいでなのかをお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 職員給与の格差是正につきましては、平成17年度から18年度中において、一定の給与格差是正措置を講じたところであります。併せて職員全員の勤務評定を行ってきております。今後は、この勤務評定による給与差が生じることとなりますので、職員には一層の奮起を促していきたいと思っております。

次に、ラスパイレス指数82.8の評価についてお答えをいたします。平成19年4月1日現在の県内19市町の中で、トップが金沢市で100.5、最下位は穴水町81.6であります。当町は、今、議員も言われましたように下から3番目となっております。また、全国の町村平均は93.9、類似団体平均は93.8となっております。ラスパイレス指数が高ければ町の財政

を圧迫いたしますし、また低ければ職員の士気に影響することが考えられます。職員の給与改定につきましては、町の財政の健全運営を念頭におきながら、人事院勧告に基づき、適正な給与水準を維持していく必要があると考えております。

また、職員の自助努力に期待するものという質問ですが、中能登町が合併をして4年目に入っており、その間、一般行政職員の採用は行っておらず、職員数は年々減少しております。

しかし、少子高齢社会への対応等、様々な行政課題が山積している状況でもあります。

これら直面する課題に対応するには、個々の職員の自助努力はもとより、提案理由にも申し上げましたとおり、地域との「協働の心」を生みだしながら、地域にできることは地域で解決をしていただき、職員は全体の奉仕者として、常に公正な職務の執行にあたるとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないことや、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないことが求められております。

そうした意味で役場職員は、広い視野を持ち、日々研鑽を積みながら、職務にあたるよう指導していきたいと考えております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） ラスパイレス指数1ポイントアップに要する財源はいかほどでしょうか。お尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 諏訪議員のラスパイレス指数1がアップするにはどれだけの財源がかかるかというご質問ですが、いま手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思いま

す。よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 明るい職場環境と職員の士気が高まるような努力を執行部にお願いしたいと思います。

3番目に、統合中学校建設財源の確保についてです。全国的には景気は回復基調にあるとはいえ、当地域における好転はまだまだ先のようにも思われます。

また、今定例会の提案理由説明書の中で、町長が、「これからの町政運営は、まだまだ先の見えない大変厳しいものが予想される」と言っております。

一方、中能登町まちづくり計画で示されている平成20年から平成31年度までの財政計画表の歳入見通しを参照しても、年々右下がり減少しつつあり、このような経済情勢下におかれている現状を踏まえて、町民の方々が大変危惧されているのは、中学校建設後の借金地獄です。町政は止めることはできません。このようなことに陥らないようにするためにも、歳出を相当に厳しく削減、及び縮減していかなければ、財政の将来的な健全性を確保していくことが困難と思われれます。中学校建設に必要な財源の確保は、行財政改革の断行を抜きにして考えられないのではないのでしょうか。善は急げとはいえ、町財政が豊かとはいえない現状下における巨額な投資、最後の詰めの作業として、今一度、時間をかけて十分な検討及び議論をされることを切望するものです。

そこで、建設にかかる財源の確保、建設後の財政運営の見通しについてお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 統合中学校の建設についての質問にお答えをいたします。

まず、建設に係る財源の確保についてでございます。主要な財源につきましては、公立学校施設整備費国庫補助金と合併特例債、そして合併まちづくり基金の3つを考えており

ます。

このうち、国庫補助金につきましては、新設統合ということで2分の1の補助となりますが、補助対象面積や補助対象単価に制限があるため、実質的な国庫補助率は2分の1以下になると考えております。

また、合併特例債につきましては、充当率が95パーセントで、交付税措置が元利償還額の70%となっており、国庫補助金充当の残額部分の多くの部分に使うことができる貴重なかつ有効な財源であると思っております。

次に、建設後の財政運営の見通しであります。事業費や借入利率、償還期間によって、単年度の元利償還額は異なりますが、同規模の中学校の建設事例を参考にし、仮に48億円規模の建設事業費としますと、国庫補助金及び合併特例債分を差し引きしますと、建設事業費ベースで、総額約2億3,000万円程度の一般財源の持ち出しとなります。

また、建設後の償還の段階においては、借入利率2%で20年の元金均等償還で計算しますと、交付税措置分を差し引きいたしますと、一般財源の持ち出しは、ピーク時で年間7,000万円から8,000万円と推計をしております。

合併後、11年目の平成27年度からは、普通交付税は算定替えが始まり、交付税額が年々減少されていくという状況を想定いたしますと厳しい面がありますが、より一層行政運営の効率化を図って経費の節減を行い、福祉施策等の後退がないように、また、町民の方々の日常生活に影響が出ないように努力してまいりたいと考えております。よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 合併特例債をうまく活用していくということは、これから先、大変重要なことだと思いますが、交付税の措置の有利さがあるとはいえ、所詮、借金は借金です。聞いておりますと、説明は良いと思っておりますが、仮にこれから先7,000万円、あるいは

は何億の金を捻出していこうと思ったときには、そんな易しいものではないと思いますが、町長はどのあたりをこれから縮減、削減していかれようとしておいでますか。お尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 職員の削減、それからいろんな施設の統廃合、いろんな面の経費の削減をしてみたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 相当厳しい面があるかと思うんですが、八方美人的にはこれから先は難しいものと思しますので、やはり決断をしっかりといただいて、縮減、削減を徹底してやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、困り事相談に関する町の対応についてです。この件については、平成18年9月定例会と平成19年9月定例会に続いて3回目の質問です。こんなことはちょっとなかろうかと思うんですが、この案件は相談者でもある地権者の農地の一部を町道として町が使用しているにもかかわらず、2年半余り経っても相談された方に何ら納得がいく回答なしに今日に至っているからです。このため相談者は、このような町の対応では、この先何年経ってもあてにならないとの判断にたって、司直の手に委ねたところ、申請してから1カ月余りで、2月末に集落との間で円満に解決がなされたようです。相談者の目線に立って、誠心誠意努力し、速やかに相談者が納得ができる回答を出してこそ、町民の方々から喜ばれる行政サービスの一環として期待されるものではなかろうかと思っております。今後、地籍調査が進むにつれて、類似したケースが相当生じてくることが予測されますが、そのような時に、どのように今後対処されていこうとしているのかということから、今回のこの回答ができなかった要因はどこであるか、相談者にどのように説明されるのか、そ

れから筆番では、もう一筆町との解決しなければならぬ点があるわけですが、この解決策についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） この件につきましては、小山副町長より説明させますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

[副町長（小山茂則君）登壇]

○副町長（小山茂則君） お答えをいたします。諏訪議員からは、昨年の9月議会に同じ質問をされました。その後、私ども回答できなかった理由ということで、今、再度質問があったわけなんです。9月議会以来、その当事者と町との話し合いは、こちらの方でメモしてある段階でも相当数の回数を協議いたしております。ただ、町で解決できるもの、できないものはあります。これは上部機関でありますところをお願いをして解決の目途に立っていただくとゆうことは、これはどうしようもない事実でもあります。ただ、町としてはほうってあったわけではなく、その方も法務局なり、それから弁護士さんの方へも一緒に同行をして、その方の言い分、町の言い分も話をさせていただきました。そうした上において、その件については、なかなか理解を得ていなかったということでありまして、町とその地権者との関係におきましては、今、現在は、町の所有権が認められているわけです。それが地権者の方からその経緯に問題がありということで、町の方に言ってきておいでます。ですから私どもは、町のものであるものを今、こういう事情があるからそれは間違いだと言われても、すぐには、それはそうですか、とゆうことでお返しをするわけにはいかない。ただ、その時には、こういうふうな理由があつてこうだという証拠的なものがある、町がその登記されていることが間違いであったということがはっきり分かれば、議会なり上司なりに相談をして、その旨の対

応は取れたと思います。ただ、町が納得できるような状態でなかったという点で、今日の日を迎えたわけです。そして、なおかつ、この結果も町に対しての対応ということよりも、地域とその地権者との関係が一番の問題で、発端はそこから出てきたのが問題であったわけです。そういうことで、今、その地域の区長さんの方から報告を受けました。3月8日に調停に持ち込まれ、和解されたという事実もお聞きしました。ただ、そこに至るまでに町が入った段階で、スムーズにいかなかったことについては、私ども力不足であったなど、このように反省をいたしております。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

それから、この報告といいますか、区長さんの方から、そういう報告を受けておりますので、これは調停で出された以上は、両方、それは納得されたものということで、今、町が特別そこに入っていたわけではございませんので、その報告は私どもは控えたいと思っております。

それから、6-2番ということで、地番を言われたと思いますが、このことにつきましては、私ども調査いたしました段階で、昭和36年3月13日に申請された、昭和36年3月31日認可の鹿島町土地改良区換地計画書というものが出てまいります。その内容を見ますと、当地区は水白の20番-10-1に換地をされておりまして、その後、平成元年2月1日に相談者から売買で鹿島町土地改良公社が譲り受けをいたしております。そういうことで、今、それは工業団地のあと地になっておるということがはっきりいたしましたので、今、現在は、その土地はないものと町では思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） これまでとられてきた町の努力には敬意を表するところもあるんですが、残りの問題点につきましても、続いて相談者と解決できるような方法をとって

ただきたいと思います。ただ私、今度の案件を通じて思ったのは、町当局が、やはり早くから積極的に動いていただきたい。そのためには相談者以上に勉強をしてこないと理解できるような回答ができないのではないかと。もう一つは、公正公平な目で書類を理解する目、この辺りをお互いが持つことが、今後も大事ではなからうかと、恐らく、地籍調査が進んでいくと、この辺の案件が増えてくることが予測されるわけです。今度のような案件は、大変、一口では回答できない面があるかと思うんですが、やはり誠心誠意努力して、相手に納得されるということがあってこそ、町が困り事相談を受けますということが言えるのではなからうかと思うわけです。「あー、こんな難しい話はどうにもならん」ということになると、大手を振って困り事の相談ということに対処できないのではなからうかと。それから、これから出てくる困り事というのは、だんだん難しくなってくる面もあるのではなからうかと思えます。どうかひとつこの辺り、今後も頑張ってくださいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（若狭明彦君） 答弁漏れがありますので答弁させます。苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 先ほどのラスパイレス指数1を上げるために必要とされる金額はどれくらいかというご質問でございました。ラスパイレス指数につきましては、国家公務員の給与水準を100として、当町の水準は82.8でございますが、これらにつきましては平均年齢、それから学歴等が勘案されますが、それらを勘案いたしますと、うちの町、今82.8でございますが、83.8にする場合には、約1,102万円が必要となるという計算でございます。約でございますが、大体それくらいの金額が必要となるということでございます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 次に、16番 坂井幸雄君

[16番（坂井幸雄君）登壇]

○16番（坂井幸雄君） せっかくの機会を与えていただきましたので質問をさせていただきたいと思います。今、国会の参議院では時間なしの審議拒否ということではなかなか空転しております。この議会も開かれることは大変良いことだと思います。それでは、ちょっと抽象的でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

今、話題になっている道路特定財源の件でございます。いろいろとまだ国会は通っていないわけでございますが、これからそういうことを含めた予算を編成しておられるかと思えます。現在の現況では、少子高齢化並びに福祉施設の充実等に伴う社会保障制度の関係費が増大し、三位一体の改革に伴い、地方の税源移譲がされているとはいえ、国庫の負担の見直しや地方交付税の縮小などの影響で、当町も財政的に厳しい状況であります。少しでも削減することを考えねばなりません。

私ら一般的に住民の方々のご意見を聞きますと、ガソリン税が25円、軽油税が17円、今日の新聞でも油が109ドルということでありまして、大変生活に厳しいわけでございますが、そのことは辛抱していただきたいということで、大きな目から見て、道路特定財源のことは論じられておるわけでございます。今、国会では、継続か廃止か、並びに修正案ということで議論がされておるわけでございますが、この軽油税を含めた道路特定財源の案で、当町に交付される金額はいかほどか、また、その金額の積算はどのような方法であるのか、私らはちょっと分かりませんので教えていただきたいと思えます。

今回の予算書を見ますと、地方交付税で地方譲与税のうちの暫定税率の分は、地方道路譲与税、軽油引取税、自動車取得税などを含めた予算措置でなからうかと思えます。また、国の支出金のうちに揮発油税、自動車重量税などがありますが、その数字は自動車の台数

によって積算されるのかどうか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えいたします。町に交付される道路特定財源についていかほどかという質問でありますけれども、現在、町にいただいているお金は、自動車重量譲与税で1億1,100万円、地方道路譲与税で4,000万円、自動車取得税交付金で7,500万円、合計2億2,600万円交付される予定であります。

また、町に交付される金額で、どのような事業をしているかということでもありますけれども、平成19年度事業に関して申し上げますと、町道R-4号線道路改良及び消雪工事、町道T-7号線消雪工事などの地方道路整備臨時交付金事業で1億1,760万円であります。道路特定財源で対応する事業予定であります。地区からの要望事業であります町道等の改良舗装工事や消雪工事、更には舗装等の修繕工事、除雪等に充てております。

今、国会で論議しております暫定税率が廃止されますと、道路建設事業が大幅に減少し、事業の中止や完成時期の延長が避けられないと思っております。

また、現行の暫定税率が廃止となった場合、中能登町における税収は約1億300万円の大幅な減収になることが予想され、道路整備や除雪、また舗装の補修等の維持管理に深刻な影響が出ますので、暫定税率は大変重要であると考えております。

どのような算定をされたかということにつきましては、課長の方から答弁させますのでよろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 自動車重量譲与税並びに地方道路譲与税、それから自動車取得税交付金等々で、今ほど町長が答えたとおりでございますが、自動車重量譲与税でございますが、車検を受けた場合にかかる

税金であります。それらについての交付、それから地方道路譲与税につきましては、人口等を勘案して、国の方から交付されるというふうに記憶しております。また、違っていましたら、後ほど答えさせていただきたいと思っております。

それから自動車の取得税の交付金でございますが、やはりこれらについても自動車を買った時にかかる税金の配分というふうに承知をいたしております。以上です。もし違っていましたら、また後ほど言わせていただきます。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 今、答弁していただきまして、大変、道路財源の重要性というのが分ったわけでございます。いろいろと財源が不足しますので、このような財源をもって充てたいと思っておりますが、ただ、先ほど言われました19年度のR-4号線とか消雪装置とかいろいろと1億1,700万円ほどですか、そういうことで使っておられるということでございますが、大体17年度、18年度でも道路財源は道路の方に使っておられるのか、一般財源に少しでも適用しておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。道路財源は道路財源のみということでやっておられるのか。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） これは道路に全て使っております。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） ガソリンも大変上がったことでございますし、一般の住民の方々からお聞きすれば、上がった時だけぐらいはということでありますけど、一旦、枠をはずしますと、大変な費用効果が石油関係者には出てくるので、一般の住民の方は少し我慢していただきたいということでもありますね。

それでは次に、決算特別委員会の審査報告についてでございます。決算特別委員会で、こんな質問は多分いままでなかったかと思

ますが、いろいろと審議いたしました。11月に4日間かけて審査委員会を開きまして、各会計の決算の内容、予算執行のあり方や事業の効果、適切な決算処理とされているかということ審議いたしました。その時に、要望事項とかがございました。一方から見れば、決算認定による審査意義は行政効果の客観的な判断と費用対効果、今後の改善、反省事項の把握ということで、行政改革の趣旨の指摘事項だと思えます。審査の過程では、各委員会から指摘事項、意見、要望事項など真摯に受け止めて、より効率的な施設の運営や統廃合、または、管理者制度など行政の改革を進め、できるだけ経費の削減ということであります。町の財政状況も先ほど町長の答弁からいきますと、年々厳しくなりますし、大きなプロジェクト、統合中学の建設ということで、大変厳しくなると思えます。

そこで収支のバランスのとれた健全な財政計画のもとに検討、努力、整理をされ、新年度の予算で21項目にわたる指摘事項を執行部側に出しておりますので、その点に関してどれほど課長会議において検討されたのかお示し願いたいと思います。ちょっと抽象的でございますので、大変答弁しにくいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 決算審査特別委員会で指摘をいただきました事項につきましては、予算編成におきまして、各担当課で事務事業の費用対効果の考察による原点からの洗い直しにより、事業費のスリム化、効率化を図って予算計上をしているところでございます。

具体的には、良川駅前空地の有効活用として見通しを良くするため、町道T-7号線の整備の中で、平成19年度、既に実施しております。

また、ケーブルテレビ事業の加入率向上対策として、加入金の減免措置を平成20年度1年間半額減免延長にかかる予算、修験者の道

の改修予算につきましては、平成20年度当初予算に計上しているところでございます。

また、詳細につきましては課長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長
○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 決算審査特別委員会からの質問に対しまして、今年の1月22日付けをもって提出をいたしております。その項目につきましては、21項目にわたっております。そこで今ほど町長も申しましたけれども、できるものは既に今年度の予算の中に、19年度予算の中でしたものもございませし、20年度の予算の中に反映をしたものもございませ。なお、この中でいろいろとご提言をいただいておりますわけなんです、特にコミュニティ助成事業等々の町の施設で、太陽光の発電装置をつくればどうかという提言でございましたけれども、これらにつきましては、できるだけ、今後、補助を受けて実施をしたい、そのように考えております。できるものから既に、皆さん方からの提言を予算の方に反映をしているということだけ申し伝えます。以上です。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 一番関心のあることは、今定例会では、高金利の5パーセント以上の金利の政府系資金の借入れを繰上償還するということは、大変、財政上に良いと思えます。そういうことも踏まえて、いろいろと地域包括センターとか指定管理者制度とかいろいろとやっておりますので、できるだけしていただきたいと思えます。

1点だけお願いしたいのですが、17年度の決算特別委員会の要望事項が11月30日に回答がきましたので、ちょっと遅すぎるのではないかと思います。17年度分です。今回の18年度分は、先ほど課長や町長が答弁したようなことは、各議員に回答書を提出していただきたいということでございますが、その点いかがなものですかね。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長
○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今、ご指摘を受けました17年度の決算書の回答でございますが、大変申しわけございません。11月30日付けになったということで、今後このようなことがないことをお誓いして答弁に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 先ほど、いろいろと20年度の予算で答弁されておられますので、全部が全部オールマイティにできるわけではございませんので、検討中とか、そのような答えでもいいのですけれども、せっかく4日間審議した結果の指摘事項でございますので、一応議員に配付していただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 坂井議員、ちょっと待っていただいて、ここで休憩いたします。再開は11時15分からといたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。質問を続けて下さい。坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 教育関係について質問をさせていただきます。

県立高校の入試試験がございます。3町の受験される生徒たちができるだけ希望に沿った学校へ入学できればということで期待したいと思います。

卒業シーズンが入ってきましたので、卒業ソングということでいろいろと多様化されております。「揚げば尊し」という言葉が私ら古い人間には懐かしい歌だと思いますけれど、学校ではできるだけ控えめになっておられるかなと思います。いろいろと「旅立ち」とか新しいソングがございますが、私らのようなものにすれば「揚げば尊し」の歌詞は、恩師並びに家族らにお世話になったことに対する

感謝の気持ちの一念を歌っておるかと思いません。

ただ一つ、以前にこの質問をさせていただいたんですけれど、それはずっと3、4年前ですけれど、その時にはいろいろと歌詞の中には先生方の方から見れば、生徒に対しておこがましい、私らはそんなことをしていないというような遠慮の精神が往々にあるかと思うんです。それで私ら外部から見ますと、いい歌詞、いい文句ではないかなという観念でございますので、ひとつ教育長、このことに関して検討していただきたいと思います。

以前にこういうことがありまして、能登病院附属看護学校の最後の終わり時分に、生徒たちが練習をして、中学校では歌わなかったと、練習して「揚げば尊し」を歌った場面がございました。その時には、看護学校を卒業する生徒たちは、涙流しながら歌ったことが臉に浮かんでおります。人間は感動並びに悲観があるかと思しますので、ひとつこの点も踏まえて、感動があるときは感動の涙、悲しいときには悲しい涙ということで記憶性のある人間性を育てるためには必要ではないかと思えます。教育長この点に関してよろしく願いいたします。

その次は、教育施設にはA E D自動体外式除細動器ということで、配備を年次ごとにすればどうかという質問でございます。

現在、七尾鹿島広域圏では、32事業所、37台が配備されております。当町でも以前の質問の配慮で各3庁舎にはあろうかと思えます。これからは、スポーツが激しくなり、小学校も高学年になりますと、スポーツも激しくなりますし、中学校は益々体力増強とともに激しい運動があろうかと思えます。あってはいけないことではございますが、万が一あった場合、心拍停止状態になる時には、大変有効なA E Dだと思います。それで教育関係の施設には、予算も限られておりますので、少しずつ配備をできないかということではござい

す。町長ひとつ、一遍にいかなくても少しずつ予算を計上いただきたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

その次は、学校給食でございます。先ほど諏訪議員さんもいろいろと学校給食に対する質問をされておられたのでございますが、今、中国のギョーザをはじめとして、中国野菜の大変難しい問題がございます。それであわせて中国の輸入業者が少し敬遠されておまして、2月の取扱高は33%くらい減ということでございます。それで、狭い領土でございますが、自給自足の向上ということで、日本の農業も見直してはどうかということでございます。米は大変減反するほど沢山ありますので、米食を中心とした学校給食を一度考えていただきたいと思います。子供のころの学校給食は、ご飯を基準にしていけば、将来いろいろとメタボリックシンドロームとか少なくなろうかと思っておりますので、ひとつ学校給食には、米を中心とした地元野菜を消費するためにも考えていただきたいと思います。今、学校給食で米食はどれくらいの割合になっておられるか、またパン食もあると思っておりますが、小麦粉を使わなくて、米粉でパンをつくれればどうかということでございますので、また検討していただきたいと思います。

最初に戻ります。教育関係の1番目でございますが、新統合中学校の生徒の通学方法をどのように考えておられるかということでございます。昔の話でございますが、鳥屋から七尾の中学校まで足で、徒歩で通った方がおられます。その人は上坂鵬太郎さんでございます。そういう人でも徒歩で七尾まで通ったことは、今の時代はちょっと考えられないわけでございますが、当初予算では、中学校費ということで基本計画でございますが、2,700万円ほど計上されております。

先ほど諏訪さんがいろいろと財政的な問題とか、いろいろと答弁を求めておられたわけでございますが、多々わかるんですが、通学

方法は、昨年度の12月に4箇所の予定地ということで、お示ししていただきましたし、またそれにあわせて町長が、議会に対して、もっと良い案があったらということで示したわけでございます。

それで、大体4つの案は3町のほぼ中心部でなかろうかと思っております。いろいろと地盤が軟らかいか問題がございますが、これからは、大変、建築方法も高度な建築方法もありますけれど、ただ予算が限られておりますので、難しい問題があるかと思っておりますが、ひとつその通学方法をどのように教育長は考えておられるか。自分の足で自分の自転車で学校へ通うということが大変大切ではないかと思っております。まして、クラブ活動は時間差がございます。それに合わせてどのような、もしバスの送り迎えということでありましたら、どのような方法になるのか分かりませんけれど、これからは環境の問題がございますので、若い時に、生徒の時にはいろいろとそういうことも考えて、自分の足で自分の自転車で歩くということが大切ではないかと思っております。欲言えば旧の私らの町から歩く専門家、池島大介君がオリンピックにも出たわけでございますが、中学校の時にはひと山越えて通学したと思っておりますので、そのことも踏まえまして、現代にそぐわないかもしれませんが、どのような考えをもっているかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

○教育長（池島憲雄君） 今ほど教育関係につきまして4点ばかりのご質問をいただきました。

まず第1点目、「仰げば尊し」についてです。町内の小・中学校の卒業式も目前に迫ってまいりました。小学校も中学校も子供たちは、育てていただいたご両親、ご指導いただいた先生方、また、ともに学校生活を過ごしてきた在校生とか、お世話になった地域の皆さん方に本当に卒業式には心から感謝をし、

涙ながらに卒業の歌を歌いながら巣立っていきます。その姿を見ておきますと、いつも感激をし、胸が熱くなってくるなあというように思います。

親とか先生方への尊敬の念、あるいは感謝の気持ちといったものには、昔も今も全く変わるものはないなあというように思っています。ただ、子供たちは、この気持ちをどのような歌詞とメロディーで表現したいのか、どのような曲が一番ふさわしくて歌っていると感情が高まり、心にぐっとくるかといった、そういう感覚的な面になりますと、世の流れとともに変わっていくのかなあというように思います。私たちのことは、先ほどお話がありましたけれども、「仰げば尊し」とか「蛍の光」というのが卒業式では最高の歌でありました。でも、今の子供たちは、今風の新しい歌に思いを込めまして、感動的に歌い上げ、そして明日に向かって頑張ろうと晴れやかに巣立っていきます。その時代にあった曲が出てくるのは自然なことなのかなあというように気持ちもしております。それが1点目です。

2つ目ですけれども、教育関係施設におけるAEDの配備計画についてのご質問がありました。突然死から身を守るためにAEDの普及が全国的に進んでおりますし、駅とか公共施設、企業等にも順次配置されるようになってまいりました。AEDの救急救命に対する効果についても社会的認識も深まってきております。

先ほどお話ありましたが、町内では各庁舎や消防署に設置されております。ただ、教育現場には、まだ配備されておられません。小・中学校の児童生徒を守るためにも計画的に配備をしていきたいなあというように思っております。もちろん、配備にあたりましては、説明会とか講習会も必要になります。効果的に使えるように現場の先生方にも講習を受けていただきまして、緊急時に対応できるようにというように思っております。

それから3点目ですけれども、学校給食に安全、安心な地元食材を取り入れられないかというようなことも含めてご質問をいただきました。

現在、給食では、ご飯とパンは週に1回パンの日があるというように思います。それから、米粉を用いたパンということになりますけれども、そういった辺りはどのようになるのかというようなことも検討してみたいと思っています。

先ほど、諏訪議員さんのところにもお話したわけですけれども、現在もかなりの地域、地元の食材については利用しております。地元の食材を利用する利点、沢山あります。新鮮で旬の食材を提供できるとか、安全で安心であるとか、生産者の顔が見えて教育的効果が非常に高いとか、あるいは郷土食を使えるというようなことも沢山あります。ただ、給食調理場といえますか、関係者のお話を聞いてみますと、いつごろ、どこで、どんな品物がどのくらいあるのか、誰に聞けばいいのか、実際に欲しい場合は、どうするのかという辺りが、なかなか現場の方へ情報が回ってこない、というようなことを沢山聞きます。現場の方では、詳しい情報を待っておりますので、是非農林総合事務所とかJA、あるいは生産者グループの皆さん方と連携を図りながら情報をいただいて、現場でも利用が進むようにやっていきたいなあというように思っています。

最後、4点目です。統合中学校の生徒の通学方法についてのご質問でありました。保護者の方も最も心配される問題の一つかなあというようにも思います。ただ、現在、建設場所が決まっておりませんので、通学方法について詳しいことを述べることはできないわけですけれども、中学校ですので、部活動を考慮したそういう通学方法は、是非検討をしていかなければならない。

もちろん、基本的には徒歩と自転車通学、

これが基本になります。そして公共交通機関が利用しやすいかという観点についても極めて重要な問題になってくるのかなあと、ちょっと時間がかかりますけれども、現在の中学生、ほとんどが自転車通学をしております。全体の83%、徒歩は12%です。公共の交通機関の利用をしているのは、町内の中学生5%、鹿島中学校では、30名弱の生徒が路線バスを利用しています。こういうようなことから考えますと、統合中学校でも原則、自転車通学を選択するのかなあとというように思います。ただ、距離的に遠すぎて自転車通学のできない生徒に対しては、公共交通機関の利用、それも不可能なケースにつきましては、何らかの形で補完をしていかなければならないのかなあとというように思います。

建設場所が決まり次第、できるだけ早く、保護者の皆さん、学校関係、地域の皆さんと通学の問題についても、具体的に協議を進めていきたいなあとというように思っております。以上4点、お願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 通学方法でございますが、できるだけ環境の問題もございまして、子供のころから自分の足で行くということが、将来にわたった場合には医療費の削減になるかということでございます。ちょっと先のことでございますが。ただ、この道路財源のときに、事故の危険性の高い通学道路並びに歩道のない箇所なんかということで、道路財源の一部に入っておりますので、もし決まったら、通学方法が主に自転車、徒歩ということでございますので、できるだけ年度を追って完備していければよろしいのではないかと思いますので、その点は答弁はおりませんのでよろしくお願いいたします。

もう一つ、学校給食の件ですけれど、先ほどは、どこで供給をお願いすれば良いかという話でございますが、「JA能登わかば」と「商工会」といろいろと知恵を絞って道の駅

なんかをとという案でございますが、そこに集約された品物を学校給食に回していただければ、その心配が少しでも和らげるかということでございます。生産者も販売してはじめて成り立つわけでございますので、販売先が明確に分ければよろしいのではないかと思います。町長ひとつ、ここで道の駅に関して、まだずーっと先の話でございますが、知っておられるだけの情報を提供していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 道の駅につきましては、先般の岩井議員からの質問にも出ておりました。また、現在のところ、いろんな情報を集めながらどこが良いのか、そしてまた、道の駅をつくったときには寄ってくれるのか、食材はどれだけ集まるのかというようなところで、まだ検討中で、まだ答弁をするところまでいっていませんので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○16番（坂井幸雄君） それではこれで質問を終わります。

○議長（若狭明彦君） 10番 武田純一君

[10番（武田純一君）登壇]

○10番（武田純一君） 私は、今回、栄養教諭についてと、地域包括支援センターについて質問をいたします。

先般、新聞に「栄養教諭全市町に配置」の見出しで、町に9人、新年度選考「いしかわ食育推進計画」に沿って配置する。これは平成17年度に制定されました食育基本法の法律63号に基づき、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるには「食」が重要であり、生きるための基本であり、知育、徳育、体育の基礎になるものである。様々な経験を通じ、食に対する知識と食に対する力を習得、健全な食生活を実践することができる人間を育てる。更に、昨今の食に対する安全性、食料の自給率の向上までも期待されているとの報道でございました。

私は、学校給食といえば、直ちに「MSA」協定を思い出すのであります。敗戦後、戦地から満州、朝鮮、樺太などの外地から多数の方々が引揚げてまいり、食料の需要と供給のバランスが崩れ、欠食があたり前の状態でありました。アメリカからは、とうもろこし、脱脂粉乳、その後、小麦粉の援助物資で学校給食が始まり、戦勝国アメリカに感謝をしておりました。当時、アメリカの多くの方々のこの援助物資は、豚の飼料と理解され、日本にはそれだけの豚が飼育されているのなら、援助物資の支援の必要がないとまで言われていたそうです。日本人は豚の餌をありがたいていただいていたのであります。そして、飢えをしのいでいたのであります。この無償援助物資と理解していたのがMSA協定で、有償になり、対価が国防費になったのであります。もし、私の記憶間違いがあればご指導願いたいと思います。

そして、昭和29年、法律160号で学校給食法が制定されました。また、学校給食施行規則では、「完全給食とは、給食内容がパンまたは米食（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品を含む）、ミルク及びおかずである給食を言う」と定められております。必ず、ミルクまたは牛乳を出すように指定されているのであります。この学校給食により日本人の気のつかぬ間に、日本人の体質が徐々に変化していったのであります。アメリカの余剰農産物を消費させる。アメリカが、日本人に対する食の将来を見据えた外交政策でありました。島国であり、人のうわさも75日、正に気の短い日本人でございます。アメリカはそれを計算し尽くした政策でありました。それに迎合した栄養学者が、パンを食べれば頭が良くなるまで私どもに諭していたのでございます。この結果が食生活の乱れ、外国依存の食料、失われた食の安全性などに変わっていったのではないのでしょうか。学校栄養教諭制度の導入が最たるものだと思います。栄養士同

様に県費負担の職員であると同っております。

そこで、栄養教諭は正規の教諭であります。教師であります。生徒にどのような指導をなされるのか。また、栄養教諭と栄養士との職務分担、指揮命令系統はどのようになるのでしょうか。当町におけます関係条例、規程の改正はどうされるのでしょうか。お尋ねをいたします。そして、学校栄養教諭配置により、自然の恩恵と食に携わる方々への感謝の念と理解が深まることを願いつつ、食の安全保障について私見を述べさせていただきたいと思っております。

永世中立国スイスでは、主食は国民の同意形成により備蓄のものを使用しています。最低1年間経ったものです。地球温暖化等の気象変化、政情不安等により農産物・水産物の不作、不漁等により、今まで手軽にコンビニ・スーパーで金さえ出せば買えた食料が、なかなか手に入らなくなってきております。この機会に食料の自給率の向上と生命の源である食の安全確保を図るため、国民のコンセンサス醸成を期待するものでございます。以上です。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

○教育長（池島憲雄君） 今ほどの栄養教諭についてのご質問からお答えをいたします。

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化をして、朝食をとらないとか、あるいは好き嫌いが非常に激しいといった食生活の乱れが、様々な問題を引き起こしております。子供たちに何とか食の自己管理能力とか、望ましい食習慣を身に付けさせるには、どうしたら良いかというのが、食育の主なるねらいでありまして、その中心的な役割を担うのが栄養教諭だと思っております。

1番目のご質問は、栄養教諭は生徒にどのような指導をするのかということですがけれども、栄養教諭は、担任や教科の先生とチームを組んで、児童生徒に対して食に関する専門的な指導を行います。いろんなテーマを取り

上げながら、時には教室で、時には全校集会で、あるいは学年集会でというようなことで指導を行います。例えば、どのようなテーマなのかということですが、朝食の大切さについて考えようとか、夏の健康と食事について考えようとか、抵抗力を高める食事はどのようなものがあるんだろうかというような、沢山のテーマについて指導をしていくのが栄養教諭であります。

それから、2つ目ですけれども、栄養教諭と栄養士との職務分担、あるいは指揮命令系統はどうなっているのかというお話でありました。従来の栄養士、栄養士の資格を持った学校では、栄養職員というようにして呼んでいるわけですが、これは、栄養職員は学校給食法で定められた職員であります。主に学校給食の管理、例えば、栄養管理とか衛生管理、検食、給食物質の調達とか保管とか給食の搬送、あるいは給食の指導といったものを主として行います。要請に応じまして教室に入ったりしながら、食の指導、担任の先生の指導のもとで行っています。それに対して栄養教諭というのは、学校教育法で定められた職員であります。食に関する指導や管理が職務として義務づけられております。もちろん、これまで栄養職員がやっておりました学校給食の管理も併せて行うということで、両方受け持つこととなります。従いまして、栄養教諭が配置されれば、その学校には栄養職員は配置されないということになるということです。栄養教諭も栄養士である栄養職員もともに当然、学校長、校長の監督下にあります。ただ、給食業務に関しましては、給食センター長の指示を受けることもあるかなというふうに思います。

それから3番目、関係条例・規程の改正は当町ではどうなるのかということですが、3月の教育委員会で中能登町立学校管理規則を改正いたしました。栄養教諭を置くことができるような受け皿となるような形に改

正をいたしました。県の教育委員会の方では県内の全ての市・町に1人は配置したいという意向を持っております。中能登町にも早く配置されればよいなというように願っているところです。以上です。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） 当町には、中能登町給食センター条例と施行規則がございます。この中で、中能登町の学校給食センターは鳥屋と鹿西にあります。それに必要な人間ですけれども、条例の方では、センターには所長と、このようになっております。施行規則の方では、係の設置として、1番目に管理係、2番目に調理係がおります。この条例のもとで、学校栄養教諭が配置された場合、当然私は、その方がトップであろうというふうに理解をいたします。そうしますと、中能登町の学校給食センター条例、それから施行規則、こちらの方も改正をしていかなければならないんじゃないかなと思います。

それから、余談になりますけれども、先ほど諏訪議員とそれから坂井議員の質問の中で気が付いたんですけれども、世界に食糧輸出機構というのがあります。この中で日本への小麦の割当があります。これはどれだけ豊作になっても輸入しなければならないという定めがあります。ただし、今年から来年にかけてこれは不作になりますので、確保は難しいと思いますけれども、そういう国際的なルールの中に、日本は米が余っていても小麦を買わなければならないというのが現実の姿でなかったかなと。もし間違っていたら指摘をお願いしたいと思います。

それから地産地消の方ですけれども、地産地消、これはどうしてもやらなければならないと。この中で一番の問題というのは、量がまとまっていないというのが一番の原因でなかったかなと思います。白ネギを作っている方で、あるスーパーへ卸している方、これは大変なんだと、毎日決まった量を出さ

なければならぬということ、店の方は毎日必ず決まった量を欲しいと。生産者は今までそういう習慣がございませんので、それは困難であるというのが実態でなかったかなと思います。今、私の申し上げた米食を増やせという発言もあったかなと思いますけれども、それに関しては食糧輸出機構、これに抵触すると思いますし、先に言いました学校給食センター条例、この改正に関して、もう一度答弁を求めます。以上です。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

○教育長（池島憲雄君） 今ほど、お話がありましたように、町では学校給食センター条例と施行規則というのがあります。その中身について栄養教諭が配置された場合に、改正する必要があるのではないかなというようにご指摘ですけれども、給食業務の方へのかかわりについては、栄養士である栄養職員と同じような形でかかわってくるのかなというようにも思いますが、もう少し勉強して改正する必要があるれば、改正を行っていきたいと思っております。

それから、給食の方で地産地消ということで、地元産の品物をもっとということになる場合、必要な量の確保とか、もちろん品揃えとか品質の問題、価格の問題で、いろいろと限られた給食費の中でそれをやっていくということですし、1クラスとかそういうレベルではありません。学校ごとにとということになると、かなりの量を納入していただくということもあります。そういうようなことになると、果たしてスムーズに納入ができるのかというようなこともあり、情報とあわせて、実際にそうなった場合にどんなような問題が起こるのかという辺りも非常に連絡を密にしながら現場と詰めていきたいなど。現場の栄養士の方も、できるだけそういうお話を機会があればしたいんだというようなことも話をしておりましたので、そういう点についても進めていきたいと思っております。以上

です。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） 学校栄養教諭の導入に伴いまして、先ほど申し上げましたように、この規程の中にもありますように、食料の自給率の向上、これまでもねらっているということでございますので、そういう方の教育を更にしていただきたいと思っております。

それでは、2番目に入ります。次に、地域包括支援センターについてお尋ねをいたします。私は平成18年度決算審査特別委員会に所属し、18年度に開設されました地域包括支援センターへの現地調査を委員長に申し出、委員会として現地調査をいたしました。その時の第一印象、場所がわかりづらい。2番目に室内が暗い。3番目に活用方法が不明な広い和室がある。4番目に保健センターと2枚看板であった。地域包括支援センターと名を付ける以上は、場所がわかりづらいということは致命的な欠点ではなかったかなと思います。それから、地域支援センターのしおりでは、「お年寄りが地域で自立した生活ができるよう介護に関する様々な相談を受け、関係者と連携協力しながら安心して暮らしていく手伝いをする」とあります。そして、業務内容は高齢者や家族、地域住民から総合的な介護や福祉に関する相談への対応。2番目、介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント。3番目、ケアマネージャーへの支援やネットワーク作りや高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業などとなっております。もう一度3番目を言います。要旨だけを言います。「高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業」であります。

ところで、デイサービスセンター「ひまわり」の業務に在宅介護支援センター業務がございます。それに福祉課の介護担当業務をいれますと、地域包括支援センターの業務内容を対比してみますと、高齢者に対する虐待防止、権利擁護事業、これが欠けているだけで

はないでしょうか。そこで、業務を再整理されまして、今後、先ほど申し上げました、わかりづらいついということも含めまして、その必要であり、十分条件があればお示しを願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問にお答えをいたします。中能登町の地域包括支援センターは、介護保険法の改正によりまして、平成18年度から設置をされております。厚生労働省が主催する研修等を受講した職員4名が、保健センターろくせいで業務を行っております。

業務内容は高齢者の総合相談や虐待の早期発見、介護予防事業の実施や要支援の1及び2の方のケアプランの作成など一体的に行っているところであります。

今後、高齢者の介護福祉等のニーズに迅速に対応するためには、福祉課と連携を密にとり、相談から始まり要介護認定、ケアプラン作成及びサービス提供までの一環した業務形態で行うことが求められており、平成20年度からは中能登町地域包括支援センターを鹿西庁舎内の福祉課へ移転し、高齢者福祉介護サービスのより一層の向上を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） 今、町長の答弁の方に、福祉課の方へ統合すると、英断だと思えます。ありがとうございました。私の言った、私の感じたことが自分で生かされたなと思えます。今後とも、先ほど町長の話にもありました、整理統合、これに向けましてさらなる努力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。再開は1時30分からといたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

7番 甲部昭夫君

[7番（甲部昭夫君）登壇]

○7番（甲部昭夫君） 今回の議会で2点の質問をしたいと思えます。公立能登総合病院についてお聞きをいたします。平成17年度能登病院の経営について、大幅な赤字があるという問題が大きく報道をされたことがありました。その時点での話ですが、このことは当町の議会にも報告をされ、指定管理者制度の選択の中に入れてはどうかという話もあったと記憶をいたしております。当時、病院側と七鹿広域議会とでこの点について話し合いもたれ、病院側は3年間努力をし、経営の正常化を目指しますとの決意を示され、議会の方も了解をし、現在に至っていると認識しております。その成果が注目されておりましたが、残念ながら3億円の赤字決算が19年度に発表されておりました。この計画は3年間ということでしたが、翌年度に6億円以上の削減をしたこともあり、いろいろと今後のことについては期待していたものですが、やはり難しかったのかと思え落胆もしておりました。

いずれにしても、開設当初の設備投資等も含めて、17年当初は、14億円以上もあった欠損額を半分以上も削減している現在、病院側の努力を認めないわけにはいかないと思えます。

しかし、対外的に病院の患者に対する対応等にも多少の苦情はありますが、一度には改革もできないことは分かりますので、今後、益々経営正常化に向けて頑張り、努力を求めたいものであります。

そこで、町長の立場として、経営状態についてと、今後の病院の見通しについて、お聞きしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の質問にお答えいたします。能登総合病院の現況につい

て、現在までの経営状況についてと、これからの見通しであったかと思えます。

まず、現在までの経営状況についてであります。能登総合病院は、経営の立て直しを図り、平成18年度を経営改革元年として、20年度までの3カ年で単年黒字を果たすという、経営改革シナリオを作成し、その実現に向けて着実に取り組んでおります。

経営改革元年の18年度決算においては、いち早く7対1看護体制の導入、また事務職員をはじめとする人員の削減等により、17年度には約14億円あった欠損額を半分以下の6億3,000万円に削減をしております。

改革2年目の19年度の経営目標は、収支均衡であり、最終年度の平成20年度の単年度黒字に向け、確固たる経営基盤の構築が目標となっております。残念ながら、先の組合議会では3億円を超える赤字額が補正予算で計上されております。

しかし、この大半は早期退職者等の退職給与引当金に充当するものであり、現金ベースでの収支見込みでは黒字が見込まれ、順調に経営改革が進んでいるものと判断しております。

次に、今後の経営方針の見通しについてであります。改革最終年度となる平成20年度については、常勤麻酔医をはじめ、医師や看護師の確保を最も重要な収入向上策とし、これに加えて経費の削減には、更なる努力を行うこととして、当初予算では約1,200万円の黒字予算が計上されているところであります。

昨日、県議会の予算特別委員会では、3名の麻酔医が確保できる見通しであるという新聞記事も載っておりました。そういう中で、20年度の重点目標を「住民に信頼される安心で安全な地域医療の提供」「持続可能な病院経営の確立」の2点とし、目標達成の施策としては、「たゆまない経営改革の推進」「積極的な医療連携の推進」「患者サービス及び医療の質の向上」この3点を柱として取り組ん

でいきたいとの説明を受けております。

私から見ても、川口管理者をはじめ藤岡院長、また役職員の方々、看護師、事務職の方々、本当に一生懸命に取り組んでおられる姿が見えます。私もこれからも期待しておりますので、共に協力をしてまいりたい、そう思っておりますので、皆さん方にもご協力のほどよろしく願いいたしまして、答弁に代えさせていただきます。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） ただいま町長より、内容的に詳しくご説明をいただきました。今、お話を聞いた限りでは、本当に一生懸命に病院の方もやっておいでるんだなあということも痛感いたしますので、いろんな不安等というか、苦情もたまにはありますけれども、今後そういうものも是非なくするようにして、頑張っていたきたいとそういうふうに思っています。この問題はこれで終わりたいと思えます。

次に、私は提案をしたいことがございますが、聞いていただきたいと思えます。

まず、中能登町に新しく観光コースの設定を考えてはどうかということで、杉本町長にお聞きしたいと思います。まず、中能登町の観光の名所を考えてみますと、旧鹿島地区には「石動山」や「不動滝」「碁石ヶ峰」があり、旧鹿西地区には日本最古のおにぎりの化石が出土した「チャノバタケ遺跡」や「雨の宮古墳群」「能登上布会館」が、また旧鳥屋地区には「眉丈が丘休憩所」や「ふるさと創修館」「川田古墳」などが、挙げれば沢山の名所や遺跡があることは皆さんも御存じのことと思えます。11日の朝刊にも報道されましたが、私の地元では、「雨の宮を護る会」というものが結成され、今後の観光業務というか、観光の誘致に対しての協力をしたいということで、地元民は一生懸命になっております。そこで、3町が合併して4年目を迎えたいまこそ、この豊かな観光資源を活用し、

そのコースを設定することで、交流人口の増大が図られ、町の活性化に繋がるのではないかと思います。いかがでしょうか。そこで、私が考えます観光コースについてお話ししたいと思います。

まず、羽咋方面から中能登町へ最初に訪れていただきたいのは、おにぎりの里である旧鹿西地区でございます。旧鹿西には毎年6月18日を「おにぎりの日」と設定し、日本最古のおにぎりの化石が出土した町として、広くPRをしてまいりました。しかし、残念ながらこの化石が出土した「チャノバタケ遺跡」は行ってご覧になった方にはわかると思いますが、観光地としてその環境の整備ができていないのが現状であります。この点に関して、今後、町として整備していく計画などがありましたらお聞かせしていただきたいと思いません。

そして、次に訪れていただきたいのは、3月26日に商工会鹿西支所で開館いたします「中能登町織物デザインセンター」であります。ここにある20万点のデザインサンプルをはじめとする織物資料を多くの方に見ただくことも中能登町にとって最高の宣伝になると思います。そして、「雨の宮古墳群」「王墓の館」を見学後、「ふるさと創修館」で展示されております曳山を見ていただき、この地域の伝統文化も理解していただければ幸いです。

最後に「石動山」に登って、「大宮坊」そして「石動山資料館」を見て、帰りは全線開通をいたしました城石線を通り、七尾市に向かうというコースであります。当然この逆もまたあるわけですが、このような話は今までにも七尾市と中能登町の行政間、また商工会関係でも話し合われていると聞いておりますが、新たな観光コースを設定して観光誘致を行うことにより、中能登町に活力と潤いをもたらすことは可能だと考えますが、杉本町長、この件について何かお考えがあったら、ご答

弁をお願いいたします。以上です。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 中能登町で観光ルートをつくったらどうかということでもあります。町には国指定史跡「石動山」そして「雨の宮古墳群」をはじめとして「碁石ヶ峰」「眉丈が丘休憩所」などの歴史・自然・眺望が楽しめるところや、曳山、民俗資料を展示した「ふるさと創修館」機織り体験ができる「能登上布会館」など伝統文化に触れることができる施設が沢山あります。

また、中能登町は古くから織物の町として栄えてまいりました。その織物の技術や文化を後世に残すために、この26日に商工会鹿西支所で20万点のデザインサンプルの展示等を行う、織物デザインセンターが開館されます。

このように、町には繊維産業に関する施設「能登テキスタイル・ラボ」をはじめ「能登上布会館」など、自然や文化に親しむところが沢山あります。今後は、これらの施設を多くの方々に体験していただけるコース設定を検討していかなければならないと考えております。

また、平成18年度に「七尾市・中能登町広域圏産業振興ビジョン」が策定をされまして、現在そのアクションプランの実現に向けて取り組んでいるところでもあります。

内容につきましては、「食」「木材」「観光」「繊維」と4つの推進グループで、地域資源を活用したプランの実現に向け事業展開を行っているところであります。その中には、観光についてもいろいろと議論を重ね、多様化している観光スタイルに対応した観光客や地元の人も含めた「体験型観光」「滞在型観光」を取り入れた観光・集客・交流を図るべき調査、研究を行っているところであります。和倉温泉と七尾市、中能登町を含めた観光ルートということで検討もしているところです。いずれにしても和倉温泉との連携が大切であり、一人でも多くの方に町へ訪れていただ

るようPRに取り組んでまいりたいと思います。

また、「チャノバタケ遺跡」には、観光地として環境整備ができていないが、今後、町として整備をしていく計画があるかという質問ですが、御存じのように「チャノバタケ遺跡」は山城でありまして、昔、あそこで邑知瀧に来る船を見張っていたのではないかとということで、丘陵地になっておりました。それが今、県の企業が水道のタンクを造りまして、その原型が壊れてしまっております。なだらかな斜面が急になっており、土地も企業局のものになっていますので、原型に復旧するのは大変難しいのではないかとそう思っています。

また、甲部議員から観光コースの設定につきましてもお示しいただきましたところありますけれども、それらも参考にしながらこれから諸々の機関と話をしながら取り組んでまいりたいと、そう思っております。よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） 「チャノバタケ遺跡」のご返答が一番最後になりましたが、私たちは、旧鹿西町時代にこういう問題に関して人にもお願いしたり、私も内々行ったりしたこともございましたが、やはりご返答は今町長がおっしゃるようなことでありました。おそらく期待を持って行かれる人もいると思いますが、鹿西の「おにぎり出土の地」と書いたものが一つだけあって、あまり見よくもないような形になっておりますので、今後、町の方で少し草を刈ったり、広くしたりというような程度のものでしていただければ幸いです。以上で今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若狭明彦君） 次に20番 杉本平治君

[20番（杉本平治君）登壇]

○20番（杉本平治君） それでは、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

何回か、今日までの一般質問の中で取り上げてまいりました、後期高齢者医療制度の問題でございます。私は、この医療制度の廃止を是非とも中能登町長に議会の中で発言をしていただきたい。そういう気持ちの中で、この問題についてこれから2点に分けて発言をさせていただきます。

まず初めに、先般、ふるさと創修館で能登の祭りという写真展が開かれておりました。その中で、能登部上のお宮さんの通称「ばっこ祭り」の写真が何点か表示されておりました。私、ある人から「杉本さん、あんたも写真、大きいがんじにクローズアップして写ってるわ」というそういう案内を受けまして見に行きました。私、自分ながらその写真を見まして、これが私の若い時の顔かな、というそういう考えを及ぼしたほど、若くきれいに写っておりました。15年前か20年前の写真であります。ちゃんとお座りもしております。だが、現在、私は、政府が言っている後期高齢者医療制度の中に組み込まれるということになるわけであります。私、皆さん方に伝えたいのは、なぜに75歳から後期高齢者という、このシステムに組み込まれるかということであります。私はあの写真を見ておまして、歳がいけば若い時は若々しい顔であったのが、15年、20年の中に今の現状の顔になるわけであります。皆さん方の中でも町長をはじめ、議員さんの中でも10年経てば皆さん後期高齢者に含まれる。今の若々しい顔もその時は顔も変わっている。私そう思うんです。今日の朝日新聞の天声人語にこういうことが出ておりました。「お役所表現は、しばしば冷やかな香りを放つ。最近の筆頭は後期高齢者だろう。75歳以上に付けられた名称である。ついに年齢の断崖に追い詰められた感じがする。」等の不評が本紙の朝日新聞の声欄に多く寄せられている。これが今日の朝日新聞の天声人語の内容であります。

もう一つ、私のところへ「杉本さん、後期

高齢者というのは名前を見ないで語呂だけで聞いたら、身分の高い人が該当するそういう医療制度が新しく日本にできたんかいね」こういうことを言うてくる。私はそれを聞きまして、中能登町がこの問題について、本当にこの制度がもう目前に実施を迎えることになっているわけでありまして、この制度の実施を目前にして、私は、まず報告しておきたい点が1点あります。2月28日に日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党が、後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院に提出いたしました。現在、これから審議にかかるわけでありまして。

この制度は2006年6月に自民党、公明党の両党が強行した医療改悪法であります。先日の新聞に出ておりました。4月実施を目前にして岐阜県の第2の都市である大垣市で、3月3日市議会本会議で自民党が提案をいたしました後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書が、公明党の反対を除く全会派の賛成で可決されました。その内容の中で、次のように新聞に出ておりました。「厳しく政府の施策を批判しておる、本制度が実施されれば、過酷な負担を更に追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、今日まで我が国の反映に尽くしてきた人々の労を踏みにじる暴挙となる。そうして高齢者に大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かす。」これが大垣市の意見書として採択された内容の概要であります。

中能登町は今、議会の中で、国保税の大幅アップも提案いたしております。このことにより、後期高齢者医療制度と同時に、国保の値上げ、高齢者にとってはダブルパンチではなかろうかと考えております。町長は常日ごろ、「安心して命を守る、生活を守る、そういう中能登町をつくる。」これが町長の口癖であります。こういう方針を踏まえると、この後期高齢者、また国保税のアップ等について、どのように現状を考えておられるのか、

1点目に、この点について答弁を求めたいのであります。

次に、先般の全協の席上でも、担当課の方から説明がありました。中能登町の担当課として老人会を対象にして懇話会を開いて、後期高齢者医療制度の宣伝、また周知に努めているとそういうことを言われました。行ってきた人が私のところへ来て、次のように言うんです。「パンフレット一枚もらって、説明を受けた。それに基づいて説明をし、懇談した一人一人が説明の内容がわからないので、説明を求めたけれども、具体的にその答弁を、町民がなかなか納得できない。」ということでありまして。というのは、やはり公式な答弁では町民はなかなかわかりづらいと思うんです。だから、町民の立場に立って、下世話な話し方で話をされなくては、なかなかわかりづらいと思うんです。

と申しますのは、まず、75歳以上の私の家庭にとれば、私、今、77歳ですから、後期高齢者になる。うちのお母さんは若いですから後期高齢者にならない。そうしますと、私は後期高齢者の保険料を納めることになる。うちの母ちゃんは国民健康保険を納めなくてはいけないことになるわけですね。二本立てになるわけです。町長もおばあちゃんがおるけれども、おばあちゃんも国民健康保険税納めなくてはいけない。今まで納めておらなかったのが納めざるを得ないことになるわけです。そうしますと、年額18万円以上の年金をもらっている方々から頭から天引きするわけですね。後期高齢者の保険税を。そうしますと、今まで孫だとかひ孫にこづかい銭をやっておられた年寄りが、こづかい銭をやるができない。18万円以上の方々、保険税を天引きするということになりましたと、そういうことが後期高齢者の方々でお年寄りが本当に把握されているのかどうか。

もう一つ、夫が後期高齢者で、妻が国保に残った場合、今まで2人で国保税を納めてい

たのが、別立てになって、一人は後期高齢者の保険料を納める。若いお母さんは、国保税を納める。発足当時は、いろんな中での緩和措置がありますけれども、あくまでもそれは緩和措置であります。1年、2年経ちますと、必ず徴収されるわけでありまして。そういうことを町民の方々が、この懇談会の中で本当に十分に把握されておられるのかどうか。これが2点目として町長に伺いたいのであります。私は、そういう中で、今まで国保税一本で医療費を納めていたのが、年寄りと若い者がいるために二本になるという、こういうことが、私は、やはり十分に町民に納得のいく説明がなくてはいけないのではないかと。

もう一つ、常に私は言っているんですが、石川県の後期高齢者の保険制度の中で、石川県と埼玉県と日本全国一覧表に出ておりました。石川県と埼玉県を比較いたしますと、所得割率は埼玉県は7.96%、石川県は8.33%、均等割は、これは必ず1人いれば掛けるという均等割でございますが、4万3,530円が石川県が4万5,480円となっているわけでございます。これを見ましても、なぜに石川県の負担額が多いのか、北陸三県にとりましても富山、福井からみれば石川県は所得割も均等割も多いんです。こういうことであって、私は果たしてこれからの住民の暮らしを守る制度が、本当に中能登町につくられていくかどうかということを懸念するわけでありまして。

是非とも、私はこの制度、今、国会の中で私たちの党をはじめとして4つの党が廃止法案を提出して、これから審議されると思いますが、町といたしましてもこの点につきまして、今後、石川県の広域議会の中に十分にこの意見を反映していただきたいと思いますということを要望して町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 1番目の質問であります。国民健康保険のアップというか税率を

今議会で上げさせていただく条例をお願いをしております。そういう中で、今までは中能登町は基金、あるいは一般財源から国民健康保険の方へ約5,000万円ほど補助といたしますか、もっていったておりました。それが基金もなくなりまして、今、後期高齢者医療が入りますと、約8,000万円以上になるわけでございます。そういう中で、国民健康保険に入っている方々が約5,000人ちょっとでございます。1人当たりいたしますと、1万7,000円ほどになります。そういう中で5,000人だけの方で8,000万円の一般財源を使っても良いのかという、いろんな執行部にいたしましても、また、議会の皆さん方にも相談もいたしまして、今回上げさせていただくことになりました。今までは県下でも一番低かったわけでありまして、今、上げさせていただいても半分から少し下ぐらいということで、是非ご理解をいただきたいと、そう思っておりますし。

また、後期高齢者の保険料が3県では一番高いのはなぜか、ちょっとおかしいのではないかとというような質問もございました。これにいたしましても、今、老人保健で受けられる医療費が一番高く、石川県は他の3県に比べて高いということで、それに基づいて税率が決められたものでございます。

また、高齢者の医療制度については、長らく老人保健法による老人医療制度が実施されてまいりました。老人医療制度は国、都道府県、市町村の負担金と健康保険などの拠出金で運営されてきましたが、高齢化が進展するにつれ、その財政負担は増加の一途をたどっております。

老人保健法では、対象年齢や窓口負担額の引き上げなど、制度改正を頻繁に行ったものの、増え続ける高齢者医療費の財政負担を抑制するため、この制度が設けられたものであります。これまでの老人医療制度が、他の健康保険などの被保険者の資格を有したままそ

の適用を受けていたのに対し、後期高齢者医療は独立した医療保険制度である点が大きく異なる点でもあります。

保険者資格や窓口負担については、従来の老人医療制度を踏襲しており、受けられる医療サービスは、今までとそんなに変わらないものであります。新たに課される保険料は、応能負担の所得割と、応益負担の均等割とを足して、個人単位で賦課されることとなります。

また、保険料の徴収方法は、年金からの天引きを基本とした特別徴収と、それができない方の普通徴収の2種類となります。この点は、介護保険制度における保険料の仕組みを踏襲しております。国の方針で、導入に際しては、被用者保険の被扶養者、あるいは国民健康保険の被保険者に対する激変緩和の配慮を行うなど、影響を極力小さくしております。高齢者の中には、負担が増える方もいらっしゃると思いますが、趣旨をご理解いただきまして、ご協力いただきたいと思っております。

また、制度の周知については、国・県あるいは運営主体となる県後期高齢者広域連合が新聞、テレビ等の媒体により積極的に制度の広報に努めておりますが、いまだ十分といえないようであります。

また、町といたしましても、制度の円滑な導入を行うために、広報への連載、ホームページ等の周知に鋭意努力しているところでもあります。

また、町内47地区の老人クラブの総会などの機会を利用させていただき、各団体に「出前講座」として、担当職員が逐次説明に回らせていただいております。

今後も、音声告知端末やケーブルテレビ等を積極的に活用いたしまして、広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（若狭明彦君） 杉本平治君

○20番（杉本平治君） ただいまの答弁を聞きましたが、2点ばかり改めて再質問をしたいと思っております。

1点目は、75歳以上の方々には老人保健法によりますと、保険料を滞納されても老人保健法では資格証明書の発行というのは禁止されていたんです。だが、後期高齢者医療制度になりますと、滞納者に対しては、積極的に資格証明書を発行してもよからうということになりました。そうしますと、病院へ行った場合、全額支払わなくてはお医者さんにかかれないということになるわけでありまして、石川県内におきましても、中能登町は資格証明書を発行していない唯一の町であります。これは、町民にとっては、お医者さんにかかって安心していかれるという、そういうシステムが構築されている。資格証明書になりますと、そういう点がばっさり削られるということになるわけでありまして、この点については、後期高齢者の75歳以上の方でありますも、18万円以上は年金からの天引きであり、これは否応なしに引かれるわけでありまして、滞納ということはあり得ないと思うんです。18万円以下の方々には、町へ先ほど町長が答弁の中に言いましたように、納めなくてははいけない。

もう一つ、こそくなのは政府のあり方の中で、介護保険料も年金から現在天引きされています。それに新たに後期高齢者保険料が加えられて天引きされる。18万円の年金がそのために半分以上に、年金のあたるお金が少なく、7万5,000円以下になったら、その時は介護保険料は天引きで、後期高齢者医療は町の方が自主的に徴収しなさいという、そういうアドバイスまでしているんです。介護保険はこれは天引きでよからう。私はこういう政府の血も涙もないやり方に対して、町として普通徴収になっておられる方に対しては、是非とも資格証明書の発行を町としてセーブする。そういう新たな制度をつくっていただきたいということを、是非ともお願いしておきたいと思っております。

次に、これは町長には是非とも知っていた

きたいのは、後期高齢者の医療制度の中に、私は七鹿広域圏の議会の中でも一般質問に川口病院長に質問しております。新たに総枠を決めたんです。一月6,000円、それ以上かかった場合は、医療の保険から阻害するというところに。これもお年寄りの方を本当に切り捨てる私は制度でなかろうかと考えております。私が川口病院長に聞いたのが、先ほど甲部議員が病院の収入の中で聞きました。こういうことになると、能登病院につきましても、ひと月の診療費が総額お年寄りの方々が6,000円と決められたら、病院収入が、がた落ちになるわけですね。けども、地域の中核病院として能登病院は存続していかなくてはいけない。そうなりますと、最終的にどうなるかといいますと、自宅の方で介護をなさいと、そういうことになるわけです。私はこういう病院泣かせであり、また、本人、お年寄り泣かせの後期高齢者制度は是非とも廃止がされなくてはいけないということを最後に述べて次に移りたいと思います。

男女共同参画基本条例の策定について、今日まで、私は同様の質問を2回行ってまいりました。中能登町はこの質問に答えて、来年度基本計画の策定に入っていくということを言われました。簡単に言います。基本計画を策定する場合、当然、審議会、委員会というのがつくられると思うんです。つくられる審議会の中に、必ず多数の女性を審議委員として登用するという、これがなくては私はいけないと思うんです。そうでなくては女性の声が、これからの中能登町がつくる基本計画の具体的な内容の中に反映されないと思うわけで、是非ともこの点について町長の答弁を求めたいと思うわけであります。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 議員の言われているような委員会の設置予定は、現在のところは考えておりませんが、昨年の12月定例会でも答弁をさせていただきましたとおり、

平成20年度、男女共同参画社会づくりの総合的な施策の推進に資するため中能登町男女共同参画社会づくり推進懇話会を設置する予定であります。条例制定にあたりましては、その懇話会に条例案を示し、意見を述べさせていただきます、広く町民の意見を取り入れた条例案を作りたいと考えております。

なお、懇話会の設置要綱の中で、委員は20人以内とし、学識経験を有する人、また、各種団体、協議会、委員会等で組織するとなっており、委員構成の際は、男女共同参画の趣旨を取り入れ、できるだけ多くの女性が参画できるように取組みたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 時間の関係上、次へ移らせていただきます。

次は、財政の諸問題でございます。この件につきましては、他の議員からもいろんな意見が出されておりますので、私はそれと重複しない点で質問をいたしますので答弁をお願いいたします。

統合中学校が建設されたら、町の財政はどうなるかということです。そういう中で、町長は先ほど答弁をいたしました。あの答弁を聞いておまして、私はこのように思いました。昔からよく言われていることわざに「いつまでもあると思うな親と金」今、中能登町は財政的に、この前も朝日新聞に出ておりました。比率が...。新年度予算を全部、石川県の19市町を比較して、朝日新聞の石川版に載っておりました。表題は「厳しい懐、悩む自治体」ということでもあります。その中で、中能登町は総体的に評価が高いのでございます。一般会計92億円、その中で起債の借金残高で129億円、1人あたり65万円、予算の総額の会計は1人あたり46万円でございます。借金は65万円、そして基金残高はこの時点で29億円の残高があるということを言っておりますが、昨日の総務常任委員会では、もう少し増

えておりました。1人あたりにしますと14万円の基金残高があるわけでありまして。私はこの中で、気にかかるのは市町村税の1人あたりの収入単価でございます。自主財源、中能登町は、8万円でございます。能登町も8万円、内灘町が9万円、珠洲市も9万円、輪島市は8万円という金額であります。そういう数字を見ておきますと、いつまでもあると思うな親と金のことわざ、私は思うんです。先ほど統合中学を建てると、いろんな特例債、それから国の学校建設の補助金が出ると言われております。だが、この中で気をつけなくてはいけないのは、建設単価、鹿西中学を建設するとき、よくその時に論議されたんです。谷町長は、町の計画する中学校の建設の規模、いろんな要望が教育委員会、学校から出てまいります。それに合わせて、設計をいたしますと、国からくる補助金は、国が自らの設計単価ではじいて補助金を出すわけで、町がはじめた設計単価に基づいて補助金を出すのではないのです。その分は町が余分になるわけでありまして、自主財源で負担しなくてはいけない、こういうことになるわけでありまして。だから、今、こういうことを考えた場合、本当に中学校の建設というのは、今の段階の中で、もう少しじっくりと皆で考えていかなくてはいけないのではないかと私はそう思います。

この朝日新聞にも市町村の基金残高が中能登町で29億円、今、31億円ほどになっているそうでございますが、14万円、1人あたり基金があるわけでありまして。これの分析をこの朝日新聞の記事は次のように言っとるんです。合併の時に旧町の町が声を合わせて1人20万円の基金を持ち寄る。そして新しい中能登町をつくるまいかと40億円近い金を持ち寄ったわけですね。これがかほく市、七尾市へいきますと、初めはそういう約束をしていたんですが、途中でお互いに基金をつぶし合った、持ち寄った基金というのは本当に少ない。私

は、この中能登町はそういう面におきまして、合併の時のそういう申し合わせが生かされてきておったということが1点、もう一つ、今、旧の田鶴浜のアスロン、能登町の縄文真脇温泉、能登島のひょっこり温泉、いろんな自治体がつくりましたそういう温泉が、財政がもたないということで、閉鎖せざるを得ないということになっております。中能登町におきましても、鹿南3町振興協議会の席上で、「温泉を掘るまいかいや」という話が出てまいりました。400万円の調査費だけは計上しました。調査の結果、最勝講の辺が一番出るという調査結果を受けたのです。だが、その時に「これは取り止めまいかいや」と、あとに財政的に大変厳しいものがでてきた場合、大変なことになるという強い反対の声がออกมาして、温泉の発掘は中止になりました。これも私は、中能登町、鹿南3町のその時の行政、議会の中での論議、今、考えてみますと、明確な判断であったなあそう思っているわけがあります。

私は、この中能登町がこれから財政的にも自立していく上におきまして、「いつまでもあると思うな金」というそういう観点で、是非とも運営をしていっていただきたい。特にこれも広域圏の議会の中にも言っておりましたが、実質赤字比率、1番目に、2番目に連結実質赤字比率、3番目に実質公債費比率、そして4番目に将来の負担比率、それらを網羅したものが、これから中能登町の財政の中で精査されて国へ報告しなければいけないということになるわけでありまして。現在、中能登町は、先ほど言いましたように、基金残高はあります。だが、実質連結赤字比率ということになりますと、先ほど甲部議員が質問したように、一つは、七尾の公立能登総合病院、1市1町で運営しているわけでありまして。起債残高141億1,300万円、現在あると言われております。200億円のお金で能登病院を建て、今日まで60億円を償還しましたが、まだ141

億円残っているそうであります。そのほかに、リサイクルセンター、消防を含めまして、公債費の起債の残高、利息含めて8億4,000万円が残っている。

次に、石川北部のRDFの広域処理場、あれも県の指導で建てました。これにつきましても、七尾鹿島の中で1市1町で、1億4,000万円の起債が残っているわけでありまして。そういう諸々のものをこれから連結実質赤字比率ということで計算した場合、財政の健全化の基準の中に大変厳しいものが私は出てくると思うんです。だから、合併の時に、既設の施設を使うということが、合併の一番の眼目でありました。私はそういう点につきまして、十分にこれから議会の中で相談をされて、中学校の建設をはじめ、諸々の社会資本の建設につきましても、十分に考えていただくことを町長に要望いたしまして、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 今、朝日新聞に出ました経常収支比率や財政につきまして、ちょっと説明をいただきました。まさに、そのとおりでありまして、今、おかげさまで中能登町は大変良い数字をはじいておりますけれども、議員言われましたように、自主財源比率が23%ということで、下から3番目ということでございます。そういう中で、どうやって今の社会資本を救出していくかということでありますけれども、やはり議員が言われた29億円が31億円になり、その他に減債基金4億円、また、中学校あるいは社会資本のためにということで合併特例債のまちづくり基金として、16億5,000万円ほど積立ててあります。それを中学校、あるいはこれから社会資本をしなければならぬということであれば、それらを使っていきたいとそう思っておりますし、今の地方自治体、町は、会社経営と違っていて、交付税というものがあるわけでございまして、23%の自主財源だけではとてもではな

いが、もたないわけでありましてけれども、おかげさまで良い数字をあげているということは、いろんな行政、そしてそれらをどうやって使うかということによっても今の数字ができていないかと思えます。そういう中で、合併特例債がございます。これは先ほどから言っておりますように、約7割の補助と申しますか、起債をしても返ってくるお金であります。また、平成27年度には、今の交付税は合併をしたということで、3町が1町ずつということで交付税算入されており、大変多くなっているわけでありまして、これが10年後にはなくなります。そうしますと、中能登町一つということで、少なくなることは間違いございません。そういう中でいかにして中学校、あるいは言われております小学校をつくるかということは私は大事であろうと、それが済んでしまえばとてもじゃないがそういうことはできない。できるだけ特例債、あるいはいろんなメリットのある間に、皆さんと協議をしながら、そうして住民の皆さんの意見も聞きながら、また、財政も皆さんに示しながら一日も早く進めていきたいと、そう思っております。

また、総務省が昨年の12月28日に政令で公布をいたしました自治体健全化法に照らし、どう判断するかであります。財政健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

なお、4つの指標における財政再生基準比率及び早期健全化基準比率の基準比率が示されましたが、当町の18年度決算ベースの試算では、4つの財政健全化判断比率は、全て早期健全化基準比率未満となっており、健全財政となっております。以上であります。

○議長（若狭明彦君） 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 今、町長が答弁をいたしました。私はこういう中能登町の財政状況を合併の時に論議して、その中でお互いに

社会資本の無駄遣いは、建設の無駄遣いはしないという、そういう申し合わせの中に3町が中能登町をつくったわけです。そういういろんな方々の努力の賜で、いま中能登町が県内におきましても、朝日新聞にも優良町であるということを言っております。私は、そこにあると思うんです。だが、それを無駄遣いということは言いませんが、計画なしに使用しかかると、いつまでも金というものはあるわけではないのです。私は、そういう中で、こういうことを常に頭の中に入れておいていただきたい。そして私は、統合中学校をつくる必要がないということを言っているのではないのです。つくるといたしましても、協議会の中で論議されたいろんな方法があるのではないかということをおっしゃるのです。45億円、50億円、その中に国からくる補助金というのは、国がはじいた設計単価の補助金なんです。町がはじいた設計単価の補助金ではないのです。鹿西中学をつくるときに、大変苦労したんです。学校の先生はいろんな要望を出してくる、特別教室をつくってほしい、それを全部精査して設計の中に入れますと大変大きなものになる。国は補助単価というのを決めているんです。これは財政課ははらっぱい分かっていると思いますが、そういうことも踏まえて統合中学の建設については、慎重に、建設を。私は否定するのではないんです。建設するにしてもいろんな方法を考えていただきたいということを私は強く要望しておきます。

あと10分になりましたので、私は道路整備促進法に関する意見書について、9月21日の9月議会で意見書が提案されまして、可決意見書がされております。私は、その意見書のときに賛意を表したわけではありますが、その後、国会等における論議の中で出されてきた道路特定財源のあり方及び、今後の使用目的などを判断すると、9月議会で意見書に同意を表したことは、私は誤りでなかったか、

そう現在思っているわけでありまして。昔からそういう場合は、こういうように言われております。「過ちを改めざる、これを過ちとして言う」私は、そういう気持ちで、この道路特定財源の意見書に賛成をいたしました。この議会の中で意見を述べて明らかにしておきたいと思えます。先ほど町長は、特定財源の整備の中におきまして、中能登町へくる財源は数字をあげて言われました。だが、特定財源の中で、いつも言われているのは、道路の建設が高規格道路、それに偏重しているということでありまして。例えば高規格道路の整備費が総予算の中で示す割合は全体の36%、今、町長言われました、中能登町におきましても、通学道路、そういう整備に占めるパーセンテージは、たったの4.3%しかないわけでありまして。だから、国会論議の中に、東京湾にわたっている道路、橋でございます。1メートルあたり1億円の経費かけて橋を架けたそうでございます。東京湾横断道アクアラインという総額1兆4,400億円。だが、予想した交通量に遠く及ばず、30年で借金を返すという約束であったのが、だんだんと延ばされまして、54年度先まで延ばされている。道路公団の総裁は、次のように言ってるそうでありまして。「初めから採算がとれないのは分かっておったんや」そのような湾岸道路が全国で、また6カ所も造られようとしている。それに道路特定財源が使われるわけでありまして。全体の4.3%しか全国に配分しなくて、あとはそういう高規格道路に使うのが今の道路特定財源のあり方でなかるうかと考えております。

中能登町におきましても、県道2号線の励志館の前の歩道、函屋酒井線の歩道、未整備であります。地域の住民の方は「どうなっておるんや、一番真中でないかいや、励志館の前は。あの歩道どうなったがい、何で切れてしまったがいや。」そういう声が聞かれるわけでありまして。私は道路だけに使う特定財源ではなしに、一般財源化を図る。その中で国

保の国の医療の方にも金を回す。教育の方にも金を回す。それが私はあたり前でなかろうかと思うんです。なぜにガソリンだけが特定財源になるのか。皆さんタバコ吸っておられますね。タバコもあれ特定財源ですね。吸ってる人だけが納めるんです。あれは全部一般会計の中に入っているんでしょ。タバコは消費税や一般会計の中に入れていたわけです。道路だけ何で全額一般会計の中に入れて、中能登町が自由に使われる。先ほど町長が言いましたように交付税として国からも貰われる。そういう財源に組替えするのが私はあたり前でないかと思うわけでありまして。あと、4分あります。この点について町長の答弁をお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 平成19年度事業に関して申し上げます。町道R-4号線、これは西馬場から沖馬場へ行く線であります。また、今、西馬場の踏切の拡幅工事もしております。そういう道路改良、また消雪工事及び町道T-7号線、これは良川駅から中学校へ向けての線でございます。その消雪工事、あるいはいろんな舗装というものを道路特定財源で整備しております。中能登町に配分されております自動車重量税、また地方道路譲与税、自動車取得税交付金等も地区要望であります道路改良や道路の維持補修及び除雪等に使われております。

また、県の事業でも県道良川磯辺線の1.5車線の整備、県道志賀鹿西線の延伸整備や主要地方道の氷見田鶴浜線の県境改良工事、更には消雪工事等も道路特定財源で整備されております。

また、今、全国道路整備促進協議会という会が全都道府県から集まって、そういう会がございます。その中で、私が理事をしておりまして、国民運動推進委員会の副本部長ということであります。道路特定財源、暫定税率につきましてもいろんな問題も出ております。

私自身も使い方にはかなり不満もあります。それらにつきましても、そういうところへ行きまして、着実に住民のためにできる道路財源になるように、これからも声を大にして言っていきたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 2分間あります。町長は今答弁されました。一つ声を大にしてこの問題について、私は一般財源化する。一般財源で道路をつくるという、そういうことがこれから必ずそうなると思うんです。道路だけでいつまでたってもお金を使うという時代ではないと思うんです。そのことを申し上げまして、今回の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 誤解のないように、ちょっと言っておきますけれども、一般財源にすることに声を大にするということではなしに、必要な道路に使うことに声を大にしてまいりたいと、そういうことでございまして、今の麻雀台を買ったとか、旅行に行ったとか、そのような新聞報道に関しては大変憤りを感じていると、そういうことでありますので、また誤解のないようお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。再開は3時からといたします。

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

8番 藤本一義君

[8番（藤本一義君）登壇]

○8番（藤本一義君） それでは通告書に基づき、町総合計画での住環境整備についてお尋ねいたします。

今、住環境整備の中でも、新たな町づくりの方は、宅地造成等着実に進められておりますが、もう一方の課題であります空家の方はどのように取組んでおられるのか、また、ど

のように対応されるのか具体的なプランがあればお示しをお願いしたい。この件も町の活性化に向けての大切な案件だと思われます。また、具体的な空家等の実態をどの程度つかんでおられるか、町長の今後の所見とあわせて答弁をお願いします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 藤本議員の質問にお答えいたします。

町全体には空家が約400戸あります。空家が年々増加しており、その要因としては、若者の流出や高齢化による人口減少に伴うものと考えられます。町といたしましても、この空家を地域資源として有効活用していくことが必要であると考えております。

昨年の9月、町職員によるボランティアのカーブミラー清掃を行った際に、町内くまなく空家調査を実施して、地図におとしております。

町では20年度、居住可能な空家を選んで、その所有者あるいは管理者に対して、売買や貸し借りの意向調査を実施する予定であります。空家の有効利用としてUターン、Jターン、Iターンの促進や都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（若狭明彦君） 藤本一義君

○8番（藤本一義君） 今のお答えで、活性化へ向けて町の方は取組むと、大体方向性は見いただきました。ただ、この取扱いは大変難しいと思われます。空家といえども、個人の所有物であり、それぞれの思いもあると判断します。また、単に一覧表を作って公開するというようなわけにはいかないと思われます。今、いろんなことで問題になっている個人情報の問題もあろうかと思えます。また、反面、当町内のそういういろんな情報が欲しいと願っている人もおいでます。そのような方々に、いかに情報を提供していくか、また、その人

たちへの受皿と申しますか、窓口をどのように考えておられるのか。また、空家、あわせて空地もありますが、持っておられるその方で処分に困っておられる方、相談はしたいが相談先も分からないと、それを求めておられる方など、具体的な情報を整理して、活用していくことが、先ほど申しました町の活性化の一助になると思われます。この活性化には費用はかかりません。ただし、労力と町民の方々の協力、特に、各区長さん方々の協力も必要だと思われます。先ほど申しましたように、空家の活用を望んでおられる方々も、その活用内容は先ほど町長も申されましたように、売買、借用、借地など千差万別だと思われます。いろんな情報を分類、分析したデータづくりというものが考えられないか。また、具体的にどういう策を考えておられますか。また、近隣市町と申しますか、空家の問題はいろんな方面で問題となっていると思えますが、そこらあたりの情報はどのように把握されているか、この件についてお答えをお願いします。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

[企画課長（大村義一君）登壇]

○企画課長（大村義一君） 藤本議員の再質問にお答えをいたします。先ほど町長がお答えしましたとおり、町では、20年度に居住可能な空家等を選びまして、その所有者あるいは管理者の方に対しまして、売買や貸し借りの意向調査を実施したいというふうに考えております。

なお、この調査にあたりましては、特に各区長さんの協力が是非必要だと思っております。ただ、ご指摘のとおり、個人の財産でもありますので、取り扱い等につきましては、十分注意をしながら対応をしていきたいというふうに考えております。

なお、市・町の情報等でありますが、石川県下では輪島市、羽咋市、金沢市、珠洲市、穴水町、能登町等が市・町のホームページ等

を通じまして紹介しておりますので、それを参考にしながら町のホームページ等で取り入れて収集していきたいと思っております。ただ、その前には意向調査を終了いたしまして、台帳を整備してそれからというふうに考えております。情報内容といたしましては、所在、売買、それから賃貸などの希望、土地・建物面積、建築年数等につきまして情報内容を仕入れたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 藤本一義君

○8番（藤本一義君） 今ほどの課長の答弁で、先ほどの町長の答弁と合わせますと、ぼちぼちであります。内容の整備はされておるなあというような感覚は持っております。ちなみに、私の住んでいる地域、久江地区であります。やはり空家、空地等両方合わせますと、40近い数があります。先ほど申しましたように、住宅地図におとしますと、ホタルの火が光っているように、方々にそういうところが見られます。ただ、最近、うちの地区では、ここ3年ほどの間で5軒の方々が空家を利用され、要するに人口も増えました。隣が空家より、やはり人が住んでいる方が安心感があり、非常に付近の方にも喜ばれております。今、空家、若しくは家の隣の空地等の整備等も含めましてでございますが、そういうことを埋めることにより、従来の集落の形に少しでも戻ると思っています。また、こういう混住といいますか、従来の集落の中へ入っていただくと、急ではございませんけれど、やはり地域の一員として隣近所の付き合い等も含めて、スムーズにいつているように今のところは見ております。今、問題となっております高齢化、ひとり暮らし等の問題解決の一つの助けになるなあというように考えます。先ほど申しましたように、この件は、みんなで協力して知恵を出せばお金はかかりません。ただし、労力といろんな協力が必要だと思います。

さきの一般質問で上見議員が言われましたP D C A、これを有効に活用しまして、Q C的な考えを十分活用された具体的な実行策を確立して、先ほどから申しましたように金のかからない活性化に向けて努力をしていきたい。最後は一部要望みたいな格好になりましたけれど、これで私の質問を終わります。

○議長（若狭明彦君） 次に、4番 宮下為幸君

[4番（宮下為幸君）登壇]

○4番（宮下為幸君） それでは通告書に基づきまして2つの質問をしたいと思います。

まず、小中学生のスポーツについて、そして企業誘致についてお聞きしたいと思います。スポーツ少年団、ジュニアスポーツの加入率についてお聞きしたいと思います。それと体力低下、東京オリンピック後、昭和30年以来毎年、体力・運動能力調査を実施しています。小学生に対しては8つのテスト項目、10年間の年次推移では、女子が向上、若しくは低下の傾向も見られます。男子では、低下傾向が見られ、子供の体力維持または低下傾向にあり、向上していないというデータが出ております。男女ともスポーツクラブに所属している子供は、運動能力調査では合計点が上回っている。能力の差は9歳ぐらいからしている子としていない子の差がついてきます。30年前の子供たちは、体力があったように思われます。その中で、この30年間の子供たちにかかわる環境の推移を見てみますと、昭和49年にコンビニのセブンイレブンが第1号店として出店しています。それ以降、カルビーのポテトチップス、インベーダーゲーム、そういうような任天堂ゲームウォッチ、スーパーファミコンが平成2年に入っております。その中で、子供たちの体格の早熟さ、大型化が進んでいます。男子は13歳、女子が11歳で90年前の20歳の体格になっているそうです。この体力の差は、もちろん昔の人は身長、体重は小さくて、今の子供たちは身長、体重はなるほ

ど大きくなっています。この大きくなっている原因は、いろんな原因がありますが、体力的には本当に低下傾向にあるということで、この原因が何かということをお聞きしたいと思います。

それと、「早寝、早起き、朝ごはん」国民運動がスタートしまして2年が経っています。全国各地で様々な取組みが実施されています。その取組みが、どういうふうに通町では行われているのか、それを聞きたいと思います。それと、スポーツをする必要性、簡単に言えば、体力づくりだと思いますが、男子の成長課程の著しいのは個人差もありますが、小学校、大体5年生から高校初期であるということはデータとして証明されています。この思春期に十分なトレーニングをすることは、堅固な体をつくり、歳をとっても介護にかからない強靱な体力が、この思春期の時期には一番必要だと思われます。元気な子供を育てることは究極の介護だと言われるますが、生涯にわたって運動習慣を子供の頃から身につける必要があるのではないか、スポーツをする必要性について教育長はどのように考えておられるかお聞きます。

総合型地域スポーツのモデル事業が始まって11年経ちます。10年一昔となります。総合型地域スポーツクラブがモデル事業として11年前にスタートしました。全国各地で様々な取組みを試みながら浮かんでは消え、消えていった10年ではなかったか、そんな気がいたします。これからの総合型スポーツがどんな展開をするのか、どのように発展していくのか、その辺のことについてもお聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

○教育長（池島憲雄君） ただいま、小中学生のスポーツについて5点ばかりのご質問をいただきました。日ごろから一番、小中学生のスポーツにかかわってお世話をさせていただいている宮下議員を前にして、いろいろと申

し上げるのはちょっとあれなんですけれども、私なりの思いを答えさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目、スポーツ少年団、ジュニアスポーツの加入率はどの程度あるのかということです。平成18年度ですけれども、25クラブありました。小学生は456名が加入し、加入率は44.0%、対象小学生は1,035名というところでは23クラブ、加入している小学生は453名、加入率は44.7%ということで、大体加入している子供の数とか加入率というのは、ほぼ同じところにきているのかなというような感じがいたします。種目によっては若干違いはありますけれども、活動は1週間で2日から4日間、1回の活動が1時間半から2時間半のそういう実施時間で、一生懸命にお世話をさせていただいていることに対しては、非常に頭が下がるなあというように思えます。全国大会を目指して一生懸命に頑張っているクラブもあります。以上が1番目です。

それから2番目の体力低下についての問題ですけれども、先ほど言われましたが、文科省が行っています体力・運動能力調査によりますと、子供の体力は昭和60年ごろから低下傾向にあります。また、運動する子としない子の二極化が指摘されてきております。体力低下の背景にはいろいろとあるのかなと思いますけれども、一般的に常識的に考えられるのは、外での遊びの減少、それからいろいろと体を動かすことの不足、食の乱れ、生活習慣の変化というようなものがいろいろとかわりまして、体力低下となって現われているのかなというように思えます。ただ、一生懸命に小学校の方でもスポーツをやらせる、学校をあげてそういうことに取り組んでいると、スポーツ調査の結果なんかはぐんぐん上がっていくというようなことも聞いておりますので、どういう取り組みを学校でやるのか、町でやる案によってもかなり違った成果が出て

くるといようなことも聞いております。それが2番目です。

それから3番目、スポーツする必要性ということですが、宮下議員ご指摘のように、もちろんスポーツの一番の大事なところは体力づくりだということに思います。体力は全ての活動の源として、健康維持のほか、意欲とか気力の充実にもかかわっております。もちろん、最終的には生きる力の基盤というようになるのかなということに思います。それからスポーツは人生を豊かにし、身体的、精神的な欲求を満たしてくれます。将来の中能登町を担う青少年の心身の健全な育成を促す上でも、最も力を入れなければならない一つかなということに思います。これからスポーツを大いに奨励し、スポーツが好きになり、親しんでもらえるような、そういう取り組みとか環境整備に努力をしていきたいと思えます。

それから4点目、「早寝、早起き、朝ごはん」の国民運動の取り組みについてです。子供たちが健やかに成長するには、適切な運動、調和のとれた食事、そして十分な休養・睡眠が大切であるということはいまでもありません。体力や気力、そして学習意欲の向上を図るためにも、地域社会と学校と家庭が一体となって、この国民運動に取り組んでいかなければならないと、そして心身ともに健康な子供たちの育成を目指していかなければならないということに思います。どこが母体になるのかというようなこともあるわけですが、学校でもPTAでも、あるいはいろいろな個人的なご家庭でも、いろんなところでこの国民運動を意識しながら頑張っていくことが必要なのかなということに思っております。

それから最後の5番目、総合型地域スポーツクラブについてということですが、国が進めております「スポーツ振興計画」の施策として、国民の誰もがそれぞれの体力や年齢に

応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現というのがあります。その一環として「総合型スポーツクラブ」の全国展開が進められているわけですが、平成19年4月現在で石川県内では、16の団体と準備段階の組織が3つあるというふうに聞いております。総合型に向けて事業が進められておるのかなということに思います。私たちの町では各種スポーツ団体への理解、今後の方針を模索するために研修会を開いたり、いろんなこのことに関係します配布物を配って、見て読んでいただいたりしている、まだ段階です。総合型スポーツクラブも視野に入れながらスポーツの振興、町の状況にあったそういう取組みを考えていきたいなあということに思っています。はっきり言いまして、総合型地域スポーツクラブについての実態とか、どういう運営がなされているのか、小学生も中学生も学生もそして一般の人たちも老人会も入ったようなそういう総合型地域スポーツクラブ、しかも聞くところによりますと、行政から独立したような形で自分たちの力で組織を作り、運営も行い、会費も集めるというようなことですので、私たちの町でそれを進めるとなると、どのような利点があるのか、どのような障害が出てくるのか、というようなことも考えながら進めていきたいなあということに思っています。以上です。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） ジュニアスポーツクラブが、今、25あるということを言われまして、私もこの資料をいただきました。この中で、バレーボールが、特に女子バレーが鹿西地区にはありません。鳥屋地区にもありません。そして鹿島地区に中能登バレーボール教室として、今、6年生が6人おるわけですね。次が5年生2人、4年生が2人ということで、もう試合には、この4月か5月、部員を募集しないと存続できるかどうかということは分

かりませんが、この伝統ある中能登町の女子バレーが県体でも2年連続で優勝をしておりますし、子供たちがその後ついてこないという現状になってきます。そういう中で、このスポーツ少年団の活動、ジュニアスポーツの活動を是非、特に小学生の子供たちに、加入率は44%と言われましたが、昔は90何%台だったと思います。それが、だんだんだんだんこういういろんな社会環境の中で変わってきて、44%の現状になってきたわけなんです。特にこのバレーボールが、是非何とかして存続して、一般の県体優勝の種目でありまして、頑張っていたきたいと思います。

私、ある校長先生に「先生、もう退官やさい、バレーボール次教えてやって下さい。」と言いましたら、本人はイヤとは言いませんでした。笑って、したいなというような感じではありましたけれど、そういう退官される、バレーボールで名を馳せた先生がおいでですので、その辺また是非、教育長さんそのことについて、退官する先生を知っておいでと思いますが、指導させるように、特に小学校、メロン組の子供たちが、結構、運動能力のある子が多いと聞いておりますので、是非、また、顔を見られたらお願いしていただきたいと思います。本人がするということになれば、また、4月から公募をかけることができますので、その辺ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それと、総合型スポーツクラブですが、これはある事例が一つ、長野県の北御牧村ですが、合併して東御市となっているのですが、その中のこのパネルディスカッションがその町で開かれて、その子供たちの体力低下、大人のメタボリックシンドローム、学校の食事や職場等のメンタルヘルス、健康の問題も語られたそうです。その中で、スポーツをしななければならないということで、生活を総合化する地域スポーツクラブ、地域スポーツ、地域の皆さんでスポーツをやるということが出

ておりました。それがどういう仕組みかといいますと、出発点は高齢者の転倒予防にあったそうです。転倒予防のための運動拠点であったと書いてあります。そして、その中で、医療、福祉、スポーツ、教育を一緒にして、毎日身体を動かすことを住民に浸透させたそうです。そうしましたら、この10年間で県平均の老人医療費が県の平均が10万円アップしていたのに、この町では4万円ダウンしたそうです。どういう仕組みをしたかといいますと、この町はプールや公民館活動ももちろんしたんですけど、ケーブルテレビがありまして、毎日体育の日だということで、体操のインストラクターを頼んだかどうかわかりませんが、体操の番組を1日3回流したそうです。そして健康なお年寄りをも、つくったと。生涯スポーツにかかわることをケーブルテレビを通して町に発信して、毎日が体育の日だということで、行ったそうです。

また、今、春になってきましたが、冬の間、お年寄りは体育館などへ歩いて運動しに行く姿が見られましたが、ケーブルテレビにそういうことをしていただければ、家でいろんな体操をできると。そういう体育の番組をつくっていただいて、ずっと流すということをやっているそうです。その中で、この地域クラブのスポーツクラブの子供たちのクラブも一緒になり、子供たちが生涯スポーツにわたってスポーツをやっているという環境の中で、素晴らしい町になっているということを聞きましたので、是非そういう中能登町も町民全体が生涯スポーツをできるというような環境をテレビ等を通じて発信していただきたいと思います。私たちも小さいころから運動して、さっき言った朝ごはんを食べて、爽快に朝起きて、また学校行って運動して、1日を過ごしたという自然な運動と睡眠というものを、是非子供たちに教えてあげていただきたいなと思います。

それでは2点目に入ります。企業誘致につ

いて、今後の企業誘致政策で、どういう優位性のPRをしていくのかということをお聞きしたいと思います。

平成26年度に北陸新幹線の金沢開業がなります。そして能越自動車道氷見七尾インターの供用開始、東海北陸自動車道の全線開通がなります。そして26年に能登有料道路の無料化が実現の見通しです。償還が終わりますので、見通しです。能登と大都市圏を結ぶ大幅な時間短縮が図られるわけですが、七尾東京間が高岡で乗り換えていけば3時間で行ける。名古屋圏へ行くのも東海北陸自動車道で3時間というような圏内になります。その中で、町長はトップセールスとしていろんなところを回っておいでますが、その辺の成果ということについてお聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の企業誘致について、町長はどのような企業へ回っているかと、優位性をどのようにPRしているかという質問であろうかと思えます。

町企業誘致条例によりまして指定企業に対して交付する助成金は、投資額の5%であります。これは町の誘致条例であります。新設の場合は投資額の8,000万円以上、常用雇用5人以上で増設の場合は、投資額4,000万円以上、新たな常用雇用3人以上が対象となるものであります。

また、新規地元雇用1人につき20万円が助成をされます。これらの助成金の総額は1億5,000万円が上限となっております。

また、このほかに「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金」の割引給付が8年間受けることが可能であります。

また、町税では「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例」により、町税の優遇措置・課税特例として3年間の固定資産税不均一課税の適用制度があります。

また、旧鳥屋地区、鹿西地区に立地する場

合においては、要件を満たせば「電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金」が最大で2億5,000万円交付されます。

また、「電源立地地域対策交付金」が電力契約1キロワットあたり月額203円交付される制度もあります。ほかに、インフラの整備、情報ネットワーク整備状況などがあげられると思います。

以上のような優位性をあらゆる機会を通してPRするとともに、情報発信し、今後の企業誘致活動にも取り組んでいきたいと思っておりますし、「大阪鳥屋会」あるいは県の「石川県人会」、また、道路の陳情に行った時には、東京の関係のある企業へ回ったり、先般も、トヨタの重役がおいでということで「北海道トヨタ」へも行ってきたところでございます。このような優位性のあるところが多くありまして、やはりいろんな方々の関係、われわれだけでなしに、また町民全体の方々、また議員の方々にもいろんな情報もいただきまして、そしてそんな情報があれば、私自身どこへでも参りますし、皆さんの協力がなければ、なかなか難しいものだなあという気もいたしております。そういうことで、これからも企業誘致ということで、一生懸命に頑張っ

てまいりたいと、そう思っております。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君
○4番（宮下為幸君） 先日の新聞で、七尾市で推進員ということで、2年前に制度が設けられて成果なしというようなことが新聞に出ておりました。その辺について推進員というものは果たして置くべきなのか、OBとかIT関係のOBの方がおいでということで、新聞には書いてありましたが、その辺は金額で200万円まで助成し、建設費の1%まで出すというようなことが出ておりましたが、そういう考えはあるのかどうか。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） この企業の立地推進員制度をとっている市町は、石川県では金沢

市、七尾市、加賀市、白山市、内灘町の5市町ございます。そういう中で、なかなか難しい推進員制度でありますけれども、推進員に指名されても大変重荷にもなると、された方からもお聞きいたしております。町では5つの推進員制度をつくっている皆さん方からの意見もお聞きし、本当にこの制度で企業が来てくれるのかどうか、また、なられた方々が本当に重荷にならないのか、そういうことも、もう少し皆さんの意見を聞きながら、考えさせていただきたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 平成26年度のそういう交通革命というか、そういうことが起きるわけですので、町長には、これから観光や産業の振興にとっては、またとないチャンスと思いますので、是非トップセールスとしてご尽力を賜りたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（若狭明彦君） 以上で本日の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（若狭明彦君） 本日の日程は終了いたしました。

明日13日午前10時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分 散会

平成20年3月13日（木曜日）

○出席議員（17名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	14番	岩井 礼二	議員
3番	堀江 健爾	議員	15番	西村 秀博	議員
4番	宮下 為幸	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

○欠席議員（2名）

6番	亀野 富二夫	議員	13番	若狭 明彦	議員
----	--------	----	-----	-------	----

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

◎開 議

○副議長（上見健一君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○副議長（上見健一君） 日程第1 一般質問。これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は1時間ですので、守っていただくようお願いいたします。

執行部におかれては的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

1番 笹川広美君

[1番（笹川広美君）登壇]

○1番（笹川広美君） おはようございます。

まず質問に先立ちまして、この3月をもって退職されます苗山参事兼総務課長、藤井参事兼監理課長、そして後藤教育文化課長にこれまでの行政へのご尽力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。これからも中能登町のために、お力添えをいただけますようお願い申し上げます。

さて、今月、3月8日は国際女性の日でありました。これは今から104年前の1904年3月8日に、アメリカはニューヨークにおいて、働く女性達が婦人参政権を求め、デモを行ったことに由来いたします。そして、1977年の国連総会で、この3月8日を国際女性の日と決めました。日本では、女性が生涯を通じて、健康で充実した日々を過ごすことができるよう支援するため、本年より3月1日から3月8日までの1週間を、女性健康週間と定めております。この期間には様々な分野で、女性

一人一人が、より健康で安心して活躍できる社会の再構築を目指し、多彩な活動が展開されます。この意義ある時にちなみ、まず初めに女性の皆さまのための質問をさせていただきます。

今、公明党では女性の一生を総合的に支援する女性の一生サポートプランの策定を進めております。現在は、更に名称も親しみやすく女性の丸ごとサポートプランと改め、女性の生涯を支える視点から政策を立案しております。その中の一つに、様々な悩みを抱えた若い女性向けの総合カウンセリング窓口の設置を提案しております。20代、30代の女性の多くが、健康や仕事、人間関係など、様々な悩みがあっても安心して相談できる場所がなく、一人で悩み不安を抱えておられます。全国の女性センターなど相談窓口での相談者は、30代が最も多く44.6パーセント、次いで20代が22.9パーセントとなっております。これは20代、30代は職場でのキャリアアップや家庭での育児など、いろいろな悩みを抱える時期にあたることを反映していると思われます。相談の内容は、例えば健康に不安がある。いつでも健康診断が受けられる体制を作ってほしい。産休がとりにくい。家庭の問題を抱えているので心配で結婚できない。正社員になりたいがなれない。派遣の繰り返しで将来が不安。いじめやパワーハラスメントにあってトラウマが出ている。うつで休職中、復職が再就職先を探すか悩んでいるといったものです。

また中能登町では、一人親世帯の家庭が120世帯ほどあり、近隣の地域の中でも多い方になります。これは当町が子育てに優しいまちであることから移転されてくる方も多いとも考えられます。先日、一人親世帯のための相談窓口を深刻な悩みを抱えておられる女性の方と利用させていただきました。お聞きしたところ相談窓口の利用は中能登町は少ないとお話でした。周知があまりされていない

ように見受けられました。また、利用時間にも対処すべき点があるかと思えます。

そこで現在、町にはどのような相談窓口があるのか、また利用状況はどうなっているかを、まず担当課長にお伺いいたします。

○副議長（上見健一君） 岡野福祉課長

[福祉課長（岡野 昇君）登壇]

○福祉課長（岡野 昇君） ただいまのご質問ですが、困りごと相談とかそういう窓口は現在、月に2回設定されております。そこで総合的なご相談は受けておりますが、女性特有のそういう相談というものは特別ありませんが、総合的にあらゆる面を相談を受けている状態でございます。件数につきましては、これは個人情報とかいろいろありますので、ここではお答えはちょっと控えさせていただきます。以上でございます。

○副議長（上見健一君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 悩みを抱えた女性が自分の身近にいつでも駆け込める場所があることは、とても重要なことだと思います。その相談窓口は更に様々な問題に対応できる専門性の高い相談員へと結びつき、相談者のニーズにあった土曜、日曜、夜間といった柔軟な対応が図られ、また窓口に行けない女性のためには電話やインターネットでの相談体制が敷かれている、いわゆる総合カウンセリング窓口の設置が必要だと思われま。そして、中能登町にはこんな相談窓口があるんですと、全ての女性に周知徹底を働きかけることが不可決であります。女性のための総合カウンセリング窓口の設置について杉本町長のご所見をお伺いいたします。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

[町長（杉本栄蔵君）登壇]

○町長（杉本栄蔵君） 笹川議員の質問にお答えいたします。若い女性向けの総合カウンセリング窓口の設置についての質問であります。現在、中能登町が行っている相談業務として町の保健師により新生児が産まれたご家

庭の訪問と育児相談を行い、子どもの虐待、早期発見に努めるとともに、必要な家庭については、再訪問や母子保健推進員の皆さま方とともに連携をとりながら経緯を見守っております。また、町内6カ所の保育園の子育て支援センターを保健師と母子保健推進員が巡回し、随時電話相談やセンターへの来所相談も行っているところであります。そのほか、心配ごと相談等を行っております。相談といっても子育てや家庭内暴力、就労や虐待、不妊などそれぞれの相談ごとがあり、相談を受ける側の専門性も要求をされます。今回ご質問の女性向けの総合カウンセリング窓口の設置については、他の団体への状況も勉強をさせていただきながら、今後の研究の課題とさせていただきますが、当面は、まず役場に相談をしていただければ、石川県関係機関とも連携を取りながら対処していきますのでよろしくお伺いいたします。

○副議長（上見健一君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 女性が生き生きと生きていける社会にこそ発展があります。傑出した国連の指導者として活躍してこられたチョードリー事務次長は「女性は生命を産み、育むという特質のゆえに、本質的に平和主義者です。社会のために、そして現在と未来の世代のために女性の方がずっと深く心を砕いています。その意味では女性こそあらゆる社会の屋台骨なのです。女性が社会を一つにまとめているのです。女性は苦しみを取り除きます。時には社会の苦しみを取り除くために、それを我が身に引き受けることさえするのです。こうした女性の特質は、社会を発展させゆくためになくしてはならないものである。」と博士は論じておられます。女性の本来の力が発揮できるよう町の支援体制を是非とも整えていただきたいと思います。

次に、緊急地震速報の利活用についてお伺いします。昨年3月25日の能登半島地震から、もうすぐ1年を迎えます。穏やかな日曜の朝

に、何の前ぶれもなく突然私たちが襲ったとてもショックな出来事でした。もし、あの地震がまだ誰もが寝静まっている時に起こっていたら、もし、社会が忙しく動きまわっている平日の真っ昼間だったら、一体どういふことになっていたのでしょうか。

また、10月には同じ震源地で震度4強の大きな余震が起こっております。今、地震の防災への取組みは、復興支援とともに大変重要な課題であります。昨年10月1日より地震の揺れを直前に知らせる緊急地震速報が気象庁よりテレビやラジオを通じて開始されました。速報が流されるのは、最大震度5弱以上の地震が来ると推定される場合に限りです。この緊急地震速報はごくわずかな地震の初期微動P波を震源に近い地震計が捉え、その情報から震源の位置や地震の規模を解析します。そして、数秒から数十秒後に襲ってくる大きな揺れS波の到着時間や震度を地域ごとに推定し、可能な限り素早く知らせることができません。

すでに一昨年の8月から部分的な運行が行われており、鉄道や病院、工場など特定の事業者に対して情報提供が始まっております。能登半島地震でも気象庁は大きな揺れが来る前に、地震発生を知らせる緊急地震速報を出しました。直下型地震だったため震源に近い地域では、間に合わなかったとされておりますが、場所によっては震度6弱の地域で5秒前に速報が届いた所もあったようです。

また、7月に起きた中越地震では、気象庁はP波を検知してから3.8秒後に速報を発表、関東や中京エリアでは強い揺れが到達する30秒から50秒前に速報を受信、それを受けて子供たちが机の下にもぐった、ガスの元栓を確認した、子供にタンスから離れるよう指示したなどの対処が取られたといえます。そして鉄道でも列車の緊急停止、建設現場のクレーン作業停止など、安全確保の処置がとられました。これら気象庁より出された緊急地震速

報が昨年10月1日より民間でも受信できることとなり、NHKでも紹介されましたが、全国2,200カ所に設置されている地震計から、常時リアルタイムで気象庁に集められている地震波形データを解析処理し、同庁から発表されるデータをデジタル化して文字と音声のカウントダウンによるアナウンスでの通報装置も開発されております。現在、大手デパートや地下街、ホテルなどの誘客施設では通報装置の設置が進められております。この通報装置は、個々の設置場所の地盤や建物の耐震強度を反映させた独自の警報震度が設定され、より確実な安全対応を最も迅速にとることができます。文科省は昨年7月、各教育機関に対し各施設において受信装置等を設置することにより、直接情報を受けとり、施設利用者への注意喚起を行うなどの利活用が可能となるので、緊急地震速報の受信についての検討との受信装置の設置への依頼文書を出しております。これを受けて東京都は、平成20年度予算で全ての都立の学校に緊急地震速報を導入することを決定しております。

また、石川県内では、金沢市、内灘町が来年度からの導入を決めたとのこと。気象庁の昨年5月のアンケートでは緊急地震速報がどういうものなのか、正確に知っている人はわずかに39パーセントでした。現在でもきちんと理解している人は少ないのではないのでしょうか。今後、緊急地震速報について周知の徹底とそれに連動した防災訓練が不可欠であります。そして、中能登町におきましても、まず子供たちの安心、安全のために、是非緊急地震速報通報装置を学校、保育所に導入していただき、それに対応した施設内放送による防災情報伝達網を整備すべきではないでしょうか。

また、昨年の能登半島地震の経験から、保育園や学校の子供たちの安全を守るために、町はどのような対策を考え、実際に行っておられるのでしょうか。杉本町長にお伺いいた

します。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 緊急地震速報の質問にお答えいたします。昨年10月から全国的に運用が開始されております緊急地震速報につきましては、気象庁でもテレビ、新聞等でPRはしているものの、まだまだ認知等は低い状況にあり、町は2月からケーブルテレビを利用し、1日2回緊急地震速報に関する番組の放送を行い、周知に努めているところであります。

また、町有施設における地震装置の設置についてであります。現在、ケーブルテレビの施工業者では、ケーブルテレビ網を活用した音声告知端末からの緊急地震速報の一斉放送について、システム開発を行っているとのことあります。これができれば町有施設のみならず、町内のほぼ全世帯をカバーできるものと考えております。今後緊急地震速報の有効性も見据えながら、導入の検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（上見健一君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 今、町長がケーブルテレビの方で音声告知からというお話でしたが、現在のケーブルテレビの設備では緊急地震速報をのせることはできないという実験結果が当町において実験済みだということで、本当にそうやってケーブルを利用できるのかなということは、少し可能性はどうかのかなというふうに私は思います。

また、このケーブルは一斉に配信するので10キロ圏内に配信した場合、情報に正確さがなくなります。たとえ数秒前でも大きな揺れが来ることを知って心構えをすればできること、守れる命があります。わずか数秒が生死を分けることになるのです。緊急地震速報には強い揺れに襲われる前に、確実な情報をできるだけ早くキャッチすることに大きな意味があります。本震までの猶予時間が長ければ

長いほど、安全が確保できるのです。厳しい財政の中ではありますが、生命にかかわる問題です。まず試験的に置くことからでもできないでしょうか。再度、町長にお伺いいたします。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 先ほどお答えしましたように、告知端末機で実験をしておることでもありますので、業者ともいつできるのとか、それらを踏まえまして一日も早く町民の安心、安全を守れるようにいたしたいと思っております。

○副議長（上見健一君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） それでは、教育長にお伺いいたします。子供の安全、生命を守るために緊急地震速報についてPTAの皆さんに理解をしていただき、設置に向けて協力をいただく方向は考えられないでしょうか。大切な未来を担う子供たちを守っていくのは、私たち大人の義務であり、また使命であります。池島教育長のご所見をお聞かせ下さい。

○副議長（上見健一君） 池島教育長

[教育長（池島憲雄君）登壇]

○教育長（池島憲雄君） ただいまの緊急地震速報の専用受信機の問題について学校現場ではどのような見通しになるのか、PTAの人たちとの協力も得て、配備はできないかというようなお話であったかなというように思います。とにかく、学校現場では多くの児童生徒の尊い命を預かっております。年に最低1回は地震関係の避難訓練を行っているわけですが、昨年の能登半島地震もありました。その影響で、現場での訓練も非常に現実味を帯びているのではないかなというように思っています。大きな揺れが来るほんの数秒間に、どのような対応をとっていくのかというのは、非常にカギでないかなというように思います。先ほど町長さんのお話しの中にもあったわけですが、町の音声告知端末、あるいは、防災無線との連動がどのような形で

可能であるのかないのか、というようなこと
もありますし、また学校の放送設備と専用受
信装置のシステム上、連動できるのかとい
うような問題もあります。更に町内では中
学校の統合、小学校の統合も控えてお
りますので、そういった動きなんかも
検討しながら、できれば配備したい
という思いはあるわけで、そういった
ことも踏まえながら検討して行きたい
なというふうに思っています。もちろ
んPTAの皆さん方にもご相談を
しながら、協力をいただけるものなら
いただきたいというふうに思っています。
以上です。

○副議長（上見健一君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 大きな天災はいつや
つて来るか分かりません。今後の町の懸
命な取組みを期待しております。

最後に、行財政改革についてお伺いいた
します。国、地方を通じた厳しい財政状況
の中、平成18年に地方公共団体における
行政改革の更なる推進のための指針が
出されました。中能登町におきま
しても、集中改革プランを平成18年3
月に策定し、行財政改革に取り組ん
できたところであります。総務省より
行政機関の会計である公会計を住民に
分かりやすくするため、平成21年ま
でにバランスシートをはじめとする
財務指標を作成し、公表することが
各自治体に義務づけられております。
これによって、これまでの行政の予算
と決算は、企業会計の考え方と同様の
複式簿記や発生主義を取り入れた公
会計となり、資産や負債がどのくら
いあるのか、更に将来的な負担、例
えば建物の建替えや職員の退職金の
ため、どのくらい用意しておかなけ
ばならないかなど、自治体全体の財
政状況が分かりやすくなります。

また、一昨年北海道夕張市の財政破綻
を教訓に、地方財政健全化法が昨年
10月に制定されました。これによ
り、平成19年度決算より会計に関
する知識がない住民に分かってもら
えることを第一にした、財政指標を
各自治体

は公表することが義務づけられました。
この財政指標とは、1、実質赤字比率、
これは一般会計などの赤字の標準財
政規模に対する割合です。2、連結
実質赤字比率、これは公営企業会計
も含めた実質赤字比率です。3、
実質公債費比率、これは自治体が負
担する公債の返済に要する額の比
率の最近3年間の平均です。4、
将来負担比率、これは更に退職金
や自治体が出資している法人、公
社や第3セクターなどの負債のうち、
自治体が将来負担すべき額などの
合計の比率です。以上の4つであ
ります。

そこで質問ですが、第1点目としま
して、集中改革プランの策定より3
年目を迎えますが、その進捗状況に
ついてお伺いいたします。

2点目として4つの財政指標の公
表への取組みについてお伺いいた
します。指標の公表は平成19年度
決算から、また財政健全化計画の
策定義務は平成20年度決算からと
されています。4つの財政指標の
一つでも財政健全化判断基準より
悪ければ、その自治体は早期健
全化や再生の計画策定を迫られる
こととなります。総務省の情報で
は、財政健全化計画が義務づけら
れる自治体は50から100という
認識だそうです。また、財政健全
化団体となった自治体に対しては、
財政健全化計画の実施状況に照
らし、早期の財政健全化が著しく
困難であると認められるときは、
総務大臣または知事は必要な
勧告をすることができること
となります。

そこで、中能登町の現在の財政は、
この4つの財政指標から見ますと、
どのような状況にあるのか。昨日、
町長からは大丈夫だとお話して
ましたが、具体的な数値を示して
いただきたいと思っております。
また、今後健全化の財政をどう
推し進めていかれるのか、杉本
町長のご所見をお伺いいたします。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 集中改革
プランの進捗率は、どうかとの
質問であります。まず事

務事業の見直しでは、今回の議会でもご提案を申し上げておりますが、指定管理者制度の導入について新たな施設への導入も図っていくこととしております。また、事務事業評価の試行も内部では行っております。なお、本年4月から事務機構や出先機関の見直しも行うこととしております。

最後に、定員管理の適正化につきましては、現在は計画人数を下回る数で推移をしております。今後とも、より効果的で効率的な体制づくりを目指して、日々検討をしていきたいと思っております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する質問であります。地方公共団体財政健全化は、法律により平成19年度決算から地方公共団体は、健全化判断比率を公表しなければならないことになりました。また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全判断基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得て住民に公表するとともに、国、県への報告もしなければなりません。更に外部監査も受けることとなります。中能登町の平成18年度の決算ベースでの試算では、いずれの比率も早期健全化判断基準未満となり、健全財政となっております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字でありますので、0%となっております。実質公債比率は13%、将来負担比率は130.5%となっております。今後も健全財政を維持していくために、中能登町行政改革大綱の基本理念に基づき、財政運営の効率化に、そして健全化に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（上見健一君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） これからは、町の財政に対しては、私たち議員はもちろんのこと、町民の皆さんからも厳しくチェックをしていただくこととなります。そのためにも財政状況を住民により分かりやすく公開していただくことが大切であります。公開が行政に緊張

感を生み、行財政改革推進の重要な手段になります。今後の町の取り組みに期待をし、私の一般質問を終わります。

○副議長（上見健一君） 亀野富二夫君から一般質問の通告がありましたが、母の逝去のため欠席届が出ていますので、次の質問に進みます。

14番 岩井礼二君

[14番（岩井礼二君）登壇]

○14番（岩井礼二君） 道路特定財源制度、中能登町で暫定税が確保できている場合と確保ができなかった場合の当町における影響についてということであります。

先日は、お二人の議員が、暫定税率について質問されました。それもお伺いしたところでもありますけれども、もしかして、この税率がなくなった場合、町民に理解を得るためにも、具体的に何がどのように支障をきたすのか、お伺いをしたいと思います。そして、今日ほどのマスコミの話でも、税源の確保が難しいような、間近なような、そういった報道もされております。もしまた、そうなった場合にはどのような対応をされるのか。そのこともお伺いしたいと思います。

私、感ずるところによると、新中学校が建設されるにあたっての、そのアクセス道路、通学道の歩道、信号など、また企業誘致をしたとする時の道路関係、融雪関係、そういったものがあるのかなと感じますが、その辺を町長、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 岩井議員の質問にお答えをいたします。

道路特定財源で、現在、中能登町では、平成19年度に自動車重量譲与税で1億1,100万円、地方道路譲与税で4,000万円、自動車取得税交付金で7,500万円、合計2億2,600万円が交付される予定であります。また、現行の暫定税率が廃止となった場合には、中能登町

における税収は約1億300万円の減収となる
ことが予想されます。

また、平成19年度事業に関して申し上げますと、町道R-4号線、これは西馬場から沖馬場行く道であります。また、西馬場踏切の拡幅工事や道路改良、消雪工事及び町道T-7号線、これは良川駅から主要地方道七尾羽昨線までの道路改良工事や標識工事などは、道路特定財源で整備されております。県の事業でも県道良川磯辺線の1.5車線整備、県道志賀鹿西線の眉丈山トンネルから上棚インターへ通じる延伸整備事業や、主要地方道氷見田鶴浜線の富山県境での改良工事、鹿西の勵志館前の歩道整備工事、更には、消雪工事等も道路特定財源で整備されております。暫定税率が廃止となりますと、道路建設事業が大幅に減少し、事業の中止や完成時期の延長が避けられません。また、地区からの要望である道路整備や除雪、舗装の補修などの維持管理にも深刻な影響が出ますので、暫定税率は大変重要であると考えておりますし、また、もしも、これがなければ、住民の皆さん方には迷惑をかけるわけにはまいりませんので、基金の中から最小限の整備はしなければならないと思いますけれども、大変、財政事情に影響を及ぼします。以上でございます。

○副議長（上見健一君） 岩井礼二君

○14番（岩井礼二君） 具体的なものがよく分かりました。この税金がなくても、最小限の整備はしていかなければならないという言葉もありました。そうなった時には一般財源、財調に影響をしてくることと思います。財調も5、6年この調子で行けば底をつくような話も聞いております。そうするとやはり、他の事業、教育、福祉などの事業を減らさざるを得ないような影響も出てくることも考えられます。暫定税率は、大変必要なものだと思います。町長としても機会があれば、その税率の確保にできるだけの努力をして、町発展のために努力をお願いしたいと思います。以

上で終わります。

○副議長（上見健一君） 19番 作間七郎君
[19番（作間七郎君）登壇]

○19番（作間七郎君） それでは一般質問をさせていただきます。

私は、入札についてということで一般質問をいたします。

その1つ目には入札制度について、平成19年の1年間に県内、中能登地域内の公共工事における不祥事が集中的に発覚しております。また、七尾鹿島建設業協会の会長は、マスコミのインタビューで「この地域の体質だ」とコメントを報道されました。指名競争入札制度が不祥事の原因として、マスコミに報道をされています。当町では、談合の温床になりやすいと言われている、指名競争入札と随意契約しか取り入れていません。要は、今後、公共工事に他の入札制度や方法に変える気があるか、町長の考えを聞かせてください。

2つ目には、入札の執行状況について、町が行った入札や随意契約工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約、及び一般の物品納入契約、9月議会では8月末まで聞いていますので、平成19年9月から20年2月末日までの入札等契約内訳の総件数、総金額、常勤の特別職の配偶者を含む二親等以内で、町との入札や随意契約工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約、及び一般物品納入契約者、議員及び議員の配偶者を含む二親等以内の契約状況、件数、契約金額、また最高入札率及び最低入札率をお答えください。

3点目には、情報公開について、近隣の市町では、既に入札結果を落札業者の金額、入札参加者と金額をインターネットで公表しているが、中能登町では現在、落札業者と落札金額のみ公表している。私は、9月議会でケーブルテレビの地域情報チャンネルにも公開すべきだと質問して以来、なんの進展もないので、このことを含めて考えをお聞かせください。

4つ目には、除雪工事について、町の除雪は各地区の業者に出来高の随意契約をしていると聞いています。各業者は、除雪に備えて機械のリースや保険等も自前で負担し、昨年や今年のような除雪工事が無い場合、経費負担はどのように対応しているのかをお尋ねいたします。以上の4点についてお答えください。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 作間議員の質問にお答えいたします。

まず、制度について、指名競争入札制度がありますが、現在、町発注の請負につきましても、地域経済への影響、地域の雇用確保の意味から工事を発注しております。入札の実施におきましては、中能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱及び工事請負業者選定委員会規定により厳正に対応しております。本年度においては試行的に総合評価方式の入札を1件実施いたします。新年度からは、指名競争入札だけではなく、総合評価方式の入札、及び制限付きの一般競争入札も導入をしたいと考えております。

2点目の執行状況につきましては、総務課長より報告をさせますので、よろしく願いいたします。

3点目の入札の公開についてでありますけれども、入札結果につきましては、現在、町ホームページで落札業者と落札金額を随時、公開しております。新年度からは、入札に参加した業者全員の業者名及び入札額を町ホームページに公表したいと思っております。ケーブルテレビの公表につきましては、慎重にもう少し時間をいただきたいと思っております。

4点目の除雪にあたりましては、除雪機械の種類により一時間あたりの単価契約で、稼働時間に単価を乗じて支払う、道路除雪業務の委託契約をしております。これは石川県の単価契約に準じて行っております。以上です。
○副議長（上見健一君） 苗山参事兼総務課

長

[参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇]
○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 作間議員の入札の執行状況についてというご質問でございますので、私の方から答えさせていただきます。

中能登町の一般会計から特別会計までの入札及び契約状況であります。平成19年9月から平成20年2月末現在の入札の件数は、90件で、契約金額は8億3,232万300円です。また、随意契約の総件数でございますが、7,840件で、契約総額は、7億3,129万3,742円です。主な内訳でございますが、第11節の需用費で2億1,443万5,844円、13節の委託料で3億6,982万1,951円、15節工事請負費で1億2,570万7,817円、18節の備品購入費で2,132万8,130円です。

続きまして、常勤の特別職及び議員の二親等以内の方が経営する業者との契約状況についてでございます。平成19年9月から平成20年2月末現在で、特別職1名の合計件数が17件で、契約金額が7,207万8,730円、議員4名の合計件数が32件で、契約金額が4,327万8,083円です。

次に、入札の落札率でございます。最高が予定価格に対して97.23%、設計価格に対しては93.01%です。最低が、予定価格に対して40.00%、設計価格に対して37.58%です。以上です。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君。

○19番（作間七郎君） 1点目の入札制度については、町長は今後いろいろなことを考えていきたいということでは言われましたので、あえて言いませんけれども、先般の北國新聞で、こういう事件の後に公共工事の入札改革ということで、この新聞に大きく取り上げているのを町長も見ておいでだと思います。また、県及び市、町の工事入札契約制度の状況とって、一覧表があるんですね。この中に私が言わなくても、町長はこういうことは詳

しいですから、このこともよく検討されて、不祥事が起きた所、特にいじくっとるんですね。うちの町は、今そういうことはありませんから、そういうことが起きないように、今からその入札の執行のやり方について、十分検討をしていただきたいと思います。

3点目の情報公開については、今まではインターネットで公開していなかったが、来年度から公開したいということでございますので、是非公開していただきたいと思います。私、9月議会にもせっかくケーブルテレビも地域チャンネルも出来たんだから、文字だけでも皆さんにわかるようにすればどうかということでしたんですけれども、今、町長は、ケーブルテレビについてはもう少し考えさせてほしいと、インターネットには公表するというのでございますので、分かりました。

それから4つ目の除雪の件ですけれども、県に従ってやっている。私は、なぜかと言いましたら、今年のような暖冬の時、除雪する機械は出ていないと思うんですよね。そういう時に業者さんは機械を借りとるんですね、ショベルね。各業者さんがこの道路を責任もってくださいと契約を交わしておると思います。雪の降っていない時には、町はその分に対して、なんらかの手当てをしているのかどうかということをお聞きしたかったです。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 契約だけをしているわけでありまして、去年、今年のような暖冬の時には、業者さんには、大変今の保険料にしる、リースにしる、迷惑をかけているというのが現状であります。しかし、今後は除雪の借上げの固定費としてのいろんな事を考えていきたいと、そう思っております。今、県内でもいくつかの市町で20年度からいろんな保険料とか、何時間にするとか、そういうことで、やっている市町もございまして、中能登町も20年度からそれらの状況を踏まえて検討してまいりたいとそう思っております。

よろしく願いいたします。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 1点目に私、聞き忘れたんですけれども、町長は指名入札については請負業者選定委員会で慎重にやっているということを言われましたが、この町工事請負業者選定委員会の構成メンバーはどなたで、委員長は誰なのか。それから入札の立会者は誰なのか。それから、予定価格を公表しておりますね、その金額を決定されるのはどなたか、についてもお尋ねいたします。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 業者の選定委員は、委員長が小山副町長、それに三人の参事、それぞれの担当課長が順次開いております。また、それに応じて執行を私が全てしております。また、設計価格から予定価格を入れるのは、町長である私が設計を見ながら、これはこれくらいの数字といいですか、これくらい懸かるのでないかなと、そう思って、出来る価格を入れさせていただいております。以上です。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 2点目のことで、町長、先ほどの答弁の中で、落札率が大変低いものがありますね。そこで、こういう低い落札で満足がいく工事が、出来るのか、私、大変心配するんですね。8月24日の入札でも、上水道施設統合整備事業中央監視システム整備工事で、予定価格が4,540万円のところへ落札価格が1,370万ということで、落札確率は30.17でしたね、大変低いなと思ったんですよね。その後この間も、今も言われましたけれども、また40%台のこういう落札で仕事を取っている会社おいでますよね。

そこで、県内の市、町では工事の品質の維持をするために、最低の制限価格を設定している所もあり、私は低入札の対応としてこの最低制限価格を導入すべきだと思うが、町でも導入する考えがあるかないかをお聞かせく

ださい。この最低制限価格を設定していない所は、10市9町の中で川北町とうちだけなんです。あとはみんな設けているんです。その点も踏まえて町長答えてください。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 今、作間議員の言われましたように、40%台というような最低価格がありました。これは誰がみても絶対に合わないと思います。そういう中でやはり、来年度からは制限価格を設定したいと、そう思っております。今、全国的にもこういうことになりまして、今の安すぎるというようなこういう工事につきまして、問題も起きているところでありまして、中能登町も制限価格はつくりません。そういう中で、今言われましたように、公表するかしないかは、予定価格を設定しておりますので、制限価格を公表いたしますと、仮に何社か抽選というようなそんな札が入るような状態も出てきますので、制限価格の公表につきましては、もう少し時間をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 除雪の工事について、町長は今後対応したいということでございましたが、私は思うのは、こういう除雪工事にかかる経費の負担を業者に、全部させているということがおかしい。まるで業者に借りをつくっているようなもので、業者の方によく聞くと、「あそこ責任もって道路をすかしてやるよ。あの辺の工事は自分がする権利があるがや」という話をよく耳にします。そういう機械のリースは大変な金額だと聞いております。3ヶ月間借りなければならぬと。1回か2回しか出ない時にはわずかにまけてもらえるのだけれども、大概一台につき25万から30万円だと。それにチェーンも付けたり保険も付けると大変な金なのだ。それらを全部、業者がもっているのだと。町が一切面倒みてくれないという話を聞きますので、雪が降ら

ずに出なかった場合は、ある程度、町で保証してやるなど、その方が私良いと思うんです。払うものは払い、きちっとした仕事してもらおう。除雪と一般の工事を抱き合わせた、ややこしいことをすると不祥事に発展する可能性が多分にあるという心配をしておるんですよ。そういうことのないようにということで、この辺についてももう少し町長どれだけか、全額リース会社から借りたものを町が全部払えという意味ではないのですよ。どれだけか保証してやるという、そういう制度にする考えがあるかないか、もう一度聞かせてください。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 作間議員の言われるとおりでございます。20年度からしっかりと対応してまいります。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 私の最後に聞きたいことがもう1点ありますのでよろしくお願ひします。

西馬場地区の分譲宅地造成事業について質問いたします。土地取得面積は5,298坪、取得金額は1億1,636万4,146円です。そこで宅地造成工事の請負業者名と代表者、契約方法、契約金額と落札率を報告してください。

○副議長（上見健一君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） この件につきまして総務課長より報告させます。

○副議長（上見健一君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 作間議員の再質問にお答えをしたいと思います。先に行われました西馬場地区の分譲宅地造成事業についてであります。宅地造成工事の請負業者、代表者名、契約の方法、落札等々でございますが、4つに分かれておりますので逐次申し上げたいと思っております。件名でございますが、平成19年度中能登町分譲宅地造成事業西馬場地区造成工事、請負業者名は株式会社

林組であります。代表者は林登良夫。契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額でございますが、4,357万5,000円でありませぬ。落札率でございますが、予定価格に對しましては94.1%、設計価格に對しましては88.3%であります。

次に、同じく中能登町分譲宅地造成事業西馬場地区区画道路工事であります。請負業者は若狭建設株式会社。代表者は若狭かよ子。指名競争入札でありました。契約金額につきましては2,404万5,000円であります。落札率は予定価格に對しまして94.63%、設計価格に對しましては88.93%であります。

次に西馬場地区の幹線道路水路工事についてであります。請負業者は壁屋建設株式会社。代表者、壁屋俊夫。契約の方法は指名競争入札によるものであります。契約の金額でございますが、1,774万5,000円であります。落札率でございますが、予定価格に對しまして69.55%、設計価格に對しましては65.23%であります。

最後になります、西馬場地区の調整池公園工事であります。請負業者名は株式会社杉本工務店。代表者杉本茂。指名競争入札であります。契約金額でございますが、2,478万円あります。落札率は予定価格に對しまして94.40%、設計価格に對しましては88.52%であります。4件の合計の契約金額が1億1,014万5,000円あります。以上であります。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 苗山参事兼総務課長にお聞きいたしますけれども、この4件とも指名競争入札をしたんですけれども、4件とも入札の参加者は全員同じですね。ちょっと確認します。

○副議長（上見健一君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 4件ともに8社で同じであります。以上です。

○副議長（上見健一君） 作間七郎君。

○19番（作間七郎君） 私、いろいろと質問させていただき、町長から大変前向きな答弁を沢山いただきまして、本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（上見健一君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎散 会

○議長（上見健一君） 明日14日から17日まで休会とし、18日午後2時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時08分 散会

平成20年3月18日（火曜日）

○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表辰 祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 服 部 顕 了 書 記 山 本 正 広

○議事日程（第5号）

平成20年3月18日 午後4時40分開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）

議案第1号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

議案第2号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第3号 中能登町農村公園条例の制定について

議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

- 議案第17号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第19号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算
- 議案第20号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第21号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第22号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第23号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第24号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第25号 平成19年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算
- 議案第27号 平成20年度中能登町老人保健特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第30号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第33号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第35号 指定管理者の指定について
- 議案第36号 指定管理者の指定について
- 請願第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める国への意見書提出の請願書
- 請願第2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める国への意見書提出の請願書
- 陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

日程第5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

日程第1 議案の撤回

(追加日程2)

日程第1 議案第37号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第2 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

(追加日程3)

日程第1 発議第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第2 発議第2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

(追加日程4)

日程第1 発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第2 発議第4号 中能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

午後 4 時40分 開議

◎開 議

○議長（若狭明彦君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりです。

本日の会議時間は、会議の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎追加日程 1

○議長（若狭明彦君）

はじめに、3月5日杉本町長から提出された議案第4号 中能登町集会所条例を廃止する条例について、撤回したいとの申し出があります。中能登町集会所条例を廃止する条例について撤回の件を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。中能登町集会所条例を廃止する条例について撤回の件を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 議案第4号 中能登町集会所条例を廃止する条例について撤回の件を議題にします。

杉本町長から中能登町集会所条例を廃止する条例について撤回の理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

○町長（杉本栄蔵君） 3月5日に提出いたしました議案第4号 中能登町集会所条例を廃止する条例については、事務手続きの都合により、今定例会においては取り下げさせていただきます。お願い申し上げます。

なお、本議案は、あとの定例会において、

改めて提出させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま、議題となっております中能登町集会所条例を廃止する条例について撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、中能登町集会所条例を廃止する条例について撤回の件を許可することに決定いたしました。

◎委員長報告

○議長（若狭明彦君） 日程第1から日程第3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例会から付託をしております報告第1号1件、議案第1号から議案第3号まで並びに議案第5号から議案第36号まで議案35件、請願第1号、第2号及び陳情第1号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小坂博康君

〔総務常任委員会委員長（小坂博康君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（小坂博康君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

3月11日、総務常任委員会を開催し、3月定例会から付託を受けました議案10件について、執行部から説明を求め審査いたしました。総務常任委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

なお、議案第4号につきましては、議案の撤回がありましたので割愛させていただきます。

議案第1号につきましては、職員の身分のまま外国の地方公共団体の機関に派遣できる条例の制定であります。

質疑では、今年、派遣を予定しているための条例制定かに対して、今年はありませんが、これからの国際貢献活動に備え条例を整備するもので、全市町所要の措置が講じられるとの答弁でありました。

また、第4条第2項で派遣職員には給与を支給しないとあるがどういうことか、何か規準、要綱があるかに対して、外国で給与が支払いできない国へは、協議して決定するが、町長が認めないときは、支給しないことになり、規準等は今後制定していきたいとの答弁でありました。

議案第5号につきましては、育児休業をこれまでの3年間から入学前までに、また、その間、希望に応じ短時間の就業ができること、なお、その場合、給与は時間給、日割り計算になる改正であります。

これに対しましては、産休に入るのは分かりますが、短時間勤務の取り扱いはどうなるのかに対して、3カ月から6カ月前に申請が必要との答弁がありました。

議案第6号、第7号、第8号につきましては、出張旅費の宿泊料は、これまで甲、乙地方で区分されていたものを、区分をとり一律にするものであります。

議案第18号 一般会計補正予算につきましては、既定経費の節減と事業完了に伴う年度末の精算措置で、歳出の主なものでは、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出し金2,172万3,000円、歳入では、町税で1,380万円、地方交付税で3億8,000万円が増額となり、基金繰入金は6億6,353万円の減額となっております。

議案第24号 ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、一般会計補正予算に関連して、歳入では、繰入金2,172万3,000円が増額され、歳出では、放送サービスが3カ月遅れたことや分担金、負担金で実績に基づく所要の減額補正が行われ、歳入歳出3,605万1,000円の減額で、予算総額は7,996万3,000

円になります。

議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算、議案第33号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、3月5日に提案理由の説明もありましたので、質疑の概要を申し上げます。

まず、一般会計では、分譲宅地の販売予定に対して、二宮あおば台は4月に、西馬場につきましては7月からの販売ができるとの答弁でありました。

地域振興交付金には、区長手当が含まれているかに対して、交付金として交付しているため、その実態につきましては、総会資料を取り寄せ確認しますとの答弁でありました。

次に、てんぐす病や芝管理等について、随意契約の件数、金額が大きい、各課管理でなく、全体をもって入札することも大切であるに対して、芝管理は町内を3分割して入札を行っているとの答弁でありました。

次に、平成20年度の職員体制に対して、前年比8人減の287名です。その内訳は、行政職179名、労務職22名、保育士85名、看護師1名です。他に嘱託は68名で合計355名です。また、育児休業や産休を10名が取得しています。保育士の採用を行ったが人数が下回ったため、パートも考えているとの答弁でありました。

ケーブルテレビ事業特別会計予算では、後山地区の難視聴対策は北陸電力で対応されていることに対して、ケーブルテレビへの移行については、最終的に話し合いがまとまらず、ケーブルテレビ加入者以外の方が北陸電力の対応になるとの答弁でありました。

次に、加入率が40%であれば、収支の均衡を図れるかに対して、放送だけなら収支が保たれるが、設備の管理費もかかるので、50%から60%の加入率が必要との答弁でありました。

次に、工事費450万円は町の負担原因によるものかに対して、通常電柱移設の費用は、

原因者負担が原則で、県営事業等の場合、県から入ってくるとの答弁でありました。

次に、加入率の向上とともに、ケーブルテレビに対する期待感が増してくる。アナウンサーや撮影スタッフを養成することに対して、平成19年度は設備の保守、引き込み工事の対応に追われていた。平成20年度は職員の増員と職員全体が対応できるようにしたい。研修も必要になるとの答弁でありました。

主な質疑の概要は以上のとおりであります。質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました、撤回された議案第4号を除く平成20年度中能登町一般会計予算など議案9件は、全会一致で可決いたしました。

ただいま、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

その他として、最終日に提出する中能登町課制条例の一部改正についてと、教育委員会の教育施設の一元化を図ること、及び保健センターの組織機構の見直しを検討している旨の報告がありました。

以上、報告申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 次に、教育民生常任委員会委員長 宮下為幸君

[教育民生常任委員会委員長（宮下為幸君）登壇]

○教育民生常任委員会委員長（宮下為幸君）

それでは、教育民生常任委員会から、審査の結果をご報告いたします。

本定例会から、当委員会に付託を受けました、報告1件及び議案21件については、3月7日に委員7名全員の出席、並びに議長の同席のもと、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審議の過程での主な内容についてご報告いたします。

はじめに、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算について）は、冬季あったか

福祉助成事業として生活困窮世帯に対し、石油高騰による助成金、1世帯5,000円を480世帯に交付するため、240万円を補正計上したもので、今後も石油高騰が続くようであれば、次年度も交付する予定があるかという質問に対しては、そういう状況になった場合は、また協議し、検討したいとのことでした。

次に、条例の制定1件及び条例の一部改正9件について審議を行いました。

議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、老人福祉センター「ゆうゆう」の指定管理者の運営、及び町外の方の利用について規定するもので、20歳以上1人1回200円とし、天平の里、健康ハウス「憩」との統一化を図るもので、利用者の町内、町外の見極めはどのようにするのかという質問に対しては、町内に住所を有する65歳以上の方及び身体障害者の方は、証明書を発行し、100円とし、その他の方々については、全て200円にするとの回答でした。

次に、議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算では、健康ハウス「憩」の使用料は、合併により旧町地域だけではなく、町全域の方々が利用されるようになったことや町外の方の利用により、年々増加しており、良い傾向となっていますので、なお一層、利用促進に向けた努力をされるように要望いたしました。

続いて、地域包括支援センター事業費の新予防給付ケアプラン作成委託については、支援センターで要支援1、2の方のケアプランを作成することとし、職員対応できない分を委託費として計上していますが、当初見込みより職員対応が図られ、今回、減額補正となったもので、今後も経費削減に向け、一層努力するように要望いたしました。

続いて、議案第26号の平成20年度中能登町一般会計予算では、健康ハウス「憩」使用料を前年度対比で、どれくらい見込まれたのかとの質問に対しては、19年度において増収と

なった約5%のアップを見込んでいるとのことでした。

続いて、社会福祉協議会への補助金が前年度より増額になった理由、及び中能登町体育振興事業団への補助金が、前年度より大幅減額となった理由に対しては、社会福祉協議会については、平成20年度から中能登町老人福祉センター「ゆうゆう」にかかわる経費が新たに計上されることとなり、また、中能登町体育振興事業団補助金については、平成20年3月で償還金約1,000万円が完済となるため、大幅な減額になったとのことでした。

続いて、羽松高校への補助金10万円に対しては、諸般の理由により普通の高校に行けなかった子ども達にも門戸を広げるということで、普通高校の子ども達に負けない、そういう子ども達の指導にあたってほしい、という意味での支援であるとの回答でした。

図書館統合システム導入経費として多額の費用が計上されているが、具体的な内容とメリットは何かという質問に対しては、旧町単位で図書館があり、現在、それぞれのシステムで稼働しているが、3館を利用される方は、それぞれのシステムが違うため3枚のカードを必要とし、中にはカードを紛失される方が頻繁に出ているという状況で、また、合併の目標事業であったシステム統一により、1町1館を進め、更に、ネットワークで繋ぐことにより、職員及び個人がどの図書館でもそれぞれの蔵書の検索ができるとともに、県立図書館とも繋ぐことにより、一層の利便性を図られることになるとのことでした。

更に、町民からの蔵書の問い合わせ件数、システムの経過年数及び耐用年数に対する質問では、問い合わせについては4,239冊あり、経過年数では、旧鹿島で4年目、旧鳥屋で8年目、旧鹿西で6年目に入り、大体、7年で部品が製造されなくなるため、メンテナンスができなくなるとの回答でした。

次に、議案第28号 平成20年度中能登町後

期高齢者医療特別会計予算では、新しい制度について、75歳以上の方の周知はどのようにされるのかとの質問に対しては、広域連合ではテレビ、新聞等で説明を行っていますが、それだけでは不十分であるため、2月の下旬から3月末にかけ、各地区の老人会等へ直接案内を出し、出前講座のような形で、現在までに20地区ほど実施しているとのことでした。

その他、執行部からは、最終日に提出の課制条例の一部改正についての概要説明と教育委員会の教育施策の一元化を図っていくこと及び保健センター・社会福祉協議会の組織機構の見直しを検討している旨の報告を受けました。

最後に、福祉課保育担当から、保育園の民営化に向けた方向性について説明を受けました。

民営化のメリットとしては、地域性の撤廃、運営費及び人件費の削減等が図られる点があります。

また、運営費では、民営化の場合、補助金として確実に助成されますが、公立の場合、交付税導入ということで、本当に交付されているのか確認しにくいという点があります。

現在、保育園の保育士は90人いますが、20年3月に5人、21年3月に6人、22年3月に6人、23年3月に4人、24年3月に9人の職員が順次退職される見込みであり、一つの機会として捉えれば、指定管理者を含む民営化を進めていく上で、今が一つのチャンスだと思われます。

今後、退職者、育児休業で長期間休まれる方の補充を嘱託職員で対応しながら、上手にやっていけば、平成22年4月1日に1箇所、平成24年4月にはもう1箇所の民営化が図られると予想されるとのことでした。

保育サービスの提供を高めるためには、直営方式でなく、指定管理者制度に移行するというようなことで、施設は町が持ち、運営を民営に任せる公設民営方式、もう一つは、施

設及び運営を民間に移管させる民設民営方式があります。

この二つの違いとしては、指定管理者制度は運営を民間に任せるが、施設については、いつまでも町が修繕、改築を行わなければなりません。

民設民営方式であれば、修繕、改築は相手に任せることとなります。

民間に移行すると、大体2割強は経費の節減は可能となり、90人定員の施設運営があれば、2,000万円ほどの差額が出るとのことでしたが、これを進める場合、子どもを含む保護者の理解が必要であります。

以前、七尾市でも保護者からの反対で潰れたという経緯もあるとのことで、十分な準備をして進めていく必要があります。最低でも2年間の移行期間を設けるべきだとの報告を受けました。

なお、この件に関しましては、次回改めて検討することになりました。

それでは、審査の結果につきまして、次のとおりご報告いたします。

審査の結果、

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）の報告1件につきましては、全会一致で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、

議案第2号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第9号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町心身障害者医療費の

助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 及び、

議案第17号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について

以上の付託議案10件につきましては、いずれも全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算

議案第19号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第20号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算 及び

議案第21号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

以上の付託議案4件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算

議案第27号 平成20年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第28号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 平成20年度中能登町介護保険特別会計予算 及び

議案第30号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計予算

以上の付託議案5件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号 指定管理者の指定について 及び

議案第36号 指定管理者の指定について

以上の付託議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査報告を終わります。

○議長（若狭明彦君） 次に、産業建設常任委員会委員長 甲部昭夫君

[産業建設常任委員会委員長（甲部昭夫君）登壇]

○産業建設常任委員会委員長（甲部昭夫君）

それでは、産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

本定例会から、当委員会に付託を受けました議案9件、請願2件、陳情1件につきましては、3月10日、委員6名の出席のもと委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査の過程での主な内容について、ご報告いたします。

はじめに、議案第3号 中能登町農村公園条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項に基づき、農村総合整備事業により整備する農村公園について、設置条例を制定するもので、公園を造ることを地区では賛成されたのか、また、公園用地は創設換地として町の財産とするのかという質問に対しては、県営圃場整備事業鳥屋西部地区の中で、一角に公園を造ってほしいという要望があり、用地は計画策定時点で、創設換地として町が購入する予定との回答でした。

続いて、平成19年度中能登町一般会計補正予算では、K C-1号線の進捗について質問があり、改良工事は3月末で完成する予定であるが、舗装については繰越工事として6月ごろまでに完成をしたいとのことでした。

議案第25号 平成19年度中能登町水道事業会計補正予算では、水道管について、緊急時における対応として、一方向だけでなく、両

方向から配水できるような管路整備を図られているか、という質問に対しては、平成18年度に良川・西馬場の連絡管を整備し、平成20年度には後山・花見月の連絡管を整備する予定で、平成24年度までの間に完了したいとのことでした。

議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算では、能登テキスタイル・ラボの使用料が、良川織物工業協同組合の退去により、減額となっているため、早く新たなテナントが入るよう努力を求めました。

続いて、暫定税率維持に係る道路財源では、町の予算はどれだけ見込まれているのか、また、国の法案成立が遅れた場合、町への影響はどれくらいあるのか、との質問に対しては、自動車重量譲与税で9,400万円、地方道路譲与税で3,400万円、自動車取得税交付金で7,000万円を見込んでいるが、交付されるものとして予算を編成しているため、遅れることになると大変な影響を受けるとの回答でした。

続いて、大豆・小麦が燃料として利用されているため、輸入がほとんどストップするのではないかという懸念がされているが、現在、39%となっている自給率を上げるため、町としての農業施策の考えはあるのかという意見に対しては、昭和45年の生産調整が始まった時から麦・大豆については、転作作物の主要品目として位置付けをしており、これまでも沢山の機械を整備しているので、今後も大豆は進めていきたいとのことでした。

議案第34号 平成20年度中能登町水道事業会計予算では、収益的収支で2,266万3,000円、資本的収支で8,889万4,000円の不足となるが、内部留保資金の残額はいくらとなるか、という質問に対しては、収益的収支では18年度決算で6,755万2,000円の剰余金となっており、19年度はまだ分からないが、4,200万円の格差是正分を受けており、何とか黒字にしたいとのことでした。

また、資本的収支では、20年度には8,889

万4,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。その資金は、平成18年度決算で4億7,000万円ほど残っているとのことでした。

続いて、中能登町では、地下水を主水源として給水を行っているが、邑知潟地溝帯周辺は、地盤沈下が進んでいる地域であり、更新時にはその対策を含めた水源確保を考えていく必要があるのではないかという意見に対しては、平成17年度に水源の調査をしたところ、能力的には下がっていない状態であるが、地下水も永久的なものではないため、揚水能力等、定期的な調査を実施し、水源の状態を見極めていきたいとのことでした。

また、地盤沈下については、今のところ影響はないが、今後どのようになるか分からないので、見極めていきたいとのことでした。

なお、久江の表流水は、濁水、濁度、投資の問題等があり、使わない方向で取り扱うこととし、更新のため新しい水源が必要になった場合には、地盤沈下に影響のない場所での設置を考えるとともに、現在、県水の契約水量は1,350トンで、責任水量として945トンの使用であり、将来的には2,500トンまで可能となっていますので、このことも含めて検討していきたいとのことでした。

続いて、水道メーターの検針業務を委託しているが、特殊性により委託する必要があるのか、という質問に対しては、職務内容についてはどなたでもできるが、総合的に判断して、現在までのところシルバー等へ委託しているもので、今後、行革のことも含めて検討していきたいとのことでした。

続いて、防災訓練費用として計上された20万円の内容に対しては、前回の訓練時に準備したものや県からの助成もあるので、炊き出し訓練の材料費のみを計上し、5月ごろに実施を予定したいとのことでした。

また、先般、当委員会で輪島市の地震に対する復興状況を視察してまいりましたが、災

害の範囲、時期、時間帯により相当な違いがあるということを確認いたしました。

そこで、毎年、同じ内容で実施するのではなく、何か一つ、目的をもった訓練をしていただくよう強く要望をいたしました。

その他、執行部からの報告事項としては、町長からは、議会最終日に提出する課制条例の一部改正について概要説明を受けました。

土木建設課からは、二宮あおば台の分譲宅地9区画について、4月の広報に掲載し販売していきたい旨の報告を受けました。

商工観光課からは、平成18年度より繊維産業振興事業として、商工会で取組んできた中能登町織物デザインセンターが3月26日、10時より開館式が実施される旨の報告を受けました。

最後に、請願第1号、請願第2号及び陳情第1号につきましては、提出者の願いを願いとして受け止めつつ、慎重に審議を行いました。

それでは、審査の結果について、次のご報告いたします。

審査の結果、

議案第3号 中能登町農村公園条例の制定について

以上の議案1件につきましては、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第18号 平成19年度中能登町一般会計補正予算

議案第22号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第23号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算 及び

議案第25号 平成19年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案4件につきましては、いずれも全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第26号 平成20年度中能登町一般会計予算

議案第31号 平成20年度中能登町下水道事

業特別会計予算

議案第32号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算 及び

議案第34号 平成20年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案4件につきましては、いずれも全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、請願第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める国への意見書提出の請願書

以上の請願1件につきましては、賛成多数で採択いたしました。

請願第2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める国への意見書提出の請願書

以上の請願1件につきましては、全会一致で採択いたしました。

最後に、陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

以上の陳情1件につきましては、全会一致で不採択いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での審査報告を終わります。

午後5時24分

○議長(若狭明彦君) 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(若狭明彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長(若狭明彦君) 日程第4 討論・採決

これより、上程議案 報告第1号、議案第1号から議案第3号まで並びに議案第5号から議案第36号まで、報告1件、議案35件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

20番 杉本平治君

〔20番(杉本平治君)登壇〕

○20番(杉本平治君) それでは、提出されました議案につきまして、私から反対討論を行いたいと思います。

内容的には、ただいまから、議案の号数を言います。平成20年第1回定例議会に提出された議案第2号、第13号、第15号、第28号、第30号の5件について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

5件の議案に共通するのは、医療制度の改正に伴い、住民負担の増額と制度の改正により、従来受けていた福祉サービスなどは、受けられなくなるものばかりであります。今回の医療制度の改悪は、国民の命を守る政治を行うという政治原則を放棄した自民党、公明党の政策のあらわれだと考えております。そこが原因として、地方自治体が住民に対して冷たい福祉施策を次から次へと打ち出していると考えます。

私は、こういう時だからこそ、地方自治体が独自の施策を打ち出して、住民を守っていくことが求められていると考えます。

先日も、ケーブルテレビを見ていた一町民の方から電話をいただきました。それは、毎年開催される敬老会において、町長、議長があいさつを行っている。あいさつの内容が「長生きをされておめでとうございます。身体に気をつけて、これからも長生きして下さい。」という言葉であります。電話での町民の声は、今のこの政治の中で、来年のあいさつはどうなるのかなという、そういう言葉であります。その町民は、次のように言っておられました。「長生きされましたが、政治の都合で新たに保険料をいただく医療制度が

くられ、年金から天引きさせていただくことになりました。どうぞ、ご理解ください。」というあいさつになるのではないかと、それが電話の向こうの一町民の声でありました。

私は、今回の議会の中に、また、昨年度からの議会にも発言しておりましたが、「75歳になられて、本当におめでとう。これからは医療費は取りません。安心して長生きして下さい。」と労をねぎらうのが政治の本来の中身ではなかろうかと考えております。

だが、どうでしょうか。反面、社会保険庁は、3月14日に次のように発表しております。5,000万件の宙に浮いた年金記録の照合作業の結果を発表いたしました。未解明の記録は昨年12月からみれば50万件増加して、2,025万件になりました。全体の4割を占め、解決の時期も明示できていないのであります。こういう現実を見て、今、政府は、年金記録が整理されていない中で、高齢者の保険料の天引きだけは、この4月からきちんといただくということでは、これでは国民、町民の納得が得られないと私は考えます。

だからこそ、3月15日の新聞記事によりますと、地方議会からの衆参両議院議長に後期高齢者医療制度の廃止、見直しを含めた意見書は、ようやく84件が寄せられており、当初は、意見書の中身は、見直し、国庫負担の拡充が多かったのでありますが、昨年末から中止、撤回が急増しているそうであります。

以上が、今議会に提案されました反対討論の内容であります。

次に、私は、20年度の予算の中で、提案されましたいろんな議案について意見を述べておきたいと思っております。

例えば、1番目といたしまして、公債費の繰上償還を政府が指導している中で、中能登町としましても、3カ年間で6億9,647万円が償還されることで、今後の町財政運営に大きなプラスになると私は考えております。今後このような制度を利用いたしまして、対

応していくことを要望しておきたいと思っております。

2点目といたしまして、国保、高齢者医療の滞納者に対する資格証明書の発行については、現在、中能登町は石川県内におきましても、数少ない無発行の町であります。この施政は、町民から私は、やはり大きな期待を持って受け入れられてきていると考えます。是非ともこの施政を後期高齢者医療制度が発足いたしましても、続けていくことを強く要望しておきたいと思っております。

3点目として、介護保険での地域支援事業として、寝たきり等介護慰労金支給事業として、今日まで中能登町は月額1万円を支給しておりましたが、現在、予算の中では、それを2万円に引き上げるといふ、そういう予算が提案されております。このことは、介護をしている家庭にとりましては、大変温かい町政だと受け止められると考えております。特に、後期高齢者医療制度が発足いたしますと、それらのお年寄りの方々が、家庭に戻される、家族の介護に引きわたされるという、そういう医療制度がこの後期高齢者医療制度の本旨であります。こういう中におきまして、この介護慰労制度が引き上げられるということは、大変受け止められると考えております。

以上、反対の意見と20年度の予算にあらわれた新たな施策について、一定の評価を行いました。

最後に、町民は、国の政策の中で、町政がどう受け止めて、町民の暮らしを守る町政を行っていくかを強く望んでいることを発言して討論にかえる次第であります。以上、終わります。

○議長（若狭明彦君） 杉本議員におかれましては、反対討論のみにして下さい。そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、
以上で討論を終結いたします。

次に採決を行います。

報告第1号について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
原案のとおり承認であります。本件は、委員
長の報告のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま
す。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認
されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第1号に
ついて採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
原案のとおり可決であります。本件は委員
長の報告のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま
す。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第2号に
ついて採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
原案のとおり可決であります。本件は、委員
長の報告のとおり決定することに賛成の方の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第3号に
ついて採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
原案のとおり可決であります。本件は、委員
長の報告のとおり決定することに賛成の方の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第5号か
ら第12号まで、議案8件について採決いたし
ます。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致
で原案のとおり可決であります。本件は、各
委員長の報告のとおり決定することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま
す。

よって、議案第5号から第12号まで、議案
8件は原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第13号に
ついて採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
原案のとおり可決であります。本件は、委員
長の報告のとおり決定することに賛成の方の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第14号に
ついて採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
原案のとおり可決であります。本件は、委員
長の報告のとおり決定することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第16号、第17号、議案2件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、議案第17号、議案2件は原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第18号から第25号まで、議案8件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号から第25号まで、議案

8件は原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第26号、第27号、議案2件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、第27号、議案2件は原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第28号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第29号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第30号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で

原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第31号から第34号まで、議案4件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から第34号まで、議案4件は原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第35号、第36号、議案2件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、第36号、議案2件は原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、請願第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める国への意見書提出の請願書

請願第2号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める国への意見書提出の請願書

陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害

防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情の請願2件、陳情1件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） ないようですので、次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若狭明彦君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

まず、請願第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める国への意見書提出の請願書について採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、請願第1号を採択することは可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、請願第2号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める国への意見書提出の請願書について採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。

よって、請願第2号を採択することは可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うことなどを求める意見書提出に関する陳情につい

て採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択であります。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立なしであります。

よって、陳情第1号を採択することは否決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後5時50分 休憩

午後6時22分 再開

◎追加日程2

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、杉本町長より、議案第37号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

議案第37号、同意第1号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後6時23分 休憩

午後6時24分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

追加日程2 日程第1 議案第37号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

[町長（杉本栄蔵君）登壇]

○町長（杉本栄蔵君） 本日、追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第37号 中能登町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、4月から役場事務機構の見直しに伴い、条例を改正するものであります。

以上、本日提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

議案第37号について、質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第37号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、追加日程2

日程第2

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 続きまして、本日、追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

同意第1号 中能登町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

今回、中能登町固定資産評価審査委員会委員として議案の方が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

同意第1号は人事案件であり、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎追加日程3

○議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま、提出者甲部昭夫君、賛成者4名から、発議第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書 並びに、提出者甲部昭夫君、賛成者5名から、発議第2号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書が提出されました。

これをそれぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

発議第1号、第2号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後6時31分 休憩

午後6時32分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

追加日程3 日程第1 発議第1号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

○7番（甲部昭夫君） ただいま、上程されました意見書について、その概要を朗読し、説明とさせていただきます。

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し、中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急

対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対し、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急の措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

わが国企業の99%を占め、日本経済を下支える中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対し中小企業底上げ対策の一層強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

記

1. 中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定
2. 各省庁所管のもと、数多くある中小企業相談窓口を一本化すること
3. 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること
4. 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（若狭明彦君） 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号について、質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方ありませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（若狭明彦君） 起立多数です。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程3 日程第2 発議第2号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書

昨年、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度（2.4～6.4度）上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしています。

対策の大きな鍵をにぎる温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたCOP13（国連気候変動枠組み条約締結国会議）で、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされました。

特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ、北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、インド、中国なども含め、すべての主要排出国が参加する、新たな枠組みづくりをリードする使命があります。

そのために、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー

対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきです。

石油脱却に向けてカギを握っているのは、代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食料との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」(仮称)を制定すべきです。

現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長(若狭明彦君) 提案理由の説明が終わりました。

発議第2号について、質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(若狭明彦君) ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(若狭明彦君) ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

お諮りします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(若狭明彦君) 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程4

○議長(若狭明彦君) お諮りします。

ただいま、提出者作間七郎君、賛成者5名から、発議第3号 中能登町議会委員会条例

の一部を改正する条例について 並びに、提出者作間七郎君、賛成者5名から、発議第4号 中能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これをそれぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(若狭明彦君) ご異議なしと認めます。

発議第3号、第4号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後6時43分 休憩

午後6時44分 再開

○議長(若狭明彦君) 再開いたします。

追加日程4 日程第1 発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 作間七郎君

〔19番(作間七郎君)登壇〕

○19番(作間七郎君) ただいま、上程されました発議第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

発議第3号は、中能登町課制条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(若狭明彦君) 提案理由の説明が終わりました。

発議第3号について、質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(若狭明彦君) ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

お諮りします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

追加日程4 日程第2 発議第4号 中能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 作間七郎君

○19番（作間七郎君） ただいま、上程されました発議第4号 中能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

発議第4号は、議員の兼職禁止を規定した地方自治法第29条の2について見解を統一し、かつ明確にし、清潔で民主的な町政の発展を期するため、条例の一部を改正するものであります。地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 提案理由の説明が終わりました。

発議第4号について、質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、

討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

お諮りします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後6時50分 休憩

午後7時00分 再開

◎追加日程5

○副議長（上見健一君） 再開します。

議長若狭明彦君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

「議長の辞職」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（上見健一君） ご異議ないものと認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

服部議会事務局長。

○議会事務局長（服部顕了君） 辞職願 私こと、この度、一身上の都合により、議長を辞職いたしたく、ここにお願ひ申し上げます。平成20年3月18日 中能登町議会議員議長 若狭明彦 中能登町議会議員副議長 上見健一殿

以上でございます。

○副議長（上見健一君） お諮りします。

若狭明彦君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（上見健一君） ご異議ないものと

認め、若狭明彦君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（上見健一君） ご異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 7 時 05 分 休憩

午後 7 時 59 分 再開

○副議長（上見健一君） 再開いたします。

追加日程 日程第 1 これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（上見健一君） ご異議はないものと認めます。

選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、本職において、指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（上見健一君） ご異議ないものと認めます。

本職において指名することに決定いたしました。

議長に田中治夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました

田中治夫君を議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（上見健一君） ご異議ないものと認めます。

ただいま、指名いたしました田中治夫君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された田中治夫君が議場におられますので、この席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

ここで、議長に当選された田中治夫君から、ごあいさつがあります。

田中治夫君

○議長（田中治夫君） 今ほどは、議員の皆さんの温かい友情で議長に就任をさせていただきました。ありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

この上は、中能登町の議会の活性化、そして円滑な議会運営、議会の改革、皆様のご指導、そして、ご鞭撻をいただきながら、誠心誠意務めさせていただきます。どうぞ重ねてのご指導をお願い申し上げます。

なお、執行部におかれましても、立場は違いますが、我がふる里を思う気持ちは同じであります。執行部と議会と切磋琢磨しながら、素晴らしいふる里づくりに努めてもらいたい、そう念じながら簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（上見健一君） 新議長が決まりましたので、ここで交代いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

◎閉会中の継続調査

○議長（田中治夫君） 日程第 5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産

業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、前議長若狭明彦君がごあいさつという申し出がありますので、ごあいさつを認めます。

若狭明彦君

○前議長（若狭明彦君） この度、私が一身上の都合により、議長という大役を辞することになりました。中能登町2代目の議長として、皆さん方のご協力、ご支援いただきまして、1年9カ月にわたり全うできたことを本当に感謝申し上げたいと思います。

執行部におかれましても、いろんな面でご協力いただきまして本当にありがとうございました。

これからは一議員として、新議長の応援者として、協力しながら中能登町の発展のために尽くす所存でございます。

これからも何分ご協力、ご指導をお願いいたします。お礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉議・閉会

○議長（田中治夫君） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第1回中能登町議

会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後8時08分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 若 狭 明 彦

議 長 田 中 治 夫

副 議 長 上 見 健 一

署 名 議 員 亀 野 富 二 夫

署 名 議 員 甲 部 昭 夫